

官報号外 昭和三十四年四

号外 昭和三十四年四月八日

昭和三十四年四月八日(水曜日)午前十一時十九分開議

國第三十一回

參議院會議錄第二十五号

- | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| 議事日程 第二十二号 | 昭和三十四年四月八日 | 午前十時開議 |
| 第一〇 でい醉犯罪者の保安処分法
制定促進等に関する請願(七件) | 第一一 へい獄処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) | 第一二 消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出) |
| 第一三 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六名発議) | 第一四 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) | 第一五 広島県尾道市山波町に特定郵便局設置の請願 |
| 第一六 高知県長岡郡南部地区の電話施設整備統合に関する請願 | 第一七 静岡県浜松市にテレビジョン放送局設置の請願 | 第一八 高知県宿毛市錦地区に農村電話架設の請願 |
| 第一九 鹿児島県名瀬市にテレビジョン放送所設置の請願 | 第二〇 結核療養者のN.H.K.ラジオ聴取料免除に関する請願 | 第二一 高知市三谷公民館に公衆電話架設の請願 |
| 第二二 高知商業特別措置法案(内閣提出、衆議院送付) | 第二三 福岡地方裁判所小倉支部等建築促進に関する請願(三件) | 第二四 熊本県鹿央村に無集配特定期便局設置の請願 |
| 第二五 福島県飯館村伊丹沢部落等に農村公衆電話架設の請願 | 第二六 香川県詫間郵便局局舎新築に関する請願 | 第二七 熊本県山鹿市吉良町に無集配特定郵便局設置の請願 |
| 第二七 熊本県山鹿市吉良町に無集配特定郵便局設置の請願 | 第二八 安全殺虫剤ビレトリン使用に関する請願 | 第二八 地方卸売市場の法制化に関する請願(八件) |
| 第二九 地方卸売市場の法制化に関する請願 | 第三〇 農林漁業基本法制定促進に関する請願 | 第三〇 農林漁業基本法制定促進に関する請願 |
| 第三一 水産資源保護対策確立等に関する請願 | 第三二 いるか漁業整理転換に関する請願 | 第三一 水産資源保護対策確立等に関する請願 |
| 第三三 農林水産業基本法制定促進等に関する請願 | 第三四 昭和三十四年度漁港修築予算等に関する請願 | 第三三 農林水産業基本法制定促進等に関する請願 |
| 第三五 木炭の価格安定対策確立等に関する請願 | 第三五 木炭の価格安定対策確立等に関する請願 | 第三五 木炭の価格安定対策確立等に関する請願 |
| 第三六 農業共済保険予算に関する請願(二件) | 第五二 長崎県佐世保港外投びよう禁止による漁業損失補償の請願 | 第五二 長崎県佐世保港外投びよう禁止による漁業損失補償の請願 |
| 第五三 開拓者救済に関する請願 | 第五四 昭和三十四年度漁港修築予算等に関する請願 | 第五三 開拓者救済に関する請願 |
| 第五五 農業振興施策確立等に関する請願 | 第五六 農業改良助長の法制化に関する請願 | 第五五 農業改良助長の法制化に関する請願 |
| 第五六 農業改良助長の法制化に関する請願 | 第五七 漁業協同組合整備特別措置の立法化に関する請願 | 第五七 漁業協同組合整備特別措置の立法化に関する請願 |
| 第五七 漁業協同組合整備特別措置の立法化に関する請願 | 第五八 東京都中央卸売市場足立分場魚類部拡張等に関する請願 | 第五八 東京都中央卸売市場足立分場魚類部拡張等に関する請願 |
| 第五八 東京都中央卸売市場足立分場魚類部拡張等に関する請願 | 第五九 昭和三十四年度漁港修築予算等に関する請願 | 第五九 昭和三十四年度漁港修築予算等に関する請願 |
| 第五九 昭和三十四年度漁港修築予算等に関する請願 | 第六〇 昭和三十四年度漁港修築予算等に関する請願 | 第六〇 昭和三十四年度漁港修築予算等に関する請願 |

○議長(松野鶴平君) 諸般の如
朗読を省略いたします。

昨七日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 議長の報告 会議 皇太子殿下の結婚

七五

つきましては、この御盛典に対し慶祝の意を表するため、特に院議をもつて、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、その朱文の起草は議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(松野謙平君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました案文を朗読いたします。

天皇陛下にささげる賀詞案

春たけなわのこのよき日に、皇太子殿下の結婚の儀が行われましたことは、国民のひとしく喜びとするところであります。

このたびの御盛典は、皇室の御榮光に、また、わが国の進展について、その輝きをそえるものと信じます。

ここに参議院は、国民慶祝の至情を代表し、院議をもつてうやうやしく賀詞をささげます。

皇太子殿下にささげる賀詞案

春たけなわのこのよき日に、皇太子殿下の結婚の儀が行われましたことは、国民のひとしく喜びとするところであります。

われら国民敬愛のまことなつておられます西陛下には、ますます御健康にあらせられ、幸福な御家庭を築かれますよう祈つてやみません。

ここに参議院は、国民慶祝の至情を代表し、院議をもつてうやうやしく賀詞をささげます。

[拍手]

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。賀詞の奉呈方は、議長においで取り計らいます。

○佐藤尚武君 この際、私は、国民外交に関する緊急質問の動議を提出いたしました。

○田中茂徳君 私は、ただいまの佐藤尚武君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 佐藤君の動議に御異議ございませんか。

○田中茂徳君 私は、ただいまの佐藤尚武君と呼ぶ者あり。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。

○佐藤尚武君 〔拍手〕

○佐藤尚武君 最近の社会党議員団の中共訪問をめぐりまして、わが国を中心とする国際情勢の上に多大の憂慮すべき事態が発生してきたように思われますので、あえて岸総理大臣並びに藤山外務大臣に対し、二、三の問題について、御所見をお尋ねしたいと存じます。

本日まずもつて質問申し上げたい点は、いわゆる国民外交ということの意義についてであります。普通、国民外交といえども、一国の国民が他国の国民に対して友好親善の関係を増進するため働きかける、いわば儀礼的の行事をさるものと信ぜられ、この範囲にどまるのであれば、国民外交をむしろ歓迎すべきであると思われます。が、今回の訪中社会党代表団のとつた態度は、はるかにこの範囲をこえたものであります。昨年夏以来社絶した日中両国の国交回復の糸口を見出さんと試みたとはいものの、日本国内において今日

なお統一されていない方策をひっさげ

て、両国関係の打開をはからんとしたところに、大なる問題を残し、国民に

多大の疑惑を与えました。結果から見て、今回の中共訪問は、日本の国内問

題に関して、社会党の主張に中共を同調せしめ、兩者共同戦線を張つて本国政府に重圧を加える形となりました。

こういうやり方は、実は、私から申せば、むしろ前代未聞ともいふべきであつて、明治史以来かつてその例を聞かないところであります。とうてい、

およそ国民外交とは呼べないやり方と断ぜざるを得ないのであります。が、

政府はこの問題に關してどういふ意見をお持ちでありますようか。お尋ねを

申し上げたいと思います。(議長、定足数がないぞと呼ぶ者あり)まずくい

けば、これはまさに内政干渉の道を開くものであると言わざるを得ません。

次に、去る三月十七日北京で発表された共同声明において、第一、問題と

やめること二つの中国を作る陰謀に加わらないこと、中日両国の正常関係の回復を妨げないこと、といふのがそれ

であります。が、この原則に従えば、日本は、当然日華条約を破棄して、国民

政府との友好関係を解消し、中共政府を承認して、同政府と正常関係に入る

ことになるのであって、この点は、周

恩来總理の談話の中にも強調されてお

り、また、使節団は全面的にこれを受け入れているのであります。しかし、

日本と台湾の国民党との友好関係持続は、たゞ日本国民の一部にこれに

反対する意見があるにしましても、依

然、日本国民の強い要望であること

は、ここに指摘されなければなりません。日本人は、蔣介石総統に対し、徳

義上負うところどころする大なるものがござります。終戦当时、あの有名な蔣

総統の一言によりまして、幾十万の日

本人が命を全うして中国から故郷に帰還することができます。日本人は、日本人

は、蔣総統の世界史上にもまれに見る

この寛大な措置に対しましては、心からなる感謝の意を表するものであり

ます。(拍手)かるがゆえに、昨年三

月、参議院の外務委員会において中共

貿易問題が議せられました際、私は特

にこの点に言及しまして、日本人は、忘恩の国民であつてはならない、対國

民政府の問題は、日本においては国際

信義の問題である、これを裏切るよう

な行動に出でてはならないと考える旨を述べて、岸総理の注意を喚起したこと

がありましたが、幸いにも、総理は、

卑見に対し全面的に同感を表せられ、

旨をもって、中共政府の承認は考えて

いないと答弁されました。私は、総理

が依然態度を変えておられないのを多

とするものであります。私は何も、日

本は、当然日華条約を破棄して、国民

上へねばならぬ第二の点は、日米關係に關する部分であります。社会党代表

団は、声明中、日米安全保障体制を打

破し、日本駐留の米軍の撤退、軍事基

地の撤去、小笠原、沖縄の回復を実現

して、日本の自主独立を確保するとと

もに、中ソ米日四国間の友好関係を確立せんとすることを、日本人民の強い

願望として表明しております。しか

し、これら四国間の安全保障体制の確立のときとはどうして実現不可能なる

ことを、多くの日本人は熟知している

ことを、まずもつて指摘しなければな

りません。何ゆえにこれら四国間の友

好不可侵関係の樹立が不可能は近いか

といえど、それはもちろん、共産圏に

対する自由国家群の不信がその原因で

あります。何ゆえにこれら四国間の友

好不可侵関係の樹立が不可能は近いか

といえど、それはもちろん、共産圏に

対する自由国家群の不信がその原因で

あります。何ゆえにこれら四国間の友

好不可侵関係の樹立が不可能は近いか

といえど、それはもちろん、共産圏に

われは知つております。ソ連は、戦争

中から戦争直後にかけて、ハンガリア、

ボーランド、ルーマニア、ブルガリ

ア、チエコ等の諸国を赤化し、かい

らうにとしたりことは、周知の事実であ

ります。人あるいはこれを戦争の遺物

として憤怒する氣持を持つ向きもある

かもしれません。しかし、三年前の

ボーランド、ハンガリア等の青年たち

が、自由を奪回しようとして決起した

際、ソ連は強大な武力干渉を行なつて

これを鎮圧いたしました。ことに、ハ

ンガリアにおいては慘虐をきわめ、無

数の憂国青年者たちがソ連の重戦車隊

により虐殺された悲惨なる事実は、世界

世論のさらさらたる非難的となつた

のであります。これは今日なお記憶に

新たなところであり、もし、ソ連が真

実、国際共産党を解体し、世界赤化に

いたいとするならば、ソ連が國際共産主義の本尊

ゆえんは、ソ連が國際共産主義の本尊

私は何も、ソ連、中共に対し悪意を蔵し、誇張をもつて非難せんとするものではありません。ただ、これら二国との眞の姿に対する日本国民の認識を深めるのでなければ、日本は対等の立場に立ち得ないと信するのみであります。ソ連、中共の世界赤化の野望を知るならば、これら両国に対し、日米安保保障条約の解消を強調し、そうしてその絶讐を博したといたしましても、それがこの国にどういう結果をもたらすでありますよ。また近ごろでは、日本はこれら両国から中立をさせ教えられている状態であります。しかし、その裏にひそむ意図が何ものであるかということは、問わずして明らかであります。もし軽々にそれらの忠言に耳を傾けるならば、たちまちにして祖国日本は霧のごとく消え失せ、新たな一か国、ソビエト日本が舞台に現われて幕となるだけであります。ぼやぼやしておれば、日本も第二のチベット化するおそれがあつたことを、われわれは知らないません。

めな状態に、この国を陥れてしまえば立がわが国を無抵抗のえきとして残そうすることにあるのは多言を要しません。日本は國力が充実するまではどうしても安保条約を必要とするのであり、米国とは一そら相互理解を深め、政治上、経済上の親善友好開拓係を増進しなければなりません。私の考えは、およそ米国を敵視するとは正反対であります。それが健全な、そして慎重な日本のあり方と信ずるものであります。政府も、安保条約維持の根本問題につきましては、私と所見を同じくしておられると信じますが、すでにその改定の必要を認められてこれに着手された以上、できるだけすみやかに米国との間に妥結に達するよう努力せらるべきであります。それが、自民党内の意見がまとまらないとか、そういう故障のために、今もつて米国との交渉が成立していないということは、すこぶる遺憾であり、そのためこそ、一そら国情に混乱を来たしておる点、政府としても猛省されるべき問題であると信じます。

今日の危機に際し、私はあえて單見を吐露し、總理、外相の御見解を承わらんとするものであります。危機に立つ日本救出のためにいかに善処すべきやの問題に關し、政府の御決意を承わりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。いわゆる國民外交、これは言うまでもなく、一国の國民が他の国の國民との間に理解を深め、親善友好の關係を深めていくということが、私は國民外交の主眼である、また本体であると思います。具体的の外交権はもちろん政府が持つておるわけでございまして、國民が直接に、國民外交といえども、外交権を持って云々するべき問題でないことは言うを待たないのであります。今回の社會黨の訪中使節団の向うにおける言動や、あるいは共同コミュニケ等に現われておる考え方につきましては、國民の間におきましても相当きびしい批判が行はれております。よろに、私は、その動機はおそらく、この日中間の關係が一切断絶しているということは、両国のためにも望ましくないがゆえに、これを打開する何らかの手がかりを求めるやうという趣旨に出ていると承知いたしておりますが、この行動や、あるいは共同声明に現われている考え方につきましては、私は幾多の遺憾な点を見出すのであります。たとえば、そのうちに安保条約の廢棄あるいは日華平和條約の廢棄といふようなことが言われている。あるいは、ある席上におけるところの演説でもって、アメリカは、あるいはアメリカの帝国主義は日中共同の敵であるといふような言明がされたというような

事柄は、これは非常に行き過ぎの点であります。また、本来の国民外交の域を逸脱しているものと、かように考えられます。(拍手)

三原則の承認の問題につきましては、三原則自体は、文字通りにいいますと、非常に抽象的であります。敵視政策であるとか、あるいは二つの中国であるとか、あるいは日中間の国交を阻害するようなことをしないとかいうふうな、非常に抽象的でございましてが、従来、日本の政府は決して、敵視しているとか、あるいは中国を二つにするところの陰謀に参画しているとか、あるいはこの両国の間の友好親善の関係を阻害するようなことを考えておらぬのであります。ただ抽象的でありますが、その具体的な内容として、あるいは安保条約の廢棄を意味し、日華平和条約の廢棄を意味するといふような意図を、これが持っているものであるからどうかというような点につきましても、訪中使節団が帰つてこられまして、われわれといろいろ意見を交換したのであります。私が、やはりそういう点が、この敵視政策というような中には含まれている、こういうふうな回答であつたのであります。私どもは、もちろん日本人民安保条約の問題は、日本の安全保障を全うするために、われわれが独立して、和条約の問題に關しましても、これがありまして、その条約を作りましたねえんは、佐藤議員の御趣旨とわれわれ全然同意でございます。また、日華平和条約の問題に關しましても、これが結されました当時の事情を回想するならば、佐藤議員のお話の通りであります。

まして、従つてわれわれは、一方は、日本が独立国として自主的の立場で安保条約の問題は決定すべき問題については、国際信義の上からわれわれの当然これを考えていかなければならぬ問題でありまして、他國から、これについていろいろな干渉や、あるいはこれに対するいろんな影響を与えられるというようなことは、これはわれわれは独立国として、当然そういう考えは排除しなければならぬ。あくまでも日本が国際社会の一員として、独立国として、日本が自主的に、また国際社会における信義はあくまでもこれを守るという立場に立つてわれわれは考えるべき問題である。かように考えております。(拍手)

兵器の出現によって、アメリカの、軍事基地といふものに対する概念も變つて参りました。日本本土にへばりつく必要度がずっと減つて参りました。今では、空軍を残して、陸海軍の多くは撤退してしまっております。それは必ずしも日本自衛隊がとつてかわる実力を備えるに至つたためではあります。それは戦略戦術思想の画期的変化によるものであります。外國軍隊の駐留をやめて自主独立を願う絶好の条件が生まれつたものと考えられます。すなわち、われわれはこの際、米軍の撤退を求め、安保条約解消の方向に進む一方、中ソとの国交増進と回復に當り、平和の環境を作ることに邁進することが総理の申される、單に手をつかねて平和を望む消極的態度をとることなく、建設的具体的努力を払うという趣旨にも合致するのではないかと存じます。

次に、日中関係についてお伺いをいたします。総理は、去る三月二十五日、自民党の政治学校において、中共側は、日米安保条約を廢棄、日本と台湾との条約を廢棄せよと言っているが、むしろ中共こそ、その前の中ソ同盟の中にある対日軍事条項の解消をやれということを、大へん元氣よくやつておられるようですが、これは非常におもしろい案だと私は思います。ところがほぐれて、向うは日米安保条約をやめろ、こちらは対日軍事条約をやめろ、こういうことになります。されば、それでは話合おうと、あるいはどうしようかということが進むのではないかと思う。單に強がりではなくて、こういう計画をほんとうに実行

する御決心があるかどうかをお伺いします。

また、四日の同じアイゼンハワード大統領の演説では、日本が共産圏に接触するのは好まない、中国との貿易をやらなければなりません。われわれは國の經濟自立のためには、アメリカは考えよう、といったような意味のことを強調しております。しかし、われわれは國の經濟自立のためには、どとの國ともできるだけ貿易を伸ばし、

貿易を通じて世界の緊張を緩和していかないと考えておりますが、政府はこの点をどう考えられておりますか。

また日中関係をよくするということは、最終的には中共政府承認を目指としてのことが当然であると思ひます。しかし、この点をどう考えられておりますか。

は、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うということをあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うということをあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うことがあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うことがあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うことがあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うことがあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うことがあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うことがあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うことがあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

総理は、この夏、イギリスを訪問する機会に、中共との交渉についても話し合うことがあります。それが、政府のほんとうの腹の中はどうであるのかをお伺いいたします。

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

右の本院提出案をここに送付する。
　　へい歐処理場等に関する法律の
　　部を改正する法律案

昭和二十四年三月三十日

參議院議長松野鶴平殿

（昭和二十三年法律第四十号）の一部を改正する法律
（昭和二十三年法律第四十号）の一部を改正する。
第九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

4 その指定の日から起算して二箇月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、動物の種類及び數、施設の構造設備の概要その他必要な事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第一項の許可を受けたものとみなす。

第五条から第七条までの規定

5 第五条から第七条までの規定
は、第一項に規定する区域内にお
いて同項各号に掲げる動物を~~当該~~

従い都道府県知事が指定する区域
内において、次の各号に掲げる動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容しようとするとする者は、厚生省令の定めるところにより、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

第九条第二項から第七項までを次のように改める。

各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第六条の二中「第四条の規定に基く政令で定める基準」とあるのは「第九条第二項の規定に基く政令で定める基準」と、第七条第一項中「第三条の許可」とあるのは「第九条第一項の許可」と読み替えるものと

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えるなければならぬ。

3 第一項の区域が新たに指定された場合において、その指定に係る区域内において指定の際現に同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容す

第一項から第四項までの規定は、蒙畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

第十条第二号中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

三 前条第一項の規定に違反した者

第十二条第二号中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改め、同条第三号を削る。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十四年十日
一日から施行する。

（経過規定）
2 この法律の施行の際、現に改正
前の、い獸處理場等に關する法律
第九条第一項又は第二項の規定
による届出をして同条第一項
各号に掲げる動物を飼養し、又
は収容するための施設を設けてい
る者は、この法律の施行の日から
起算して二箇月間は、改正後のへ
い獸處理場等に関する法律（以下
「新法」という。）第九条第一項の規定
にかかるわらず、引き続きその施
設で当該動物を飼養し、又は収容
することができる。

3 前項の規定に該當する者が、同
項に規定する期間内に、厚生省令
の定めるところにより、その旨を
当該施設の所在地の都道府県知事
に対し届け出たときは、その者
は、新法第九条第一項の許可を受
けたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に
する法律案
掲載〕

昭和三十四年四月一日
衆議院議長 加藤鉄五郎
参議院議長 松野鶴平殿
消費生活協同組合法の一部を改正
する法律案
正する法律
消費生活協同組合法の一部を改
正する法律
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のよう
に改正する。
第二十六条の二の次に次の一条を
加える。
(共済事業規約)

第二十六条の三 組合は、第十条第

第二十六条の三 組合は、第十条第一項第四号の事業のうち、組合員から共済掛金の支払を受け、共済

第二十六条の三 組合は、第十条第一項第四号の事業のうち、組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に關し、共済金を交付する事業（以下「共済事業」といふ。）を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を定めなければならぬ。

第四十三条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加

〔久保等君登壇、拍手〕

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 （経過規定）

この法律の施行の際に消費生活協同組合又は消費生活協同組合が行つてゐる共済事業に關する事項については、この法律の施行の日から起算して一年間は、この法律による改正後の第二十六条の三の規定を適用しない。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 〈経過規定〉
この法律の施行の際現に消費生活協同組合連合会が行つてゐる共済事業に關しては、この法律の施行の日から起算して一年間は、この法律による改正後の第二十六条の三の規定を適用しない。

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 ただいま議題となりました、へい歎処理場等に関する法律の一部を改正する法律案並びに消費生活協同組合法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、へい歎処理場等に関する法律案の一部を改正する法律案について申し上げます。

最初に、本法案の趣旨を申し上げま

す。畜舎等の取締りにつきましては、

第二回国会で、へい獸処理場等に関する法律が制定され、都市における畜舎に対する衛生措置が畜舎の管理者に対する義務づけられたのであります。その後、家畜家禽の飼育増加に伴い、都会地並びに人家密集地域及びその周辺において畜舎の設置が増加してきたので、第二十四回国会で本法の一部を改正し、畜舎の構造設備の基準を設定するとともに、届出制度とし、なお、大、鷄、アヒルも一定数以上を飼養するものについても、法の適用を受けることとしたのであります。しかしながら、その後における本法の実施状況を見ますに、畜舎等については、単なる届出制度では実態の把握に困難性があり、すでにでき上っている畜舎の構造設備を改めさせることにも困難性が見られましたので、結局、都市の畜舎に対する適切な指導と措置が行いがたく、ひいては付近住民に対する環境衛生上の弊害を惹起いたしました。今回これを許可制度に改めることにより環境衛生の向上をはかるとするものであります。

次に、本法案のおもなる内容について申し上げます。その第一は、清掃法における特別清掃地域内において都道府県知事が指定する区域において、

牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、犬、鶏もし

くはアヒルを一定数以上飼養し、また

は収容しようとする者について、従来の届出制を改めて、その施設所在地の都道府県知事の許可を受けなければな

らないこととしたことであります。

なお、その指定する区域の基準は現行法通りでございます。第二は、これら飼養収容施設の構造設備が政令で定める

公衆衛生上の基準に適合していると認

あるときは、知事は許可を与えないけれどもこととしたしたほか、関係規

定の整備をはかつておるのであります。

○議長(松野鶴平君) 総員起立認め

ます。よつて両案は全会一致をもつて

可決せられました。

附則中「昭和三十四年四月一日」を

「公布の日」に改める。

二、「百分の二十五」に改め、同条第二項】を「第二条第二項】に改め、同改

正規定の表中「四」を「三・五」に、

「三・五」を「三・一」に、「三・一」を

「三・一」に、「一・三」を「一・一」に改

めます。

昭和三十三年十二月十二日

藤田進

千葉信

矢鳴三義

横川正市

吉田法晴

赤松常子

阿具根登

伊藤頭道

天田勝正

安部キミ子

占部秀男

江田三郎

大倉精一

岡三郎

小笠原三男

片岡文重

亀田得治

北村暢

栗山良夫

得治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

田畠金光

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

田中一

戸叶武

中村正雄

平林勝

藤原道子

松澤兼人

吉田忠二

萬助

藤田太郎

松浦清一

成瀬靖介

中田繁夫

吉雄

鈴木強

佐馬助治

高田なほ子

柴谷忠隆

佐多要

近藤信一

小林孝平

昭和三十四年四月八日 參議院会議録第二十五号

、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一
部を改正する法律案外二件

附
脚

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

この法律施行に要する経費
総額 約七億六千九百万円

審查報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案

添えて、報告する。

内閣委員長 永岡 光治

卷之三

「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大臣官房に官房長官を置くとともに、国立中央青年の

のであって、その措置は妥当と認める。なお、施行期日に関する所要

二、費用

本法律施行に伴う予算是一億一千九百万円であつて、昭和三十四年度予算に計上されている。

文部省設置法の一部を改正する法

右の内閣

を可決した。
よつて国会法第八十二条により送付
する。

備考 この表に掲げる名称は、昭和三十三年十一月一日における名称として、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域として、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

森 元治郎	森中 守義
山口 重彦	山下 義信
山田 節男	大和 手一
湯山 勇	参議院議長松野鶴平殿
上川支厅管内	十勝支厅管内
後志支厅管内	釧路支厅管内
俱知安町、喜茂別町、京極村、真狩村、狩	根室支厅管内
太村及び留寿都村	網走支厅管内
名寄市	宗谷支厅管内
根室市	留萌支厅管内
空知支厅管内	日高村
沼田町、幌加内村、納内村及び多度志村	日高支厅管内
士別市	十勝支厅管内
稚内市	釧路支厅管内
紋別市	根室支厅管内
留萌市	網走支厅管内
北見市	宗谷支厅管内
網走市	留萌支厅管内
釧路市	日高村
帶広市	十勝支厅管内
旭川市	釧路支厅管内
甲 地	根室支厅管内
乙 地	網走支厅管内
丙 地	宗谷支厅管内
支給地域の区分	支給地域の区分
甲 地	世帯主たる職員
乙 地	その他の職員
丙 地	その他の職員
四 トン	一・三トントン
三・五トントン	一・一トントン
三・一トントン	一 トン
別表 石炭手当支給地域区分	別表 石炭手当支給地域区分
第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。	第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 前項の表に掲げる支給地域の区分は、別表に掲げるところによる。	3 前項の表に掲げる支給地域の区分は、別表に掲げるところによる。
附則の次に次の別表を加える。	附則の次に次の別表を加える。
備考 この表に掲げる名称は、昭和三十三年十二月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。	この表に掲げる名称は、昭和三十三年十二月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

文部省設置法の一部を改正する法律
右多數をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月七日

内閣委員長 永岡 光治

参議院議長 松野鶴平殿

附則中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、大臣官房に食房長を置くとともに、国立中央青年の家を静岡県に設置しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。なお、施行期日に關し所要の修正を行つた。

二、費用
本法律施行に伴う予算は一億一千九百万円であつて、昭和三十四年度予算に計上されている。

文部省設置法の一部を改正する法律
右の内閣提出案は本院においてこれ可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

第五条中第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 国民年金法(昭和三

十四年法律第二号)の定める

ところにより、年金給付を受け

る権利を裁定し、及び保険料を

徴収すること。

第六条第一項中「左の七局」を「次

の八局」に、「保険局」を「保険局

に並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑」を加

える。

第八条第十七号中「新宿御苑」の下

に並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑」を加

ること。

第九条第一項第二号中「施行する

こと」の下に「受胎調節に関するこ

とを除く。」を加える。

第十三条第二号の次に次の二号を

加える。

二の一 優生保護法の施行に関する

事務のうち、受胎調節に関する

こと。

第十四条第十三号を次のよう改め

る。

十三 社会保険制度の向上に関

し、調査研究を行うこと。

第十四条の二を第十四条の三とし、

第十四条の次に次の二条を加える。

(年金局の事務)

第十四条の二 年金局においては、

次の事務をつかさどる。

一 国民年金事業を行ふこと。

二 国民年金審議会に關すること。

三 国民年金制度と厚生省所管の

他の年金制度との調整を図ること。

四 厚生省所管の年金制度の向上

に關し、調査研究を行うこと。

附則に次の二項を加える。

二項

第三章中第四十二条を第三十七条

とし、第四十三条を第三十八条とす

る。

第三項

第三章に係る部分並びに第三十

一条、第二章第三節及び第三章の改正

規定は昭和三十四年

四月一日から、日次中第二章第三節

及び第三章に係る部分並びに第三十

一条を削る。

附則に次の二項を加える。

二項

第三章中第四十二条を第三十七条

とし、第四十三条を第三十八条とす

る。

附則に次の二項を加える。

二項

第三章中第四十二条を第三十七条

務の増加に伴い、これらの事務を処理し推進する機能を強化するとともに、大臣官房の所掌事務を一そら効率的に運営するため、大臣官房に官房長を置こうとする点であります。その第二点は、従来、都道府県あるいは市に設けられている「青年の家」に対して助成措置が講ぜられてきたが、このたび全国の青年のため団体宿泊訓練を行う機関として、国立中央青年の家を設置し、健全な青年の育成に資することとした点であります。

内閣委員会は、橋本文部大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、官房長設置の可否、国立中央青年の家の行政組織上の性格及び今後の運営方針、地方「青年の家」の運営の現状、科学技術会議と文部省所掌の科学技術研究との関係等の諸点につきまして、質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して松岡委員は、本法律案付則中「昭和三十四年四月一日」とあるのを「公布の日」と改める旨の修正案を提出し、本修正案及び修正部分を除く原案に賛成の旨、次いで日本社会党を代表して伊藤委員より、「官房長の設置は行政簡素化の趣旨に反し、また国立中央青年の家の設置の理由のか、予算上の見地からも反対の旨、それぞれの討論がありました。

討論を終り、まず松岡委員提出の修正案について採決いたしましたところ

る、多数をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた多数をもつて可決せられました。よつて本法律案は多數をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、農林漁業基本問題調査会設置法案について申し上げます。

まずこの法律案の内容を申し上げます。政府が本調査会設置の理由として述べるところによりますと、わが国農林漁業の生産力は戦後著しく増大し、国民経済の復興と成長に寄与するところ大なるものがあるにもかかわらず、その反面、農林漁業と他産業との間の所得の較差はなお相当の開きを示しているといふ。このよくな情勢に対処して、この際、新たな角度から、農林漁業内部における經營の改善、就業構造の近代化等の基本問題について調査審議を行い、農林漁業の基本的施策の確立をはかるため、總理府にその付属機關として農林漁業基本問題調査会を設置せんとするものであります。なお、この法律案は衆議院におきまして施行期日につき修正の上、当院に送付せられたものであります。

内閣委員会は、松野總理府総務長官、石坂農林政務次官その他の関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議において、本調査会設置の理由と農林漁業基本法制定に関する政府の方針、農林漁業政策の現状、特に収益価格政策等の貧困性、本審議会を總理府に置くことの当否、調査会事務局を農林省官房に設置することとの法制上の意義等の諸点につきまして、質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、八木委員より、本調査会と同種の審議会等が農林省に多数設けられ、これを活用すれば目的を達し得るゆえ、本法律案に反対である旨の討論がなされました。

討論を終り、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、多数をもつて衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決せられました。

最後に厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まずこの法律案の改正の要点を申し上げますと、

その第一点は、年金局及び国民年金審議会の設置であります。別途提案せられております国民年金法案により、国民年金制度が実施せられることになるに伴い、この国民年金制度に関する事務を所掌する内部部局として年金局を設置することともに、この制度の適切なる運営を期するため、付属機関として国民年金審議会を設置いたそろとする点であります。

その第二点は、国民皆保険の進展、医療事情の推移にかんがみ、従来の医療制度全般について再検討を行ったため、二年の期限をもつて付属機関として医療制度調査会を設置いたそろとする点であります。

その第三点は、厚生省の内部部局の所掌事務についての改正であります。鳥ヶ淵に、千鳥ヶ淵戦没者墓苑が建立せられましたのに伴い、その維持管理を大臣官房国立公園部の所掌事務とし、また現在公衆衛生局の所掌事務と

なつておる受胎調節に関する事務を、母子衛生の見地より児童局に移管いたそととする点であります。

その第四点は地方復員部の廃止であります。いまして、地方復員部は現在、横須賀、呉、佐世保の三カ所に設置されておりますが、その所掌事務の減少に伴い、その事務をすべて本省において処理することとし、地方復員部は本年十一月十五日をもって廃止いたそととする点であります。

なお、この法律案は、衆議院におきまして、施行期日につき一部修正の上、当院に送付せられたものであります。

内閣委員会は、坂田厚生大臣その他関係政府委員の出席を求めて、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、国民年金審議会の厚生省の付属機関としてのあり方、今回減員される予定になつてゐる調達職員の国民年金關係事務への配置がえにに対する厚生省当局の方針、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持管理に対する政府の所見等の諸点につきまして、質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終了し、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもつて衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

まず、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関

する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、農林漁業基本問題調査会設置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

する法律の一部を改

改正する法律案全部

委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決を問題に供します。

るに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議決

せられました。

○議長(松野龍平君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案全部を置題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

す。よって本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、農林漁業

供します。本案に賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、厚生省設

置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

要な技術的生産条件が、通商産業省令で定める基準に適合して
いること。

(登録簿)

第九条 通商産業大臣は、登録簿を
備え、次の事項を登録しなければ
ならない。

一 登録の年月日及び登録番号
二 第六条第一項各号に掲げる事
項

三 第十六条第一項の規定により
第四条第一項又は第二項の特別
の表示を附してはならない旨を
命じたときは、その理由及び期
間

(登録証の交付)

第十条 通商産業大臣は、第三条の特別
登録をしたときは、申請者に登録
証を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載し
なければならない。

一 登録の年月日及び登録番号
二 氏名又は名称及び住所
三 事業場の名称及び所在地
四 製造しようとする軽機械又は
軽機械部品の種類

(登録証の再交付)

第十二条 通商産業大臣は、登録事
業者に届け出なければならぬ。

第十三条 通商産業大臣は、登録事
業者の地位を承継した者は、その事
業を提出しなければならない。

第十四条 通商産業大臣は、登録証を
二十日以内に、その旨を通商産業
大臣に届け出なければならぬ。

(登録の停止等)

第十五条 通商産業大臣は、登録事
業者がその事業を譲渡
しなし、又は登録事業者について相
続しくは合併により設立した法
人の事業の全部を譲り受けた者又は
相続人若しくは合併後存続する法
人若しくは合併により設立した法
人は、その登録事業者の地位を承
継する。ただし、当該事業の全部
を譲り受けた者又は相続人若しく
は合併後存続する法人若しくは合
併により設立した法人が第七条各
号の一に該当するときは、この限
りでない。

第十六条 通商産業大臣は、登録事
業者が次の各号の一に該当するとき
は、その登録を取り消し、又は一
年以内の期間を定めて、その者の
製造に係る軽機械若しくは軽機械
部品に第四条第一項若しくは第二

併により設立した法人が第七条各
号の一に該当するときは、この限
りでない。

(変更の届出等)

第十二条 登録事業者は、第六条第
一項各号に掲げる事項に変更があ
つたときは、変更の日から二十日
以内に、その旨を通商産業大臣に
届け出なければならない。この場
合において、登録証に記載された
事項に変更があった登録事業者
は、当該届出にその登録証を添え
て提出し、その訂正を受けなけれ
ばならない。

2 前項の場合において、前条の規
定により登録事業者の地位を承継
した者は、その事実を証する書面
を提出しなければならない。

3 第六条第一項各号の一に該当しなくなつ
たと認めるときは、その登録事業者
に対し、六月以内の期間を定めて、
必要な措置をとるべき旨を命ずる
ことができる。

(登録の消除)

第十七条 通商産業大臣は、登録事
業者の登録がその効力を失つたと
きは、その登録を消除しなければ
ならない。

2 通商産業大臣は、第一項の規定
により登録を停止するときは、そ
の旨を告示しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定
により登録を停止したときは、登
録をしてはならない。

4 第十二条 通商産業大臣は、前条第
一項の規定により登録を停止した
後において、その要件となつた事
件

項の特別の表示を附してはならな
い旨を命ずることができる。

1 この法律又はこの法律に基く
処分に違反したとき。

2 第七条第三号に該当するに至
つたとき。

3 不正の手段によつて登録を受
けたとき。

4 第八条各号の一に該当しなくなつ
たと認めるときは、その登録事業者
に対し、六月以内の期間を定めて、
必要な措置をとるべき旨を命ずる
ことができる。

(登録の再開)

第十八条 通商産業大臣は、登録事
業者の登録がその効力を失つたと
きは、その登録を再開しなければ
ならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項
の規定により登録を停止した
後において、その要件となつた事
件

2 通商産業大臣は、中小企業団体
の組織に関する法律第五十九条の
規定により、軽機械部品の製造設
備の新設の制限又は禁止の命令を
した場合においては、第八条の規
定にかかわらず、その命令に違反
した申請については、第三条の登
録をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定
により登録を停止するときは、そ
の旨を告示しなければならない。

4 第十二条 通商産業大臣は、前条第
一項の規定により登録を停止した
後において、その要件となつた事
件

2 前条第三項の規定は、前項の規
定により登録を再開するときに準
用する。

(登録簿の贈本等)

第十二条 何人も、通商産業大臣
に対し、登録簿の贈本の交付又は
閲覧を請求することができる。

2 第二十二条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げ
る金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

3 第二十三条 通商産業大臣は、前条第
一項の規定により登録簿の贈本の付
けを受けようとする者

4 第二十四条 通商産業大臣は、登録事
業団体の組織に関する法律第五十
六条又は第五十七条の規定により、
軽機械の製造又は出荷の制限に關
する命令をするに際し、又は命令
を失つた。

5 第二十五条 通商産業大臣は、登録事
業協会は、別表に掲げる

6 第二十六条 協会は、別表に掲げる
に、軽機械ごとに一を限り、設立され
るものとする。

(名称)

7 第二十七条 協会は、その名称中
に、輸出振興事業協会といふ文字
を用いなければならない。

8 第二十八条 協会は、政令で定める
ところにより、登記しなければな
らない。

(目的)

9 第二十九条 輸出振興事業協会は、
軽機械の輸出の振興に関する業務
を行うことを目的とする。

(法人格)

10 第三十条 輸出振興事業協会(以
下「協会」という。)は、法人とする。

実が消滅したと認めるときは、登
録を再開しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規
定により登録を再開するときに準
用する。

(手数料)

第十二条 何人も、通商産業大臣
に対し、登録簿の贈本の交付又は
閲覧を請求することができる。

2 第二十二条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げ
る金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

3 第二十三条 通商産業大臣は、前条第
一項の規定により登録簿の贈本の付
けを受けようとする者

4 第二十四条 通商産業大臣は、登録事
業団体の組織に関する法律第五十
六条又は第五十七条の規定により、
軽機械の製造又は出荷の制限に關
する命令をするに際し、又は命令
を失つた。

5 第二十五条 通商産業大臣は、登録事
業協会は、別表に掲げる

6 第二十六条 協会は、別表に掲げる
に、軽機械ごとに一を限り、設立され
るものとする。

(名称)

7 第二十七条 協会は、その名称中
に、輸出振興事業協会といふ文字
を用いなければならない。

8 第二十八条 協会は、政令で定める
ところにより、登記しなければな
らない。

(目的)

9 第二十九条 輸出振興事業協会は、
軽機械の輸出の振興に関する業務
を行うことを目的とする。

(法人格)

10 第三十条 輸出振興事業協会(以
下「協会」という。)は、法人とする。

(目的)

11 第二十九条 輸出振興事業協会は、
軽機械の輸出の振興に関する業務
を行うことを目的とする。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

4.3 役員の任期は、二年とする。
役員は、再任されることができ
る。

第三十六条 総代会は、総代の過半數が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

及び非常勤の者を除く。)
(役員等の解任)

は、代理人の選任

第三十一條 会長及び監事は、新規の会員を推薦する。会員が推薦した者のうちから、通常産業大臣が任命する。

五 第四十六条第一項第一号から
第四号までに掲げる業務に係る
事業計画の作成及び変更

りでない。
(代表権の制限)

七六

二十九条	協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。
一 目的	
二 名称	
三 事務所の所在地	
四 役員に関する事項	
五 総代会に関する事項	
六 評議員会に関する事項	
七 業務及びその執行に関する事項	
八 会計に関する事項	
九 告示の方法	
二 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (民法の準用)	2
第三十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会に準用する。	3
(役員)	4
第三十一条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。	5
二 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。	6
三 理事は、定款で定めるところにより、会員を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行ふ。	7
四 監事は、協会の業務を監査す	8
る。	9
第三十三条 協会に、総代会を置く。	2
二 総代会は、十人以上二十人以内において定款で定める数の総代をもつて組織する。	3
三 総代会に議長を置き、総代がこれを互選する。	4
四 議長は、総代会の会務を総理する。	5
五 総代会は、あらかじめ総代のうちから、議長に事故がある場合にその職務を代行する者を定めておかなければならない。	6
(総代)	7
第三十四条 総代は、定款で定めるところにより、協会の業務に係る一軽機械の登録事業者が当該登録事業者のうちから選挙する。	8
二 総代の選挙は、無記名投票によつて行らる。	9
三 投票権は、登録事業者一人につき一票とする。	10
四 総代の任期は、二年以内にて定款で定める期間とする。	11
(総代会の権限)	12
第三十五条 次の事項は、総代会の議決を経なければならない。	13
一 定款の変更	14
二 負担金の額及び徴収の方法	15
三 会計の処理に関する規則の設定及び変更	16

第三十六条 総代会は、総代の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第三十七条 協会に、評議員会を置く。

2 総代会の議事は、出席した総代の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

(評議員会)

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、会長に意見を述べることができある。

4 評議員会は、評議員十五人以内をもつて組織する。

5 評議員は、協会の業務に係る軽機械に関する学識経験のある者から、通商産業大臣の承認を受けて、会長が任命する。

6 評議員の任期は、一年とする。

7 評議員は、再任されることがある。

(役員等の欠格条項)

第三十八条 総代及び評議員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、役員又は評議員となることができない。

(役員等の解任) 及び非常勤の者を除く。)

第四十一条 通商産業大臣は、会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 会長は、理事又は評議員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第四十二条 通商産業大臣は、会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事たるに適しない非行為あると認めるときは、これを解任することができる。

2 会長は、理事若しくは評議員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるときは、又は理事若しくは評議員に職務上の義務違反その他の理事若しくは評議員たるに適しない非行為あると認めるときは、理事にあつては総代会の同意、評議員にあつては通商産業大臣の承認を得て、これを解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第四十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないもの

（代理人の選任）
は、代理権を有しない。この場合
は、監事が協会を代表する。

第四十四条 会長は、理事又は協会
の職員のうちから、協会の主たる
事務所又は從たる事務所の業務に
関し一切の裁判上又は裁判外の行
為をする権限を有する代理人を選
任することができる。

（役員等の秘密保持義務）

第四十五条 協会の役員若しくは職
員若しくは評議員又はこれらの職
にあつた者は、その職務に關して
知得した秘密を漏らし、又は監用
してはならない。

第三節 業務

（業務の範囲）

第四十六条 協会は、第二十四条の
目的を達成するため、次の業務を行
う。

- 一 軽機械に関する海外市場の調
査をし、及びその成果を普及す
ること。
- 二 海外市場において軽機械の紹
介、宣伝及びアフターサービス
を行うこと。
- 三 軽機械の品質の改善に関する調
査、試験研究及び指導を行う
こと。
- 四 前各号の業務に附帯する業務
五 前各号に掲げるもののほか、
第二十四条の目的を達成するた
め必要な業務

2 協会は、前項第五号の業務を行おうとするときは、総代会の議決を経て、通商産業大臣の認可を受ければならない。

3 協会は、第一項第一号（成果の普及を除く。）及び第二号に掲げる業務の実施については、日本貿易振興会に委託してするものとする。

（事業計画等）

第四十八条 協会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を準備し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第四十七条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終る。

（事業計画等）

第四十九条 協会は、第四十六条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、協会の業務に係る軽機械の登録事業者から、輸出向に出荷される軽機械について、完款で定めるところにより、負担金を徴収することができる。

2 前項の負担金の額及び徴収の方針は、協会が、毎事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けて定める。この場合において、負担金の額は、輸出向に出荷される軽機械一台につきその種類ごとに政令で定める金額をとてはならない。

3 協会は、前項の認可を受けたときは、運送なく、負担金の額及び徴

取の方法を公告しなければならない。

（資金の借入）

第五十条 協会は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（準備金）

第五十一条 協会は、定款で定めるところにより、第四十九条第一項の規定により徴収した金額の一部を準備金として積み立てることができる。

（財務諸表）

第五十二条 協会は、毎事業年度経過後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表について通商産業大臣の承認を受けようとするときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（事業報告書）

第五十三条 協会は、毎事業年度経過後二月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（書類の送付）

第五十四条 協会は、第四十八条又は第五十二条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画及び収支予算に関する書類又は財務諸表を協会の業務に係る軽機械の登録事業者に送付しなければならない。

（報告及び検査）

第五十五条 協会は、第四十九条第一項の規定により負担金を徴収するため必要があると認めるときは、協会の業務に係る軽機械の登録事業者に對し、資料の提出を求めることができる。

（検査の請求）

第五十六条 協会の業務に係る軽機械の登録事業者は、その总数の十分の一以上との同意を得て、その協会の業務が法令又は定款若しくは会計の処理に関する規則に違反する疑があることを理由として、通商産業大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、通商産業大臣は、その協会の業務の状況を検査しなければならない。

（監督）

第五十七条 協会は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に對し、その業務に關し命令で定めるところにより、登録事業者に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録事業者の事業場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類の他の物件を検査させることができる。

（異議の申立）

第六十一条 第三条又は第十六条の規定による通商産業大臣の处分に対する不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。

（罰則）

第六十五条 協会の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、その協会の事業の範囲外において、貨物をし、若しくは手形の割引をして、又は授機取引のためにその協会の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合

は、同法による。

（第六十二条） 通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間を以て予告した上、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（第六十三条） 通商産業大臣は、前項の聽聞を行つた後、文書をもつて決定し、その写を異議の中立をした者に送付しなければならない。

3 聽聞に際しては、異議の申立てした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えないければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（第六十四条） 通商産業大臣は、別に法律で定める。

2 前項の場合において、協会の残余財産は、第四十九条第一項の規定により負担金を納付した軽機械の登録事業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じて分配するものとする。

（第六十五条） 協会の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、その協会の事業の範囲外において、貨物をし、若しくは手形の割引をして、又は授機取引のためにその協会の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合

は、同法による。

（第六十六条） 通商産業大臣は、異議の申立てをした者に対し、相当な期間を以て予告した上、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（第六十七条） 通商産業大臣は、前項の聽聞を行つた後、文書をもつて決定し、その写を異議の中立をした者に送付しなければならない。

3 聽聞に際しては、異議の申立てした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えないければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（第六十八条） 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、協会に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録事業者の事業場その他

の事業所に立ち入り、帳簿、書類の他の物件を検査させることができる。

（第六十九条） 通商産業大臣は、前項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

（第六十条） 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録事業者の事業場その他

の事業所に立ち入り、帳簿、書類の他の物件を検査させることができる。

（第六十一条） 通商産業大臣は、前項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

（第六十二条） 通商産業大臣は、異議の申立てをした者に対し、相当な期間を以て予告した上、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（第六十三条） 通商産業大臣は、前項の聽聞を行つた後、文書をもつて決定し、その写を異議の中立をした者に送付しなければならない。

3 聽聞に際しては、異議の申立てした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えないければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（第六十四条） 通商産業大臣は、別に法律で定める。

2 前項の場合において、協会の残余財産は、第四十九条第一項の規定により負担金を納付した軽機械の登録事業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じて分配するものとする。

（第六十五条） 協会の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、その協会の事業の範囲外において、貨物をし、若しくは手形の割引をして、又は授機取引のためにその協会の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合

は、同法による。

は、一年以下の懲役又は三万円以下

の罰金に処する。

第六十六条 協会の役員又は職員

が、その職務に關して、わいろを

取受し、又はこれを要求若しくは

約束したときは、三年以下の懲役

に処する。これによつて不正の行

為をし、又は相当の行為をしなか

つたときは、五年以下の懲役に処

する。

2 前項の場合において、收受した

ときは、一部を没収する。その全部又

わいろは、没収する。その額を追徴する。

第六十七条 前条第一項に規定する

わいろを供与し、又はその申込若

しくは約束をした者は、三年以下

の懲役又は二十万円以下の罰金に

処する。

2 前項の罪を犯した者が自首した

ときは、その刑を減輕し、又は免

除する。

第六十八条 第五条第一項の規定に

違反して軽機械又は軽機械部品

(軽機械の未完成品に使用されて

いる軽機械部品を含む。)を輸出し

た者は、三年以下の懲役又は三十

万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十九条 次の各号の一に該当す

る者は、一年以下の懲役又は十万

円以下の罰金に処する。

1 第四条第四項の規定に違反し

た者は、二年以下の懲役又は三十

万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七十条 第四条第一項の規定による

表示を附してはならない旨の

命令に違反した者

第四条第一項又は第二項の特別

して、その職務に關して知得した

秘密を洩らし、又は盜用した者

は、一年以下の懲役又は三万円以

下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該當す

る者は、三万円以下の罰金に処す

る。これによつて不正の行

為をし、又は相当の行為をしなか

つたときは、五年以下の懲役に処

する。

2 前項の場合において、收受した

ときは、一部を没収する。その全部又

わいろは、没収する。その額を追徴する。

第六十二条 第二十七条第二項の規定による

報告をせず、又は虚偽の報告を

した者

は、一年以下の懲役又は三万円以

下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

おいて政令で定める日から施行す

る。

(廢止)

第二条 この法律は、施行の日から五年以内に

廃止するものとする。

(輸出の制限についての経過規定)

第三条 第五条第一項の規定は、こ

の法律の施行の日から起算して四

月間は、適用しない。

(協会の設立)

第四条 協会を設立するには、この

法律の施行の日から起算して二月

を経過した日の後において、別表

に掲げる軽機械ごとに当該軽機械

の登録事業者十人以上が発起人と

なり、定款を作成し、通商産業省

令で定めるところにより、通商産

業大臣の認可を受けなければなら

ない。

2 前項の発起人が同項の認可を申

請するには、あらかじめ、定款作

成の基準となるべき事項、発起人

が推薦しようとする会長又は監事

となるべき者の氏名その他通商産

業省令で定める事項を公告して、

当該申請の日における当該軽機械

の登録事業者の三分の一以上の同

意を得なければならぬ。

3 通商産業大臣は、第一項の認可

をしたときは、遅滞なく、その旨

を告示しなければならない。

4 第四条第一項の規定による

報告をせず、又は虚偽の報告を

した者

は、一年以下の懲役又は三十

万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第五条 通商産業大臣は、この法律

の施行の日から起算して四月以内

に前条第一項の認可の申請がない

か、又はその期間内になされたい

ずの申請についても同項の認可

をすることができるなかつたとき

は、同項に規定する者十人以上

に、同項の発起人となり、定款を

作成し、通商産業大臣の指定する

期日までに同項の認可を申請すべ

きことを命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規

定により前条第一項の認可を申請

する場合には、適用しない。

第五条 通商産業大臣は、附則第三

条第一項の認可をしたときは、遅

滞なく、発起人が推薦したもの

から、協会の会長又は監事とな

るべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会

長又は監事となるべき者は、協会

の成立の時において、この法律の規

定により、それぞれ会長又は監

事に任命されたものとする。

第六条 発起人は、前条第一項の規

定により会長となるべき者が指名

されたときは、選挙なく、その事

務を同項の規定により指名された

会長となるべき者に引き継がなけ

ればならない。

第七条 附則第五条第一項の規定に

より指名された会長となるべき者

は、前条の事務の引継を受けた日

において、政令で定めるところに

より、設立の登記をしなければな

らない。

第八条 協会は、設立の登記をする

ことによつて成立する。

(経過規定)

第十二条 協会の最初の事業年度に

ついては、第四十八条及び第四十

九条第二項中「毎事業年度開始前

に」とあるのは、「協会の成立後運

営なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十三条 登録税法(明治二十九年

法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十四条 「石炭鉱業整備事業団」の下に「輸出振興事業

協会」を、「石炭鉱業合理化臨時措

置法」の下に「軽機械の輸出の振

興に関する法律」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年

法律第二百二十六号)の一部を次

のよう改訂する。

(地方税法の一部改正)

第十九条 第二十七条第二項の規定

は、この法律の施行の際現にその

名称中に輸出振興事業協会の文字

を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月

間は、適用しない。

第十一条 協会の最初の事業年度

は、第四十七条の規定にかかる

ず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るもの

とする。

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第一五五号 軽機械の輸出の振興に関する法律案外二件

又は返却を受けた者は、政令で定めるところによりその建物の全部又は一部に係る小売市場開設者の地位を承継する。

2 小売市場開設者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、政令で定めるところにより当該建物に係る小売市場開設者の地位を承継する。

3 前二項の規定により小売市場開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消)

第十一條 都道府県知事は、小売市場開設者が正当な理由がないのに

第三条第一項の許可に係る建物を

十以上の小売商の店舗の用に供さ

せるためこれらの人貸付又は賃借

の全第又は一部によつて販売され

ることとなつていい場合その他

政令で定める場合を除く。次条第

一項及び第十五条第四号において

同じ。が私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律(昭和二

十二年法律第五十四号)第二条第

七項に規定する不公正な取引方法

(以下単に「不公正な取引方法」と

いふ)を用いていると認めるとき

は、公正取引委員会に対し、この

法律の規定に従い必要な措置をと

るべきことを求めることができ

る。

2 都道府県知事は、前項の規定に

よる請求をしたときは、遅滞な

く、その旨を主務大臣に報告しな

ければならない。

3 前項の主務大臣は、通商産業大

臣及び当該請求に係る小売商の事

業を所管する大臣とする。

(公正取引委員会の指揮等)

第十二条 前二条に定めるものは

政令への委任

第十三条 第二条に定める者は

小売市場開設者

第十四条 公正取引委員会は、

小売市場開設者

第一項第一号に規定する者が貸

付業者となつてゐる当該建物で指

定地城内にあるものをその店舗の

用に供する小売商が不公正な取引

方法を用いていると認めるとき

は、その小売商に対し、すみやか

にその行為を取りやめるべきこと

を指示することができる。

(請求)

第十三条 都道府県知事は、第五条

第十四条第一項第一号に規定する

小売市場開設者

のうちの小売市場開設者

の間に生じた紛争

の規則によるもの

「又は織物の加工」を「織物の加工
又は化学織維の製造」に改め、同条
第二項中「又は織物幅出機」を「織
物幅出機又は紡糸機」に改める。
第二十条中「又は織物幅出機」を
「織物幅出機又は紡糸機」に改める。
第二十一条中「若しくは織物幅出
機」を「織物幅出機若しくは紡糸
機」に、「若しくは織物の加工」を
「織物の加工若しくは化学織維の
製造」に改める。

第二十四条第一項中「昭和三十五年度」を「昭和三十七年度」に、「若くは織物幅出機」を「織物幅出機若しくは糸紡機」に改め、「糸」の下に「化学繊維」を「織物幅出機」の下に「紡糸機」を加え、同条第二項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改める。
第二十六条第二項中「糸」の下に「化学繊維」を加える。

機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「織物の加工又は化学織維の製造」に改める。
第四十一条第一項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「織物の加工又は化学織維の製造」に改め、「織物幅出機」の下に「紡糸機」を加える。
第四十二条の表を次のように改め

第四十七条第一号中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

別表第三
一 ビスコース織維
二 銅アンモニヤ織維
三 ナセテート織維
四 ポリアミド系合成織維
五 ポリビニールアルコール系合
成織維

納付しなければならない者	金	精 紡 機	織物幅出機	紡 糸 機	額
一 第七条第一項の登録申請書を提出する者	一錘につき五円				
二 第十条第一項の仮登録申請書を提出する者	一錘につき五円				
イ 第二条の登録を受けた精紡機、織物幅出機又は紡糸機について登録を受ける場合	一錘につき六千円に一錘につき三円を加算し	一錘につき六千円に一錘につき三円を加算し	一錘につき六千円に一錘につき三円を加算し	一錘につき六千円に一錘につき三円を加算し	働き長さ十メートル又はその端数につき千円
ロ その他の場合	一錘につき一万円に一錘につき五円を加算し	一錘につき一万円に一錘につき五円を加算し	一錘につき一万円に一錘につき五円を加算し	一錘につき一万円に一錘につき五円を加算し	働き長さ十メートル又はその端数につき千円
三 第十二条の二第一項の仮登録事項変更申請書を提出する者	一錘につき一円	一錘につき一円	一錘につき一円	一錘につき一円	能力一千キログラム又はその端数につき十円
四 第十二条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の登録申請書を提出する者	一枚につき五百円	一枚につき五百円	一枚につき五百円	一枚につき五百円	能力一千キログラム又はその端数につき十円
五 第十二条の三第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定により届出をする者	一枚につき五百円	一枚につき五百円	一枚につき五百円	一枚につき五百円	能力一千キログラム又はその端数につき十円
六 第十七条第三項の規定により標識の取付を受ける者	一枚につき十円	一枚につき十円	一枚につき十円	一枚につき十円	能力一千キログラム又はその端数につき六円
七 織維工業設備台帳の副本の交付を請求する者	一枚につき十円	一枚につき十円	一枚につき十円	一枚につき十円	能力一千キログラム又はその端数につき六円
八 織維工業設備台帳の閲覧を請求する者	一枚につき十円	一枚につき十円	一枚につき十円	一枚につき十円	能力一千キログラム又はその端数につき六円

第四十七条第一号中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」とし、「又は織物の加工」を「織物の加工」に改める。
工又は化学織維の製造」に改める。
別表第四を別表第五とし、同表の
次に次の二表を加える。

別表第三

一 ビスコース織維	六 ポリ塩化ビニリデン系合成織維
二 銅アンモニヤ織維	七 ポリ塩化ビニール系合成織維
三 アセテート織維	八 ポリアクリルニトリル系合成織維
四 ポリアミド系合成織維	九 ポリエステル系合成織維
五 ポリビニールアルコール系合成織維	十 ポリエチレン系合成織維
六 ポリ尿素系合成織維	十一 ポリプロピレン系合成織維
七 ポリエチレン系合成織維	十二 ポリ青化ビニリデン系合成織維
八 ポリエチレン系合成織維	
九 ポリエチレン系合成織維	
十 ポリエチレン系合成織維	
十一 ポリプロピレン系合成織維	
十二 ポリ青化ビニリデン系合成織維	

ります。本法案は、このような季節を是正し、軽機械の輸出をさらに一段と発展させるための方策として提案されたのであります。

本法案の骨子を申し上げますと、第一に、製造業者の登録制の採用といふことでござります。本法案では、さしより、家庭用ミシン、双眼鏡を対象とした業者間において過当競争が著しい場合には、一時その登録を停止して、新規業者の増加を抑え、業界の安定をはかるとするものであります。第二には、輸出振興事業協会の設立でござります。これは、輸出振興のため、海外市場に対する調査宣伝、品質の向上その他輸出振興に関する業務を行ふものであります。また、協会は製造業者から負担金を徴収することができるようになつておられます。以上が政府原案の要旨であります。本法案は衆議院において修正され、五カ年の限時法になつております。

第一は、本法案のこととき措置は、現行引法によってできるのではないかといふことでございますが、これに對して政府は、団体法における設備の制限は、ミシン、双眼鏡のこときア・ツインブルが中心であり、制限すべき中核的な設備のない業界にあつては本法案のごとき措置をとらざるを得ないとの答弁がありました。そのほか、本法案と輸出入取引法改正案との關係、二つ以上の一業種を一つの立法で規制することの是非、登録基準の具体的な内容、日本双眼鏡輸出振興会社の運営状況、これと振興事業協会との關係等について、政府当局との間に熱心な質疑応答がありました。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたところ、まず栗山委員より、政府は、産業計画を進める場合において、本法案のこととて当面の糊塗策ただでなく、産業全体について根本的な対策を進められたいとの意見を開陳するとともに、次の附帯決議を付して本法案に賛成する旨の発言がありました。

一、登録制度の運用に當つては、関係者の意見を尊重し、特に零細業者及び新規業者に対し、不公正、不利益な取扱いをせざること。

二、輸出振興事業協会の運営については、敵に官僚統制の弊を避け、業界の総意を充分反映し得るよう配慮するとともに、他方、積極的

な輸出拡大を図り得る民間の自主的体制の整備に努めること。

三、ミシン、双眼鏡と類似した事情にあるトランジスター・ラジオその他の大機械についても手遅れにならぬよう本法の対象とすること。

員より、本法施行に当つて、政府は、官僚統制化、業界のボス化等を生じないように、十分なる行政指導上の配慮をすることを要望して、本法案及び附帯決議案に賛意を表されました。

かくして討論を終り、採決の結果、本法案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、栗山委員提案の附帯決議案を採決の結果、全会一致をもつてこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、高崎通産大臣より、附帯決議等については十分その趣旨を尊重して本法実施に当る旨の発言がございました。

次に、小売商業特別措置法案について申し上げます。

政府は、早くから、小売商の事業活動の機会を確保するため、特別な措置を必要とすると考え、昭和三十二年以來、同じ名称の法律案を幾たびか提出しましたが、審議未了となり、その後、再検討を加え、本案を今国会に提出してきたのであります。

本法律案は衆議院で修正されました
が、まず、政府原案についてその概要を申し上げます。第一に、都道府県知事は、いわゆる購買会が員外利用をさせることにより、中小小売商の利益を著しく害すると認めるときは、その員外利用を禁止し、さらに必要があ

ば、その禁止の実効を確保するため、必要な措置命令を出し得ることとなつております。第二に、消費生活協同組合において、員外利用の許可申請があつた場合に、行政部は、中小売商の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは許可を与えてはならないこととし、また、員外利用を未然に防止するため、購買会の場合と同様な措置命令を出し得ることとしておりまます。第三に、小売市場の乱立による過当競争防止のため、指定地域における市場業者の貸付契約について知事の許可を要することとし、また、小売市場内の小売商の不公正取引については、必要な措置をとり得るようにしております。第四に、小売商以外の者が小売を行うことによって、中小小売商との間に紛争が生じた場合に、都道府県知事があつせん、または調停を行なうとともに、必要があれば、知事または主務大臣が勧告できることとしております。

以上の政府提出原案に対しまして、衆議院においては、社会党提出の商業調整法案と一括して審査を行い、本案に対し、自由民主党及び日本社会党の共同修正がなされ、商業調整法案は撤回されたのであります。

その修正の要点を申し上げますと、第一に、法律の題名を改めて、小売商業調整特別措置法とする。第二に、消費生活協同組合に対する員外利用の許可及び措置命令に関する規定は、これと同趣旨のものを消費生活協同組合法において規定することに改め、これを本法案の附則において改正することとし、かつ、措置命令の内容についても若干の修正を加える。なお購買会に対する措置命令についても同様な修正を

行う。第三に、小売市場については、小売市場の貸付だけでなく、譲渡についても許可を要することともに、許可の基準につき、過当競争のおそれがないときに限り許可するという趣旨が明らかなにする。第四に、指定地域内で指定物品の小売業を兼ね営むところの製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届出を要することとする。第五に、あつせん、調停等は物品の流通秩序の適正を期するという観点に立つて行うこととする。

以上が修正の要点であります。本委員会における審議は、通産大臣以下政府当局及び修正案提出者である小平、松平両衆議院議員の出席を求めて、熱心に質疑を重ねたのであります。

審議の過程におきましては、小売商の苦しい原因は、大資本の進出による上からの圧迫、たとえば大資本によるスーパー・マーケット等による脅威であり、それに対し本法はいかに対処するかという問題。次には、別の面から、消費生協、購買会の行き過ぎを是正するためには、政府原案の方がよいと思うが、共同修正によってそれらに対する措置が原案より後退し、果して所期の目的が達せられるのかという質問。また、本法第十五条によるあつせん、調停の対象に、農林水産業協同組合の行う共同販売事業も考えられるのか、このためかえって平地に紛糾を起すことにならないかとということ。あるいは、あつせん、調停の条件となるべき「流通秩序の適正」を破る事業活動は具体的にはどんなものをさしているのか。小売市場については、むしろ市場の開設を許可制にすべきではなかつた

かといふ問題。また、この小売市場を許可する場合、知事は市長と協議することに修正されたが、協議がととのわながった場合、どう処理するのかといふ点。消費者の立場からは、いい店を育てていくのが国民経済の安定となり、小売商を現状のまま保護しても國民経済の発展にならないのではないか。また消費者のためにある消費生協を何ゆえに規制し、厚生省所管の生協に対し何ゆえに通産大臣が関与するのであるかといふ問題。また、政府の考える購買会、消費生協のあるべき姿はどんなものか。また、これらは本法の成立によって今までの運営方針をそのまま継続してよいのか、それとも何らかの影響を受けるのかといふ問題等、実際に各方面から各様の問題が提起されています。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小幡委員から、「小売商の置かれている今日の状態からして、本法案は問題を一挙に解決するものではないが、小売商の安定を目指し、一步前進させたことに意義がある。ただ法の運用に待つところが多いため、運用には慎重を期するよう要望するが、特に農業協同組合等の販売事業に関連は、

政府は本法を施行するに当たり、農林水産業協同組合及び同連合会の販売事業に対し、従来通りこれが育成の基本の方針を堅持することも、その事業が本法によつて制約を受け

第四五六号 國用製糸業者への
原料鹽流通措置促進に関する
請願

第四七五号 米穀予約充渡制度
の維持強化に関する請願

第五二一號 琵琶湖大中之湖干
拓事業実施に伴う被害補償の
請願

第五七九号 農地造成開田事業
を非補助土地改良事業助成措
置要綱による助成対象とする
の請願

第六二〇号 新潟県の消費者米
価の丁地復元に関する請願

第七九六号 農業振興施策確立
等に関する請願

第八二二号、第八七四号、第九一
八号、第一一〇〇号、第一一
九号、第一一五四号、第一
三六七号 水産物小売業者の
育成施策確立に関する請願

第九九九号 水産業改良助長の
法制化に関する請願

第一〇〇〇号 漁業協同組合整
備特別措置の法制化に関する
請願

第一〇四七号 昭和三十四年度
漁港修築予算等に関する請願

第一一〇五号 日中漁業協定更
新実現促進に関する請願

第一一五三号 漁業協同組合整
備特別措置の立法化に関する
請願

第一四五七号 長崎県佐世保港
外投げによる禁止による漁業損
失補償の請願

第一五〇六号 開拓者救済に関
する請願

右通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十四年四月七日

農林水產
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕

○秋山俊一郎君 大だいま議題になり
ました安全殺虫剤ビレトリン使用に関
する請願外四十一件の請願について、

農林水產委員会における審査の経過及
び結果を報告いたします。

今国会中四月一日までに農林水產委
員会に付託されました請願は四十九件

でありまして、これが趣意は、請願文

書表第一回ないし第十一回報告によつ
て御承りいただきたいと存じます。委
員会におきましては、これらの請願に

ついて政府当局の意見をも参考にし
て、慎重審査の結果、大だいま議題に
なりました四十二件は、いずれも全会

一致をもつて、議院の会議に付し、内
閣に送付することを要するものと決定
いたしました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

これらの請願は委員長報告の通り採
択し、内閣に送付することに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

第一一五五号、第一三六八号、
第一五〇九号 東京都中央卸
売市場足立分場魚類部敷地拡
張等に関する請願

第一四五七号 長崎県佐世保港
外投げによる禁止による漁業損
失補償の請願

午後六時四十九分開議
する請願

右通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十四年四月七日

農林水產
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕

○秋山俊一郎君 大だいま議題になり
ました安全殺虫剤ビレトリン使用に関
する請願外四十一件の請願について、

農林水產委員会における審査の経過及
び結果を報告いたします。

今国会中四月一日までに農林水產委
員会に付託されました請願は四十九件

でありまして、これが趣意は、請願文

書表第一回ないし第十一回報告によつ
て御承りいただきたいと存じます。委
員会におきましては、これらの請願に

ついて政府当局の意見をも参考にし
て、慎重審査の結果、大だいま議題に
なりました四十二件は、いずれも全会

一致をもつて、議院の会議に付し、内
閣に送付することを要するものと決定
いたしました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
れば、これより採決をいたします。

これらの請願は委員長報告の通り採
択し、内閣に送付することに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

第一一五五号、第一三六八号、
第一五〇九号 東京都中央卸
売市場足立分場魚類部敷地拡
張等に関する請願

第一四五七号 長崎県佐世保港
外投げによる禁止による漁業損
失補償の請願

い欠員となりました検察官適格審査会
委員予備委員の選舉を行いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。よつて許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。よつて許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 田中君の動議に
賛成です。

審議会委員に後藤義隆君、平島敏夫
君、内村清次君を指名いたします。
ます。

〔参事朗読〕

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させ
ます。

本日委員長から左の報告書を提出した。
昭和三十四年度一般会計予算補正
(第1号)可決報告書

予備委員の選挙は、その手続を省略
し、議長において指名することの動議
を提出いたします。

○田中茂徳君 検察官適格審査会委員
予備委員の選挙は、その手続を省略
し、議長において指名することの動議
を提出いたします。

○阿部竹松君 私は、ただいまの田中
茂徳君の動議に賛成いたしました。

○議長(松野鶴平君) 田中君の動議に
賛成です。

審議会委員に後藤義隆君、平島敏夫
君、内村清次君を指名いたしました。
ます。

〔参事朗読〕

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させ
ます。

本日委員長から左の報告書を提出した。
昭和三十四年度一般会計予算補正
(第1号)可決報告書

予備委員の選挙は、その手続を省略
し、議長において指名することの動議
を提出いたします。

○田中茂徳君 検察官適格審査会委員
予備委員の選挙は、その手續を省略
し、議長において指名することの動議
を提出いたします。

○阿部竹松君 私は、ただいまの田中
茂徳君の動議に賛成いたしました。

○議長(松野鶴平君) 田中君の動議に
賛成です。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案可決報告書
大蔵省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書
恩給法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十四年度一般会計予算補正(第1号)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長木暮武太夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十四年度一般会計予算補正(第1号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月二十八日

○木暮武太夫君登壇、拍手

〔木暮武太夫君登壇、拍手〕

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

が国の出資額が増額されることになりましので、これに伴い必要な予算措置を講ずるため提案されたものであります。今回の増資に当つては、国際通貨基金が全加盟国一律五割、国際復興開発銀行が全加盟国一律十割のほか、日本、ドイツ連邦共和国及びカナダの三国については特別増資が認められておりますので、これに伴う我が国の追加出資額は、国際通貨基金に対しては二億五千万ドル、国際復興開発銀行に対するのは四億一千六百万ドルとなるの

あります。その払込方法は、国際通貨基金に対しては、二億五千万ドルを金、円現金及び円国債をもつて、また国際復興開発銀行に対しましては、特別割当の一億六千六百万ドルを用金地金購入費、円貨現金払込み等二百三十四億二千二百余万円、国際復興開発銀行関係が、米貨払込み、円貨現金払込み等十六億五千百余万円であります。まして、円国債による出資のための国債の発行等については、別途提案の法律により措置されることになつてお

ます。

以上の歳出追加に必要な財源二百五十億七千三百余万円は、日本銀行の所持する金地金を昭和二十八年の金管理法の規定による価格に再評価せしめ、それを補正申上げます。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第1号)は、昭和三十四年度一般会計予算が国会に提出されて後、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対するわ

が国の出資額は、それぞれ五億ドル及び六億六千六百万ドルとなり、昭和三十四年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも一兆四千四百四十三億二千二百余万円となります。

この補正予算案は、二月三日に国会へ提出され、三月二十八日に衆議院において可決の上、本院に送付されたものであります。委員会におきましては、四月七日に佐藤大臣から提案理由の説明を聴取いたしました後、同日及び八日の二日間にわたり、岸内閣総理大臣並びに関係各大臣に對し質疑を行いました。以下、これらの質疑のうち、補正予算に直接関連する若干の事項について、その要旨を簡略に御報告申し上げます。

すなわち、まず委員より、「今回の補正予算で再評価の対象とした金の量は幾らであるか。その金は日銀の所有であることが確認できるものであるか。今回の再評価を含めて、政府、日本銀行の所有金の総量を再評価をした場合、幾らの再評価益が出るのであるか。この中に含まれている日銀のカラムは、政府の怠慢ではないか」等の質疑がございました。

かくて、本日をもつて質疑を終了し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十四年度一般会計予算補正(第1号)は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本案に対し、附帯意見を述べられました。討論を終局として、佐藤大臣及び政府委員より、「再評価される日銀の金は、接收資金のなかに含まれている日銀のカラムは、政府の怠慢ではないか」等の質疑がございましたが、これに対し、政府の保有する全部の金を再評価するとのすれば、日銀分五百二十一億円、政府分二十三億円、計五百四十四億円になる。日銀の保有金を再評価して評価益を国内で使用することとすること

は慎まなければならないが、帳簿価格と市価の間に著しい差があつたり、

格と市価の間に未整理勘定のあることは不自然なことであるから、接収貢金属の処理がきまつた今日、この法律に基

づいて処理し、日銀との未整理勘定も国

民負担とならぬ方法で解決をしたい。

○議長(松野鶴平君) 本案に対し、私は日本社会党を代

表し、反対討論をなさんとするものであります。内容はただいま委員長報告の通りであります。警告的討論を申しあげたいと存じます。

まず、IMF並びに世銀に対する出資増加は、一月三十日、加盟国総務の賛否投票採決によって確定したものであります。昨年十二月十九日、加盟国理事会で決定されたものであります。然予見できたものであります。そこで、当初予算に計上すべきであったの

あります。財政法第二十九条には、「予算作成後に生じた事由に基き必要避

けることのできない」云々と述べてあります。二十七年第一回出資当時は、予算に見込額のまま計上した先例

を得ません。二十七年第一回出資当時は、予算に見込額のまま計上した先例

を得ません。二十七年第一回出資当時は、予算に見込額のまま

保有の金地金六十二トンの帳簿価格を改定することにより、再評価差益金二百五十億七千三百余万円を日銀から納付することによってまかなわれることになつておるのであります。そもそも、日銀保有の金地金は日銀通貨の信用の裏づけとなるものであります。このたびの処置では、日銀保有百二十九トン中十四トンは評価がえしないままあります。また未整理証書のみであつて、うち実物の額もまままとあつてはならないと考えるものであります。このたびの処置は、このたび接収貴金属等の処理に関する法律が成立した機会に、早急に整理、処理すべきであると考えます。とともに、もし評価がえした場合、その差益金は国内的に使うべきでないことがあります。ここに付言いたしておきます。今後、外貨危機に備えての借り入れ限度額が二億五千万ドルまでと、二倍にななり、世銀からの外資導入も、より容易となるであります。しかし、その運用についてさてはきわめて慎重を要し、大企業本位の経済体制の強化のために供されたり、外貨危機による日本経済支配体制が強化されるようなことは断じてあつてはならないのであります。かりにそめにも、外貨危機に備えがあるからとして金融財政政策が放漫になり、あるいは戦略的に安易に走つてはならないことを嚴に警告をいたします。

このたびの予算総額は一兆四千四百四十三億二千二百万円と大規模になりますが、私どもは、社会保障費を増大

するとか、あるいは個人消費の増大をはかるとか、あるいは科学技術の振興を飛躍的に財政支出を行なうことによつて行うとか、かくのことき内容で予算規模が拡大することは、日本経済の成長と国民生活の安定向上のために望ましいことであるが、政府が組んだ予算のようには、軍事的あるいは日本独占資本奉仕的な性格の予算は、われわれの賛同することのできないところであります。

政府の厚生白書によりますと、所得階層の分化はますます大となり、戦前に比して多額の所得税を課されており、国民一人当り御承知のことく實に一萬九千五百七十九円の高い税金を負担いたしております。最近の経済企画庁の月例報告では、景気は回復から上昇の段階に移つたと、楽観的な見方をし、また同庁の経済研究所では、經濟の現状はまだ回復過程を終つていないと、違つところの見解を発表し、六月ごろにこの会計が終れば設備投資熱が急に盛んとなつて、景気は過熱を来たすおそれが多くにあると発表いたしましたが、今や約一五%増と資金需要が急に增大いたしております。将来、輸入の増大を招くのではないかと予想されるのであります。さらに四百十六億円という、膨大に増額されました公共事業費を一、二カ月繰り上げ支出をすると報道されていますが、經濟状況が急熱し、物価は上り、輸入は増大し、そ

の結果として、国際收支が悪化し、金融引き締めとなり、低賃金のサラリーマンの生活は困窮し、抵抗力は弱く、彈力性の乏しいところの中小企業者は、再び神武景気の愚を繰り返されることになると予想されます。急激な上昇のあとには必ず深刻なる反省が現われるものであります。日本経済の伸びとその縮みは、幅が広く、かつ、その間隔が短かい特質を持つてゐるといわれる所でありますから、十分に心していただくことを主張します。IMFの增资がなされたことで安易な考えをなされないことを警告いたすものであります。今や、三月末現在におけるところの外貨保有は戦後最高の九億七千四百万ドルと発表されておりますが、これらは三十一年以来の赤字の苦しい段階において、勤労大衆の犠牲によつて、一部中小業者は倒産をいたし、勤労者は首切りをされましたたが、勤労大衆の犠牲によつてつわかれたものでござりまするので、勤労大衆に幸いするような政治、行政をやるべきことも、ここに主張いたしておきます。

す。補正前は、御承知のことく「一兆四百四十三億三千二百万円は、「人よ死し、三次に」、こういうことなんです。(笑声)「三次」とは第三・四半期のことであります。政策を誤まれば、をもつて申し上げますならば、一兆四千三百四十三億三千二百万円は、「人意しなければならない。あるいは、死ぬるおそれがある、用心しろ、といふことを警告しておるわけであります。今後の経済、金融、財政に十分注意しなければならない。あるいは、ある人はこういうことを言つて いる。「イノシシ予算」だ。これは一兆四千四百四十三億三千二百万円ですから「イノシシ予算」ふうふう、「猪突猛進」ふうふうで、ぐつと行つてふうふうとなつて、勤労大衆はへたばるとこらの性格を持つつている予算。くしゃくしゃ、こういう語呂が出て参ります。これを懸念したがゆえに、わが日本社会党の堂々たる追及を避けるために、当然、当初予算に繰り入れるべきものを、財政法に違反してこういう補正予算の形で出したのであろうと推察いたします。結果としてはこういふ語呂が出ることを、ここに私は申し上げておく次第であります。かようなことにならないよう、一格段の注意をされるように警告を促すとともに、善処を強く要望いたすものであります。

意のままにならず、世にもまれな絶筆はぎ内閣、派閥均衡ならぬ、がたがた弱体内閣となつたのが現在の岸内閣であります。その与党の派閥抗争はいよいよ激しく、政治的真空状態であるといわれます。まさに政治的能力の無能力を暴露しているのであります。

御承知のことく、安保条約、行政協定、日韓交渉、日ソ漁業交渉あるいは中共問題等々の党内意見調整すらできない無統制、醜状を呈していきます。さち内閣の支柱であった池田氏は、岸首相を評して、政治家としての心がけができるいない専制政治家であると極言をいたし、さらに塙田、大橋、川崎、小坂、山本、辻各氏らは、徹底的な批判と罵言を公開の場で岸首相に浴びせられたのであります。これに対し、党規に照らし処断もできない無統制ぶりであることは、各位のつとに御了承の通りであります。国家公安委員会のほか十二の政府機関委員を委任されておりますところの小汀氏は、岸綱理の存在は世道人心の上に及ぼす悪影響甚大であると、週刊朝日を通じて總理の反省を求めるとともに、国民に訴えていることとも總理みずから御承知の通りであります。

改め、同条第一項中「百八十三分の百四十八」を「二百三十八分の二百三」に改める。

第十一条第一項、第十二条第四項及び第十三条第一項中「百八十三分の三十五」を「二百三十八分の三十五」に、「百八十三分の百四十八」を「三百三十八分の二百三」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3 捷発油税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第二号)附則第四項の規定によつて課する揮発油税については、改正後の地方道路税法第七条及び第九条から第十四条までの規定は、適用しない。

4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るとの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書
物品税法の一部を改正する法律

右多數をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月八日

大蔵委員長 山本 米治
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

第一条第一項の改正規定中第一種甲類第七号を削り、同種乙類第八号を同類第七号とし、以下同類第十号まで順次一号ずつ繰り上げる。
第一条第一項の改正規定中第二種甲類第二号を次のよう改める。
二 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
附則第一項を次のよう改める。
1 この法律は、昭和三十四年五月一日から施行する。ただし、附則第二十項の規定は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和三十四年五月一日から施行する。ただし、附則第二十項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二項中「この法律」を「この法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)」に改め、「及び前項第一号から第三号までに掲げる物品で昭和三十四年四月中に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるもの(製造場から移出されるものとみなされるものを含む。)に対する物品税」を削る。

附則第三項中「昭和三十四年四月一日」を「この法律の施行の日」に、「新法第一条」を「改正後の物品税法(以下「新法」という。)第一条」に改め。

附則第四項中「昭和三十四年五月一日」を「この法律の施行の日」に改める。

附則第六項中「昭和三十四年四月以前」を「この法律の施行前に、旧法第一条第一項の第一種」を「改正前の物品税法(以下「旧法」といいう。)第一条第一項の第一種」に、「同年四月一日(附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品については、同年五月一日。以下この項においては、

いて同じ。)前」を「この法律の施行前に、同年四月一日以後」を「この法律の施行後」に改める。
附則第十一項中「昭和三十四年五月一日」を「この法律の施行の日」に改める。
附則第七項中「昭和三十四年四月一日」を「この法律の施行の日」に改める。
附則第九項中「昭和三十四年五月一日前」を「この法律の施行前に、附則第一項」を「次に掲げる物品のうち、」に改め、「同項」を削り、「同日以後」を「この法律の施行後」に改め、同項に次の六号を加える。
一 第一種第三号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第五十二号に掲げる物品に該当するもの

附則第八項中「昭和三十四年五月一日」を「この法律の施行前に、附則第一項」を「次に掲げる物品のうち、サッカーリン又はズルチン」に改め、「昭和三十四年四月一日」を削り、「昭和三十四年四月一日」を「この法律の施行後」に改め、同項に次の六号を加える。
一 第一種第三号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第五十二号に掲げる物品に該当するもの

二 第一種第六号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第一号までに掲げる物品に該当するもの

三 第一種第七号から第十一号までに掲げる物品

四 第二種第三十八号及び第五十号に掲げる物品のうち、受信用真空管を使用しないラジオ聴取機

五 第二種第三十九号に掲げる物品

六 第三種第二号に掲げる物品のうち、クロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトロールスルフォアミド、パラフェネチル及びチクロヘキシルアミン

附則第十二項及び第十三項中「サッカーリン又はズルチン」を「この法律の施行の際サッカーリン又はズルチン」に改め、「昭和三十四年四月一日」を「この法律の施行の日」に改める。
附則第十四項中「サッカーリン又はズルチン」を「この法律の施行の際サッカーリン又はズルチン」に改め、「昭和三十四年四月一日」を「この法律の施行後」に改める。
附則第十五項中「サッカーリン等を原料とする」を「この法律の施行の際サッカーリン等を原料とする」に改め、「昭和三十四年四月一日」を「この法律の施行の日」に改める。
附則第十六項中「昭和三十四年五月一日」を「この法律の施行の際」に、「附則第一項」を「附則第九項」に、「同日」を「この法律の施行の日」に改める。
附則第十七項中「昭和三十四年四月一日」を「この法律の施行の日」に改める。
附則第十八項中「昭和三十四年四月二十日まで」を「この法律の施行後二十日以内」に改める。
附則第十九項中「昭和三十四年五月二十日まで」を「この法律の施行後二十日以内」に改める。
附則第二十一項中「昭和三十四年五月一日」を「この法律の施行の際」に、「附則第一項」を「附則第九項」に改める。
附則第二十四項中「昭和三十四年三月三十日」を「昭和三十四年五月三十日」に改める。

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における物品税課税物品との負担の均衡上テ、実情にかんがみ、課税方法の変更、税率の引下げ等を行うとともに、現行課税物品との負担の均衡上テ、ブレコード等について新たに課税を行はばか、所要の規定の整備を図らうとするものであるが、ゴルフ用具製造課税に移すほか施行期日を五月一日とする修正を加えた上で、やむをえない措置と認めた。
なお、附帯決議を行つた。
二、費用
本法施行に伴う租税減収額は、初年度約二十四億円、平年度約三十億円である。
三、附帯決議
物品税は、戦費調達の財源確保のため存置された沿革をもら、その性格もとく明確でないばかりでなく、課税の施行に当つては、政令に委ねられるもの多く、明らかに租税法定主義の精神に反するものと思われる。また、課税物件間の税負担をみても、必ずしもその權衡がとれてゐるものとは思われない。よつて、本委員会は、政府において、国民経済の総合的見地に立つて、物品税体系を再検討し、速かに根本的改正措置を講すべきことを要望する。
右決議する。

附則第十項中「昭和三十四年五月三十日」を「この法律の施行前に、

附則第十項中「昭和三十四年五月三十日」に改める。

附則第十項中「昭和三十四年五月三十日」を「この法律の施行前に、

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月二十七日

衆議院議長 加藤鏡五郎

参議院議長 松野鶴平殿

(不字及びは衆議院修正)

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律

九 茶道用具、香道用具及華
十 用織維製品

十一 高級織物(和装生地又
ハ帶地ニ在リテハ一反又ハ
一本ニ付価格二万五千円以
上ノモノ洋装生地中幅百二十
厘以上ノモノニ在リテハ
一米ニ付五百五百円以上其
ノ他ノモノニ在リテハ命令
ヲ以テ定ムル価格以上ノモ
ノヲ(謂フ)

十二 身辺用細貨類

十三 囲碁用具、将棋用具及
チエス用具

十四 写真機、写真引伸機、映
写機、同部分品及附属品並
ニ現像焼付用器具

十五 双眼鏡及雙眼鏡類

十六 薔薇器及同部分品

十七 ロープ及彈丸

十八 風扇機

十九 写真用ノ乾板、フィル
ム及感光紙

二十 電風機

二十一 哥ルフ用具、同部分品及
附屬品

二十二 高級普通乗用自動車(輪
距三百五厘又ハ氣筒容積四
千立方釐ヲ超ユルモノヲ謂
フ)

二十三 ゴルフ用具、同部分品及
附屬品

二十四 電動自転車

二十五 電動自転車

二十六 電動自転車

二十七 電動自転車

二十八 電動自転車

二十九 電動自転車

三十 電動自転車

三十一 電動自転車

三十二 電動自転車

三十三 電動自転車

三十四 電動自転車

三十五 電動自転車

三十六 電動自転車

三十七 電動自転車

三十八 電動自転車

二十九 アルバム並ニ觀賞用
ノ写真及印刷物類

三十 飾物、玩具及遊戯貝類

但シ第四十四号ニ掲グルモ
ノ及トランプ類税ヲ課セラ
ルモノヲ除ク

四十六 烏龍茶、包種茶、
ヨーヒー、ココア及此等ノ
代用物

四十七 グルタミン酸ソーダ
ヲ主成分トスル調味料

四十八 乗用三輪自動車及自
動自転車

四十九 金庫

五十 敷物類

五十一 オールウェーブラジ
オ聴取機以外ノラジオ聴取
機ニシテ受信用真空管五個
以下又ハトランジスター八
個以下ノモノ及ラジオ聴取
機ノ部分品

五十二 受信用真空管、マイ
クロフォン、拡声用増幅器
及拡声器

五十三 化粧クリーム、化粧
水、化粧下、頭髪用ノ油及
煉油、整髮料、養毛料並ニ
染毛料

五十四 果実エッセンス類

五十五 紙及セロファン

五十六 燐寸

五十七 サッカリン、ズルチン、チ
クロヘキシルスルファミン酸
ソーダ、オルソトロールスル
フォアミド、バラフエネチヂ
ン及チクロヘキシルアミン

五十八 (以下人工甘味料ト謂フ)

七八四

具、セーターポート、スカ
ル及ヨット

第三号ニ掲グルモノ及酒税
ヲ課セラルモノヲ除ク

四十五 嘉好飲料但シ第三種

ヨーヒー、ココア及此等ノ
代用物

四十六 烏龍茶、包種茶、
ヨーヒー、ココア及此等ノ
代用物

四十七 グルタミン酸ソーダ
ヲ主成分トスル調味料

四十八 乗用三輪自動車及自
動自転車

四十九 金庫

五十 敷物類

五十一 オールウェーブラジ
オ聴取機以外ノラジオ聴取
機ニシテ受信用真空管五個
以下又ハトランジスター八
個以下ノモノ及ラジオ聴取
機ノ部分品

五十二 受信用真空管、マイ
クロフォン、拡声用増幅器
及拡声器

五十三 化粧クリーム、化粧
水、化粧下、頭髪用ノ油及
煉油、整髮料、養毛料並ニ
染毛料

五十四 果実エッセンス類

五十五 紙及セロファン

五十六 燐寸

五十七 サッカリン、ズルチン、チ
クロヘキシルスルファミン酸
ソーダ、オルソトロールスル
フォアミド、バラフエネチヂ
ン及チクロヘキシルアミン

五十八 (以下人工甘味料ト謂フ)

三 清涼飲料
一 鈔三付
三十一円
一 鈔三付
一万千円
一 鈔二付
一分ノ五
第二条第二項中「百分ノ十」を「百
方四」を「百十四立」に改め、同条第三項中「四立
四項中「第四十八号」を「第三十六号
及第三十七号」に改め、同条第五項

第二種	甲類	物品ノ価格ノ百分ノ五十
乙類	物品ノ価格ノ百分ノ四十	乙類
丙類	物品ノ価格ノ百分ノ三十	丙類
丁類	物品ノ価格ノ百分ノ二十	丁類
戊類	物品ノ価格ノ百分ノ十	戊類
己類	物品ノ価格ノ百分ノ五	己類
第三種		
一 燐寸	千本ニ付	一円
二 人工甘味料		
イ サッカリン、ズルチン、 オルソトロールスルフオア ミド及バラフエネチヂン		
一 匹ニ付	百円	口 チクロヘキシルスルファ ミン酸ソーダ及チクロヘキ シルアルミン

三 清涼飲料（玉ラムネ塙以外
ノ容器ニ充填シタルモノニ限
ル）

第一条第二項の次に次の一項を加
える。

第一種ノ物品中甲類ニ該当スル物
品ニシテ乙類ニ該当スルモノハ之ヲ
甲類トス

第二条第一項を次のように改め

物品税ノ税率左ノ如シ

第一種
甲類 物品ノ価格ノ百分ノ二十
乙類 物品ノ価格ノ百分ノ十

に改める。
第三条第三項中「燐寸ノ本数及
サッカリン又ハザルチソ原料トス
ル調味用固型人工甘味料ノ原料トシ
テ使用セラレタルサッカリン又ハザ
ルチソノ量ノ計算」を「及燐寸ノ本数及
ノ計算」に改める。
第四条中「(サッカリン又ハザルチ
ンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料トス
料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル
ル当該調味用固型人工甘味料ニ使用
セラレタルサッカリン又ハザルチソ
ノ量、第三種第三号ニ掲グル標語(レ
外ノ清涼飲料ニシテ第一項第一項
規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ
付テハ製造場ヨリ移出セラレタル当
該清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦
斯ノ量)」を削る。
第五条を次のように改める。
第五条 第一種ノ物品ノ小売業者ガ
其ノ第一種ノ物品ニ付販売若ハ買
受ノ委託ヲ受ケテ之ヲ販売シ若ハ
其ノ買受ノ委託ニ引渡ス場合マ
ハ其ノ第一種ノ物品ニ付売買ノ媒
介ヲ為ス場合ハ之ヲ其ノ所有ニ係
ル当該物品ノ販売ト看做ス
第一種ノ物品ノ材料(第一種ノ物
品ニ該当スルモノヲ除ク)ヲ販賣
シタル第一種ノ物品ノ小売業者ガ
其ノ販売先ヨリノ委託ニ基キ之ニ
影刻其ノ他ノ加工ヲ施シテ之ヲ
該販売先ニ引渡ス場合ニ於テ当該
加工後ノ物品ガ第一種ノ物品ニ必要ト
テ其ノ委託者ガ当該加工ニ必要ト
サル材料(当該小売業者が販賣シ
シタルモノヲ除ク)ヲ提供シタル

トキハ当該材料ノ価格ヲ除キタル
金額ヲ當該第一種ノ物品ノ販売価
格ト看做ス
高級織物ニシテ第一條第一項ノ規
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノヲ
使用シタル洋服、和服其ノ他ノ衣
料品（第一種ノ物品ニ該当スルモ
ノヲ除外）ガ販売セラル場合ヘ
当該衣料品ノ販売差益若第一種ノ
物品ノ小売業者トシテ当該衣料品
ニ使用セラレタル当該高級織物ヲ
販売スルモノト看做ス此ノ場合ニ
於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該
衣料品ノ販売価格ヨリ当該衣料品
ト為ニ要シタル費用ヲ控除シタ
ル金額ヲ当該高級織物ノ販売価格
ト看做ス
展賣会其ノ他之三類スル催物ヲ行
フ場所ニ於テ其ノ催物ノ主催者ガ
第一種ノ物品ヲ販売スル場合ハ當
該主催者ガ第一種ノ物品ノ小売業
者トシテ当該物品ヲ販売スルモノ
ト看做ス
第一種ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ
方法ニ依リ売買セラル場合（強
制競売又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除
ク）ハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ
者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシ
テ当該物品ヲ販売スルモノト看做
ス
第六条第四項中「第二種又ハ第三
種ノ物品ノ製造ヲ委託スルモノハ之
ヲ受託者」を「第二種若ハ第三種ノ物
品ノ製造ヲ委託シ又ハ自己ノミニ商
モノハ之ヲ受託者又ハ其ノ指示ヲ受
標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ第二
種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セシムル
モノハ之ヲ受託者又ハ其ノ指示ヲ受

に「又ハ其ノ指示ヲ為シタル者」を加え、同条第五項中「第一項乃至第三項中」を「第一項及第二項中」に、「化粧品及清涼飲料」を「化粧品に、「第一項乃至第三項ノ」を「第一項又ハ第二項ノ」に改め、同条第三項を削る。

第七条第一項第二号中「第三十四号又ハ第四十九号」を「第四十五号又ハ第四十六号」に改め、同項第三号中「公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ」を「滞納処分(其ノ例ニ依ル處分ヲ含ム)、強制執行、担保権ノ実行トシテノ競売、企業担保権ノ実行手続又ハ破産手続ニ依リ」に改め、同条第二項中「第三十四号又ハ第四十九号」を「第四十五号又ハ第四十六号」に改める。

第八条第一項中「(サッカリン又ハマルチンヲ原料トスル調味用固型人形甘味料ニ付テハサッカリン又ハマルチンノ使用量、第三種第三号ニ掲タル煙詰以外ノ清涼飲料ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以て定ムルモノニ付テハ炭酸瓦斯使用量)」を削る。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ」を「物品ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ」政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ」に改める。

第十三条ノ二の次に次の一条を加える。

第十三条ノ三 第十一条第一項、第十二条第一項又ハ第十三条第一項ノ承認ヲ為ス場合ニ於テ取締上支障ナキモノト認ムルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内ニ製造場ヨリ移出セラルル第二

種又ハ第三種ノ物品ニ付包括シテ
此等ノ承認ヲ与フルコトヲ得
第十五条中「第六条」を「第六条第三項」に、「製造ヲ委託セントスル者」を「製造ノ委託又ハ商標ノ表示ノ指示ヲ為サントスル者」に改める。
第十八条第三項中「同条」を「第十
三条」に改める。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税及び前項第一号から第三号までに掲げる

物品（新法第一条第一項第一種第十一号に掲げる物品を除く。）で昭和三十四年四月中に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるもの（製造場から移出されるものとみなされるものを含む。）

出され、又は保税地域から移出されるもの（製造場から移出されるものとみなされるものを含む。）

に対する物品税については、なお従前の例による。

3 昭和三十四年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に

製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法第一条第一項第二種第十六号に掲げる写真用フィルムのうち、幅三十五ミリ

メートルの映画用の天然色写真用乳剤を塗布して製造する天然色写真用フィルム、三原色のうちそれを異なる一色を感光した三本式に専用される写真用フィルムの撮影用フィルムを使用してその陽画を製造する工程において感光乳剤を塗布する方式により製造する（三原色感光剤のうち一色の感光剤が塗布されているものに限る。）に限り、撮影用のものを除く。）に課されるべき物品税の税率は、新法第二条第一項の規定にかかるわらず、その価格の百分の十とする。

4 昭和三十四年五月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法第一条第一項第二種第三十九号に掲げる

テープ式磁気録音再生機に課され

るべき物品税の税率は、新法第二条第一項の規定にかかるわらず、その価格の五とする。

5 当分の間、製造場から移出される新法第一条第一項第二種第四十五号に掲げる嗜好飲料のうち、うんしゅうみかん、伊予みかん、なるとみかん、三宝かん及びはつきを含む、りんご又はぶどうの搾汁を原料とし、乳化剤又は乳化香料を使用しないで製造した果実水及び果実みつで、その搾汁の容量の全容に対する割合が政令で定める割合以上のものに課されるべき物品税の税率は、新法第二条第一項の規定にかかるわらず、その価格の百分の五とする。

6 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除を受けて昭和三十四年四月一日前に第一種の物品の小売業者が販売した旧法第一条第一項の第一種の物品又は当該免除を受けた同年四月一日（附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品（新法第一条第一項第一種第十一号に掲げる物品を除く。）については、同年五月一日。以下この項において同じ。）前に製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧法第一条第一項の第二種若しくは第三種の物品について、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる

法律の規定に該当することとなつた場合における追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の三十とする。

7 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除は、新法第二条第一項の規定にかかるわらず、その価格の百分の十とする。

8 前項の規定は、同項に規定する物品税の免除を受けた昭和三十四年五月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第三項に規定する物品について、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することと

について準用する。この場合において、前項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十」と読み替えるものとする。

9 昭和三十四年五月一日前から引き続いて附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品の小売業者

は、同日以後一月以内に、その販売又は同項第四号から第六号までに掲げる物品を製造する者

は、同日以後一月以内に、その販売又は同項第五条第三項

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
物品税法第十二条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第七条第三項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第七条第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）第九条第一項（以下「本邦における国際連合の軍隊の所在地に係る税金等の臨時特例に伴う所得稅法等の臨時特例」）第五条第一項若しくは第十三号ノ二第三項若しくは第十八号第三項
------------------------------	--

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）第九条第一項（以下「本邦における国際連合の軍隊の所在地に係る税金等の臨時特例に伴う所得稅法等の臨時特例」）第五条第一項若しくは第十三号ノ二第三項若しくは第十八号第三項	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）第九条第一項（以下「本邦における国際連合の軍隊の所在地に係る税金等の臨時特例に伴う所得稅法等の臨時特例」）第五条第一項若しくは第十三号ノ二第三項若しくは第十八号第三項
--	--

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）
同法第八条	同法第八条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条
同法第十二条第一項	同法第十二条第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十ニ号）第二条第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十ニ号）第二条第一項
11 前二項の規定による申告をした者は、昭和三十四年五月一日に新法第十五条の規定による申告をした者とみなす。	11 前二項の規定による申告をした者は、昭和三十四年五月一日に新法第十五条の規定による申告をした者とみなす。

12 附則第九項及び新法第十八条第一項第一号の規定は、附則第九項に規定する者で昭和三十四年五月一日以後一月以内に小売業又は製造を廃止するものについては、適	12 附則第九項及び新法第十八条第一項第一号の規定は、附則第九項に規定する者で昭和三十四年五月一日以後一月以内に小売業又は製造を廃止するものについては、適
用しない。	用しない。

13 附則第十項及び新法第十八条第一項第一号の規定は、附則第十項に規定する者で昭和三十四年五月一日以後一月以内に同項の行為を
--

しないこととなるものについて
は、適用しない。

14 「サッカリン又はズルチン（以下
「サッカリン等」といふ。）を原料
とする調味用固型人工甘味料の製
造者が昭和三十四年四月一日にそ
の製造場において旧法第十二条第
一項の規定の適用を受けたサッカ
リン等を所持する場合には、その
製造場をサッカリン等の製造場と
みなし、その者をサッカリン等の
製造者とみなす。

15 サッカリン等を原料とする調味
用固型人工甘味料の製造者が昭和
三十四年四月一日にその製造場に
おいて当該調味用固型人工甘味料
(他の製造場から移出され、又は
保税地域から引き取られたもの
で、当該移出又は引取につき物品
税を徴収された、又は徴収される
べきものを除く。)を所持する場合
には、当該調味用固型人工甘味料
について、その者が製造者とし
て同日にこれに使用されたサッカ
リン等の量に相当する量のサッカ
リン等をサッカリン等の製造場か
ら移出したものとみなして、物品
税を課する。

16 昭和三十四年五月一日に製造場
又は保税地域以外の場所で附則第
一項第四号に掲げる物品を百個以
上、同項第五号に掲げる物品を三
十個以上又は同項第六号に掲げる
物品を一トン以上所持するこれら
の物品の製造者又は販売業者があ
る場合には、当該物品については、
その者を製造者として同日にこ
れを当該物品の製造場から移出し
たものとみなして、物品税を課す

17 前二項の場合において、その物
品税額が五万円以下のときは、昭
和三十四年六月三十日限り、五万
円をとえるときは、次の区分によ
りその税額を各月に等分して、そ
の月の末日限り、これを徴収す
る。

税額五万円をとえるとき
昭和三十四年六月及び七月
税額十万円をとえるとき
同年六月から八月まで
税額二十万円をとえるとき
同年六月から九月まで

18 附則第十五項に規定する者は、
その所持するサッカリン等を原料
とする調味用固型人工甘味料で同
項の規定に該当するものを貯蔵す
る製造場及びその製造場ごとの重
量を記載した申告書を、昭和三十
四年四月二十日までに、その製造
場の所在地の所轄税務署長に提出
しなければならない。

19 附則第十六項に規定する者は、
その所持する物品で同項の規定に
該当するものについて、新法案外六
件

20 附則第三項中「当分の間」を
規定する物品で新法第十二条第一
項又は第十三条第一項に規定する
用に供すべきものにつき、昭和三
十四年四月三十日までに、政令で
定めるところにより、当該物品の
貯蔵場所の所在地の所轄税務署長
の承認を受けたときは、当該物品
については、附則第十六項の規定
は、適用しない。この場合には、
当該物品の所在場所をその製
造場とみなし、当該者を当該物品
の製造者とみなす。

21 附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品（新法第一條
第一項第一種第十一号に掲げる物
品を除く。）については、新法第四
条の規定にかかるらず、政令で定
めるところにより、物品税を免除
する。

22 附則第九項、附則第十六項及び
前項の規定は、これらの項に規定
する物品が新法第一条第一項の規
定に基く命令で定められた物品
に該当する場合に限り、適用す
る。

23 この法律の施行前にした行為及
びこの附則の規定により從前の例
によることとされる物品税に係る
この法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

24 物品税法の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第四十六号)
一部を次のように改正する。
附則第二項中「十四インチ」を
「三十六センチメートル」に改め
る。

附則第三項中「当分の間」を
「昭和二十九年四月一日から昭和
三十四年三月三十一日までの間
に」に改める。

昭和三十四年三月六日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

25 日本輸出入銀行法の一部を改正す
る法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正
する法律

日本輸出入銀行法の一部を改正
する法律案

日本輸出入銀行法（昭和二十五年
法律第二百六十八号）の一部を次
のように改正する。

第四条第一項中「三百八十八億円」
を「四百五十八億円」に改める。

附 則

26 第四条第一項中「三百八十八億円」
を「四百五十八億円」に改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

附 則

【審査報告書は都合により追録に
掲載】

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

27 第四条第一項中「三百八十八億円」
を「四百五十八億円」に改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

附 則

【審査報告書は都合により追録に
掲載】

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

28 国際通貨基金及び国際復興開発銀
行への加盟に伴う措置に関する法
律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

附 則

昭和三十四年四月七日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

29 この法律は、公布の日から施行
し、改正後の第四条の規定は、昭和
三十四年度分の予算から適用する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

（昭和二十七年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基準外國為替相場をいう。」の下に「（以下同じ。）を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金又は銀行に対し、それぞれ、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第一号）の施行の日ににおける基準外國為替相場で換算した本邦通貨の金額が九百億円又は一千四百九十六億六千万円に相当する同項の合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条の見出し中「国債」を「基金等に出資した国債」に改める。

第十三条を第十五条とし、第十二条中「すべての本邦通貨」の下に「（このじ。）を加え、同条を第十四条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

（国債による基金との取引）

第十二条 大蔵大臣は、前条第一号に掲げる買入を行ふ場合においては、同号の本邦通貨に代えて、国

債によりこれを行ふことができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による買入を行つた場合には、外國為替資金特別資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の国債の買い戻しを行ふことができる。

3 第一項の規定による買入を行ふため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、国債を発行することができる。

4 前項の規定により国債を発行することができる金額の最高限度額には、国際通貨基金協定の規定に基づき他の基金加盟国通貨を基金から買入れることができる金額を買入の日ににおける基準外國為替相場で換算した本邦通貨の金額とする。

5 第五条第三項から第五項まで、第六条及び第八条の規定は、第三項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項の命令に従い買入する場合は」であるのは、「第十二条第二項の規定により買入もどしを行ふ場合」と、「基金又は銀行」とあるのは「基金」と、第六条中「基金又は銀行から前条第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債」とあるのは「基金から第十二条第一項の規定による買入のため基金に引き渡したものとす」る。

6 第十三条 政府は、前条第五項において準用する第六条の規定による買入を行つた国債の償還等

償還に必要な金額を、同条の償還額の請求があつたつど、外國為替基金から国債整理基金特別会計に入れなければならない。

2 政府は、前条第二項の規定により国債の買いもどしを行つたときは、直ちに、これを国債整理基金特別会計の所属に移して償却しなければならない。

3 第十条の規定は、前条第三項の規定により発行する国債について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行は、大蔵大臣の指定する日(以下「指定日」という。)において、同行の所有する金地金の法律の施行の日において同行の所有に属するものであることが指定日において大蔵大臣により認定されるものに限る。()のうち大蔵大臣の指定するものにつき、金管署法(昭和二十八年法律第六十二号)第四条に規定する価格により評価し、その評価額により当該金地金の帳簿価格を改定するものとする。

3 日本銀行は、前項の金地金の項目の規定による改定後の帳簿価額とその改定前の帳簿価額との差額額に相当する金額を、指定日の属する月の翌月末日までに、国庫に納付するものとする。この場合においては、当該金額は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十九条に規定する剰余金に含まれないものとする。

4 政府は、前項の規定により国庫に納付される金額を、改正後の国

5 第三項の規定により日本銀行が國庫に納付する金額は、法人税法（昭和二十一年法律第二十九号）による所得及び地方税法（昭和十五年法律第二百二十六号）による事業税を課する場合における所徴の計算上損金に算入する。

6 改正前の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（以下「旧法」といふ。）第四条第一項の命令に基づき、府に売り渡された金塊金は、その命令があつた時ににおける旧金管規則法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第六条に規定する価格により売り渡されたものとみなし、この場合に生ずべき旧法第四条第一項に規定する差額に相当する日本銀行政の益金相当額は、その売渡があつた時において、國庫に納付すべきものとしてこれに納付されたものとみなされる金額について準用する。

7 第五項の規定は、前項の規定により國庫に納付されたものとみなされる金額について准用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十四年四月七日
よつて国会法第八十三条により送り
する。

衆議院議長 加藤鑑五郎

参議院議長 松野鶴平殿

賠償等特殊債務処理特別会計法
一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法
の一部を改正する法律

(昭和三十一年法律第五十三号)の
一部を次のように改正する。

賠償等特殊債務処理特別会計法
第一條中「ラオス」の下に「及び」
「ンボディア」を加え、同条中「同國
を「これらの國」に改める。

附 則

この法律は、日本国とカンボディ
アとの間の經濟及び技術協力協定の
効力発生の日から施行する。

御報告申し上げます。

まず、揮発油税法の一部を改正す
法律案について申し上げます。

本案は、最近における揮発油の消
費状況及び道路整備五カ年計画遂行の
ための財源確保の緊要性にかんがみ、
引き上げて二万三百円といったそとをす
けるものであります。また、この引き上
げ措置を四月一日から施行するに伴い
まして、その施行日現在に、製造場等
以外の場所において五キロリットル以上
の揮発油を所持する製造者、販売元に
する。

- 4 監事は、公団の業務を監査する。
- (役員の任命)
- 1 役員は、建設大臣が任命する。
 - 2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。
 - 3 (役員の任期) 第二十一条 役員の任期は、四年とする。
 - 4 役員は、再任されることができる。
 - 5 欠欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (役員の欠格条項)
- 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
- 1 役員となる者である者であつて非常勤のもの(を除く)又は地方公共団体の委員(役員の解任)
 - 2 建設大臣又は理事長等の委員その他のこれに準ずる地位にある者である者であつて非常勤のもの(を除く)又は常勤の職員
 - 3 (役員の解任)
- 第二十三条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するとき、第二項各号の一に該当するとき、
- 3 その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとする

- (役員の兼任禁止)
- 第二十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當事業に従事してはならない。
- (代理権の制限)
- 第二十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。
- (代理人の選任)
- 第二十六条 理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従事する事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
- (職員の任命)
- 第二十七条 公団の職員は、理事長が任命する。
- (役員の公務員たる性質)
- 第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。
- (業務の範囲)
- 第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、次の業務を行つ。
- 1 その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第一項の規定による指定を受けたものに限る)で都市計画として決する事務所等を建設すること。

するときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

第二十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當事業に従事してはならない。

第二十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

第二十六条 理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従事する事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第二十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、次の業務を行つ。

三十条 公団は、首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十一条第三項の整備計画に基き、第一号の自動車専用道路の新設又は改築で都市計画として決定されたもの(以下「本計画」とす)の利用について料金を徴収する路外駐車場で都市計画として決定されたものの建設及び管理を行うこと。

三十一条 公団は、前項の業務を行つた道路に係るものを行うこと。

三十二条 公団は、前項の規定による建設維持、修繕その他の管理を行うこと。

三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

三十四条 公団は、毎事業年度の認可を受けなければならない。

三十五条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

三十六条 公団は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結の承認を受けなければならぬ。

三十七条 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出し、後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

三十八条 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

三十九条 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。

定されたものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。

災害復旧工事を行うこと。

第三十条 建設大臣は、首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十一条第三項の整備計画に基き、第一号の自動車専用道路の新設又は改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設又は

改築で都市計画として決定された道路に係るものを行うこと。

第三十一条 公団は、前項の規定による建設維持、修繕その他の管理を行うこと。

第三十二条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

第三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

第三十四条 公団は、毎事業年度の認可を受けなければならない。

第三十五条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十六条 公団は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結の承認を受けなければならぬ。

第三十七条 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出し、後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第三十八条 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

第三十九条 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。

年四月一日に始まり、翌年三月三十日終る。

(予算等の認可)

第三十条 公団は、毎事業年度、

予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

第三十一条 公団は、毎事業年度、

予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条 公団は、毎事業年度、

予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

第三十三条 公団は、毎事業年度、

予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

第三十四条 公団は、毎事業年度の認可を受けなければならない。

第三十五条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十六条 公団は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結の承認を受けなければならぬ。

第三十七条 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出し、後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第三十八条 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

第三十九条 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。

の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九条 公團は、前条第一項(他)

の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第

七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む)及び第三項の規定の適用を受ける公團の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、

国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第五十条 建設大臣は、次の場合に

は、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

第五十一条 建設大臣は、次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

公團の役員又は職員は、三万円以下

の過料に処する。

一 第四条第三項、第三十二条第一項、第三

十七条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九条の

規定による認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項の基本計画を

定めようとするとき。

三 第三十五条第一項及び第四十

三条の規定による承認をしよう

とするとき。

四 第四十二条第一号の規定によ

る指定をしようとするとき。

五 第三十二条第二項及び第四十

三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十二条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令

で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一 条 この法律は、公團を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。

(罰則)

第八章 罰則

第五十二条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

六 第四十二条第一号の規定によ

る指定をしようとするとき。

七 第三十二条第二項及び第四十

三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

八 第三十五条第一項及び第四十

三条の規定による承認をしよう

とするとき。

九 第四十二条第一号の規定によ

る指定をしようとするとき。

十 第三十二条第二項及び第四十

三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

十一 第三十二条第二項及び第四十

三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

十二 第三十二条第二項及び第四十

三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

十三 第三十二条第二項及び第四十

三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

十四 第三十二条第二項及び第四十

三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

十五 第三十二条第二項及び第四十

三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

(公團の設立)

第二条 建設大臣は、第二十条第一項の例により、公團の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 建設大臣は、設立委員を命

じて、公團の設立に関する事務を

処理させる。

4 設立委員は、第四条第一項の政

令で定める地方公共団体に対し

て、公團に対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に對して、出資金の払込を認めなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれたときは、第一回の払込があつた日)において、その事務を前

条第一項の規定により指名された

理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

7 建設大臣が第二項の規定による認可をしようとするとき、又は前

項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

8 建設大臣が第二項の規定による認可をしようとするとき、又は前

項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

9 建設大臣が第三十条第一項の基本計画を公團に指示した場合において、当該基本計画に含まれて

いる道路に係る事業で日本道路公

團が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の許可を受けて施行しているもの

については、公團が同法第七条の三第一項の認可を受けているものとみなし、日本道路公團が当該事業に係る道路に關し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公團がこれら

の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。この場合においては、日本道路公團は、運輸

の引継を受けたときは、運輸の引継がな

ければならない。

10 前条の事業に關し、同条の規

定によつてした処分、手続その他の

行為とみなす。この場合においては、日本道路公團は、運輸の引継を受けたときは、運輸の引継がな

ければならない。

11 第二条第一項の規定による事

務の引継を受けたときは、運輸の引継がな

ければならない。

12 第二条第一項の規定による事

務の引継を受けたときは、運輸の引継がな

ければならない。

13 第二条第一項の規定による事

務の引継を受けたときは、運輸の引継がな

ければならない。

第五条 公團は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 公團の設立の後最初に任命される理事のうち三人及び監事のうち一人の任期は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、二年と

する。

2 前項の規定により指名された理

事長、副理事長又は監事となるべ

き者は、公團の設立の時におい

て、この法律の規定により、それ

ぞれ理事長、副理事長又は監事に

任命されたものとする。

3 前項の規定が成立しないときは、

公團又は日本道路公團の申請に基

合において、建設大臣が裁定した

ときは、前項の協議が成立したものとみなす。

4 建設大臣が第二項の規定による

認可をしようとするとき、又は前

項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

5 建設大臣が第二項の規定による

認可をしようとするとき、又は前

項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

6 建設大臣が第三十条第一項の基本計画を公團に指示した場合において、当該基本計画に含まれて

いる道路に係る事業で日本道路公

團が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の認可を受けているものとみなし、日本道路公團が当該事業に

係る道路に關し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の

行為とみなす。この場合においては、日本道路公團は、運輸の引継を受けたときは、運輸の引継がな

ければならない。

7 建設大臣が第三十条第一項の基本計画を公團に指示した場合において、当該基本計画に含まれて

いる道路に係る事業で日本道路公

團が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の認可を受けているものとみなし、日本道路公團が当該事業に

係る道路に關し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の

行為とみなす。この場合においては、日本道路公團は、運輸の引継を受けたときは、運輸の引継がな

ければならない。

8 建設大臣が第三十条第一項の基本計画を公團に指示した場合において、当該基本計画に含まれて

いる道路に係る事業で日本道路公

團が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の認可を受けているものとみなし、日本道路公團が当該事業に

係る道路に關し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の

行為とみなす。この場合においては、日本道路公團は、運輸の引継を受けたときは、運輸の引継がな

ければならない。

七九四

第二十一条第一項、第四項及び五項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第三項中「公団」を「日本道路公団若しくは首都高速道路公団」に改める。

第二十二条第一項、「日本道路公団の管理」に、「一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等並びに首都高速道路」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加え、「又は第七条第一項第六号」を「若しくは第七条第一項第六号又は第七条第六号」において準用する第七条第一項第六号に、「又は第七条第一項第三号」に、「又は第七条第一項第八号」を「若しくは第七条第一項第八号又は第七条第六号」において準用する第七条第一項第八号に改める。

第二十三条中「及び第五条第一項」を、「第五条第一項及び第七条の二」に、「公団」を「それぞれ当該料金若しくは占用料を徴収又は当該負担金を課した日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十四条中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十五条中「及び第五条第一項」を、「第五条第一項及び第七条の二」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

第二十六条第一項中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等に関する公団」を「日本道路公団に、首都高速道路公団に、同条第一項中「公団のした処分」を「日本道路公団又は首都高速道路公団のした処分」に改め、「日本道路公団又は首都高速道路公団のした処分」を「日本道路公団に改め、同条第二項中「公団を「日本道路公団又は首都高速道路公団に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「公団の」を「日本道路公団の」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団」に改め、「若しくは日本道路公団の管理する首都高速道路を加え、「公団に」を「日本道路公団又は首都高速道路公団に」に改める。

項中「高速自動車国道」、「一般国道」
二級国道、都道府県道又は指定市
の市道を「道路」に改める。
第二十九条第一項（第四号を除
く。）中「公団」を「日本道路公団又
は首都高速道路公団」に改め、同
項第一号から第三号まで及び第五
号から第八号まで中「の規定によ
り」と（第七条の六において準用
する場合を含む。）の規定により
に改め、同項第四号中「公団」を「日
本道路公団」に改める。
第三十条第一項中「公団」を「日
本道路公団」に改め、「道路整備
特別措置法第七条第一項第六号の
規定により日本道路公団が代つて
する第二十四条本文の規定による
承認」の下に「とし、首都高速道
路公団の管理する首都高速道路を
首都高速道路公団が管理し、又は
管理しようとするとき」において
は、同法第二条第一項、第四十二
条第一項、第六十六条第一項、第
六十八条、第六十九条、第七十条
第一項、第三項若しくは第四項、
第七十一条第四項若しくは第五
項、第七十二条第一項若しくは第
三項又は第九十二条第四項中「道
路管理者」とあるのは「首都高
速道路公団」と、同法第二十四条中「道
路管理者以外の者」とあるのは「道
路管理者及び首都高速道路公団以
外の者」と、同法第七十一条第四
項中「道路監理員を命じ」、第二十
四条、第三十二条第一項若しくは
第三項、第三十七条、第四十条、
第四十三条、第四十四条第三項若
しくは第四項、第四十六条规定又
は第四十七条の規定又はこれらの

規定に基く処分」とあるのは道路監理員を命じ、第二十四条、第四十条、第四十三条、第四十六条若しくは第四十七条第二項の規定又は道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号、第九号、第十一号若しくは第十二号の規定により首都高速道路公団が代つてするこれらの規定に基く処分」と、同法第七十三条第一項中「第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条の下に「及び首都高速道路」を加え、同条第五項を次のように改める。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部
を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一
部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和
三十年法律第百五十六号）の一部を
次のように改正する。

第三十六条第一項中「五年間」を
「六年間に改める。」

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔上原正吉君登壇、拍手〕

○上原正吉君 大だいま議題となりま
した石炭鉱業合理化臨時措置法の一部
を改正する法律案につきまして、商工
委員会における審査の経過並びに結果
を御報告申し上げます。

この法律案は、最近、石炭産業が膨
大な貯炭をかかえ、著しく需給の均衡
を欠いている現状にかんがみ、不況対
策の一環として、石炭鉱業整備事業団
による非能率炭鉱の買い上げワクを増
加し、非能率炭鉱の倒産に伴う各種の
弊害を除去しようとするものであります。
すなわち、事業団による買収ワク
をさらに百万トン増加するのに必要な
費用に充てるため、採掘権者及び粗鉱
権者の納付金の納付期間を一年間延長
して昭和三十六年八月末までにしようと
するが、本法律案の内容でござい
ます。

商工委員会におきましては、本案に
ついて参考人の意見を聴取する等、慎
重に審査を行なつて参りましたが、こ
の際、質疑の詳細については会議録に
譲ることを御了承いただきたいと存じ
ます。

質疑を終り、阿具根委員より賛成討
論の後、採決の結果、本法律案は全会
一致をもつて衆議院送付の原案通り可
決すべきものと決定いたしました。

右御報告を終ります。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 過半数と認めま
す。よって本案は可決せられました。

○議長（松野鶴平君） この際、日程に
追加して、公共企業体等労働関係法等
の一部を改正する法律案（藤田藤太郎
君外十二名発議）を議題とすることに
御異議ございませんか。

○議長（松野鶴平君） 「異議なし」と呼ぶ者あり
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。社会労働委員長久保等君

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

右の議案を発議する。

昭和三十四年二月六日
発議者

藤田藤太郎 久保
片岡 文重 木下 友敬
小柳 義信 藤原 道子
森中 守義 鈴木 強
山田 節男 北村 正市

賛成者
相澤 重明
赤松 常子

号）の一部を次のように改正す
る。

第四条第三項を削る。

（地方公営企業労働関係法の一部
改正）

第二条 地方公営企業労働関係法
（昭和二十七年法律第二百八十九
号）の一部を次のようにより改正す
る。

第五条第二項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 大だいま議題となりまし
た公共企業体等労働関係法等の一部を
改正する法律案につきまして、社会労
働委員会における審議の経過並びに結
果を御報告申し上げます。

本改正案は、公共企業体等労働関係
法第四条第三項及び地方公営企業労働
関係法第五条第三項を削除することを
内容といたしております。

公労法第四条第三項及び地公労法第
五条第三項は、三公社五現業及び地方
公営企業に勤務する職員でなければ、そ
れぞれの職員が組織する組合の役員ま
たはその組合員になることができない
ことといたしております。しかし、この
ような制度は、労働者の団結権を保
障している日本国憲法第二十八条及び
ILLO条約第八十七条、すなわち結社
の精神に違反するものであり、かつま
た、このような制限は、占領中の特殊
事情の強い影響のもとに設けられたも
のでありまして、現在の三公社五現業
及び地方公営企業における労使関係の

実情から見ましても不必要的ものであ
りますから、これを削除し、もって労
働者の団結の自由を最大限に確保しよ
うとするのが、本改正案の提案の理由
であります。

本改正案に対しましては、質疑に入
りましたところ、格別の発言もなく、
直ちに討論に入りましたところ、光村
委員より、「現在の岸内閣は、労働運
動を全く理解せず、労働組合自体をも
まつこうから否定するかのとき態度
をとっている。正しい労働運動にも警
察権を介入させている。特に、三公社
五現業の組合活動に対する態度がはな
はだし。政府は公労法四条三項及び地公
労法五条三項をたてにとつて、正当な組合活動を圧迫してい
る。この条文は占領中の特殊事情のも
とに設けられたもので、現在の労使関
係の実情から見て全く必要ないもので
あり、しかも、憲法及びILLO条約八
十七号の精神に違反するもので、この
点に關してはILLOの理事会からも異
例の勧告を受けている。また、政府が
設置した諮詢機関である労働問題懇談
会においても、この条文を削除して、
ILLO条約を批准すべきことを答申し
てある。政府は正常な労働慣行を確立
するために、今日までとつてきた労働
組合弾圧の労働行政を改め、労働者の
権利を完全に保障すべきである。この
意味において、公労法、地公労法、國
家公務員法等の全面的改正が必要であ
るが、とりあえず現在国際的に大きな
困難を受けている公労法四条三項、地
公労法五条三項を削除し、国際的信用
を回復し、日本産業の發展に尽すべき
である」との賛成討論があり、統いて

第一條 公共企業体等労働関係法等の一部
を改正する法律
(公共企業体等労働関係法の一部
改正)

(昭和二十三年法律第二百五十七
号)

公共企業体等労働関係法等の一部
を改正する法律
(公共企業体等労働関係法の一部
改正)

公労法第四条第三項及び地公労法第
五条第三項は、三公社五現業及び地方
公営企業に勤務する職員でなければ、そ
れぞれの職員が組織する組合の役員ま
たはその組合員になることができない
ことといたしております。しかし、この
ような制度は、労働者の団結権を保
障している日本国憲法第二十八条及び
ILLO条約第八十七条、すなわち結社
の精神に違反するものであり、かつま
た、このような制限は、占領中の特殊
事情の強い影響のもとに設けられたも
のでありまして、現在の三公社五現業
及び地方公営企業における労使関係の

採決に入りましたところ、賛成者少

備が必要であり、全通の違法状態が解消しない限り批准しないという態度を明確にしたのであります。当初政府は、労働問題懇談会の結論が出れば、この結論に従うことと、国際的にも国内的にも明らかにしていたのであります。が、結論が政府に不利な形で出ると、かのがれようとしているのが現在の政府の態度であります。

政府は、ILO条約を批准することには違法を合法化することではないと言っている。もちろんわれわれも違法を合法化せよとは言いません。全通の解雇は昨年三月起つた問題であります。ILOの批准の問題は数年前から勧告されおり、労働問題懇談会でも、全通の問題と批准とは何ら関係はないと言っております。全通は、目下この解雇そのものが違法であるといって裁判中であります。今ごろ政府が全通の違法が解消しない限り批准しないと言っていることは、答申案の附則に足がかりをつけた居直り強盗のたぐいと断ぜざるを得ません。政府が国際的に発表した批准に対する態度が眞実であるとするならば、すみやかに公労法四三項、地公労法五项三項を削除して、批准に対する手続を政府みずから手で完了することが民主国家の政府でなければならぬと思うのであります。さらによつて、政府の八十七号条約批准引き延ばしの態度が再び国際的な問題となり、ますますわが国の不信の声が高まりつつあることを政府は銘記すべきであります。去る三月十三日にジユネーブで開かれた第四十一回結社の自由委員会では、特に日本のこの問

題のみを取り上げ、世界でその例を見ない第二次勧告が政府の態度を改めさせようとして出されているのであります。その内容を要約しますと、「現存する日本国内の諸問題は、八十七号の精神に基き早急に解決することを約束した批准手続処理をすみやかに行い、ILOの全面的適用を行うこと」となります。この勧告は、あくまでも本国会において行うことを希望して出されたものと聞いております。ここで言われている現存する諸問題を八十七号条約により解決することは、公労法四三項は結社の自由を侵害するものであり、特に全通の問題については政府がます四三項を廃止して解決をはかるべきことが正しいと解すべきものであります。かよろしくしてILOから強い要請があるにかかわらず、私がこの問題を取り上げて、過日の社会労働委員会で質問した際、倉石労働大臣は、「国内問題に対する不当なる介入である」と答えられたことが、今国際的に大きく非難されている最大の原因になつてゐることを、大臣は何と見られているのでしょうか。ILO加盟国の代表者は、提訴に対する問題解決に対してなされた勧告を、不当なる国内事情に対する介入として処理するがことで、批評に対する手続を政府みずから追加して、国民年金法案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすると御異議ございませんか。

○議長（松野鶴平君） 少數と認めます。よつて本案は否決せられました。

○議長（松野鶴平君） この際、日程に第一節 通則（第十五条 第二十五条） 第二節 老齢年金（第二十一条 第三十六条） 第三節 障害年金（第三十条 第三十六条） 第四節 母子年金・遺児年金及び寡婦年金

（国民年金の給付）

○議長（松野鶴平君） 条一第四十一条 条一第四十八条 第二款 遺児年金（第四十二条 第三款 寡婦年金（第四十九条 第五十二条）

（管掌）

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。おぞ委員長の報告を求めます。社会労働委員長久保等君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

第六節 給付の制限（第六十九条 第七十三条）

第四章 被保險者及び年金給付に関する経過的特例

第一節 経過措置（第七十四条 第八十九条）

第二節 援護年金の特別支給（第八十条 第八十三条）

第三章 費用（第八十五条 第一百一十七条）

第五章 福祉施設（第八十四条）

第六章 費用（第八十五条 第一百一十七条）

第七章 雜則（第一百二条 第一百一十条）

第八章 罰則（第一百十一条 第一百一十条）

第九章 契約（第一百一十二条 第一百一十条）

第十章 附則

第一章 総則

第一章 総則

第二章 被保險者（第七条 第十一条）

第三章 年金給付

第一節 通則（第十五条 第二十五条）

第二節 老齢年金（第二十一条 第三十六条）

第三節 障害年金（第三十条 第三十六条）

第四節 母子年金・遺児年金及び寡婦年金

（国民年金の給付）

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金

（管掌）

第六節 給付の制限（第六十九条 第七十三条）

第七節 経過措置（第七十四条 第八十九条）

第八節 援護年金の特別支給（第八十条 第八十三条）

第九節 福祉施設（第八十四条）

第十節 費用（第八十五条 第一百一十七条）

第十一節 雜則（第一百二条 第一百一十条）

第十二節 罰則（第一百十一条 第一百一十条）

第十三節 契約（第一百一十二条 第一百一十条）

第十四節 附則

(年金額及び保険料額の調整)

四条 保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応するための調整が加えられるべきものとする。

保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基いて所要の調整が加えられるべきものとする。

(用語の定義)

五条 この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律及び条例をいう。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 地方公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

四 國家公務員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）

六 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四十四号）

七 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十号）

八 公共企業体職員等共済組合法
(昭和三十一年法律 第百三十四号)

九 農林漁業団体職員共済組合法
(昭和三十三年法律第九十九号)

十 國會議員互助年金法 (昭和三
十三年法律第七十号)

一一 この法律において、「公的年金」
各法に基く年金たる給付」とは、
次の各号に掲げる給付をいふ。
一 被用者年金各法に基く年金な
る給付

二 厚生年金保険法附則第二十八
条に規定する共済組合が支給す
る年金たる給付

三 敦寅東規則(明治二十三年法
律第五十一号)に基く年金たる
給付

四 田今による共済組合等からの
年金受給者のための特別措置
法(昭和二十五年法律第二百五
十六号)に基いて國家公務員共
済組合連合会が支給する年金た
る給付

五 戰傷病者戦没者遺族等援護法
(昭和二十七年法律第二百二十七
号)に基く年金たる給付(遺族給
与金を含む。)

六 未帰還者留守家族等援護法
(昭和二十八年法律第六十六十一
号)に基く留守家族手当及び特
別手当(同法附則第四十四項に
規定する手当を含む。)

七 前各号に定めるもののが、
政令で定める法令に基く年金た
る給付

八 この法律において、「配偶者」、
「夫」及び「妻」には、第四十九条の

規定を除き、婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含むものとする。

(諸周)

第二章 被保險者

(被保險者の資格)

第七条 日本国に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保險者とする。

二 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかるず。國民年金の被保險者としない。

一 被用者年金各法の被保險者又は組合員（恩給法に定める公務員及び他の法律により恩給法に定める公務員とみなされる者、地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員、執行吏並びに国会議員を含む。）

二 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢若しくは退職又は障疾を支給事由とする給付を受けることができる者

三 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者

四 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付の

五 第五条第二項第五号から第七号までに掲げる年金なる給付をうち死亡^{（）}を支給事由とする給付を受けることができる者

六 前五号に掲げる者の配偶者

七 次に掲げる学校に在学する生徒又は学生。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十四条に規定する高等学校の定時制課程による授業を受けて、同法第四十五条（同法第七十条、第七十条の十及び第十七条）第十六条において準用する場合を含む）に規定する通信教育を受けて、同法第五十四条规定する夜間の学部に在学し、又は同法第七十条の四に規定する夜間の課程による授業を受ける生徒又は学生を除く。

イ 学校教育法第四十一条に規定する高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

ロ 学校教育法第五十二条に規定する大学（同法第六十二条に規定する大学院を含む。）及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

ハ 学校教育法第七十条の二に規定する専科大学及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

チ 項各号に掲げる者に対する将来にわたるこの法律の適用関係については、国民年金制度と被用者

第八条 前条の規定による被保険者は、二十歳に達した日、日本国民となつた日又は日本国内に住所を有するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第九条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本国民でなくなつたとき。
- 三 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

四 六十歳に達したとき。

(任意脱退)

第十条 被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間とその者の従前の被保険者期間とを合算した期間が二十五年未満であるときは、その者は、第七条第一項の規定にかかるわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。この場合においては、その者は、その承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

2 前項の場合において、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのばつて被保険者とならなかつたものとみなす。

(被保険者期間の計算)

第十二条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

(届出)

第十三条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならぬ。

2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。

3 市町村長は、前二項の届出を受理したときは、厚生省令の定める

ところにより、都道府県知事にこれを報告しなければならない。

(国民年金手帳)

第十四条 都道府県知事は、前条第三項の規定により、被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、市町村長を経由してその者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者がすでに国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合であつて、その国民年金手帳に国民年金印紙をはりつけるべき余白があるときは、この限りでない。

2 被保険者の他の国民年金手帳の様式及び交付の事項は、厚生省令で定める。

3 国民年金手帳の権式及び交付等を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他厚生省令で定める事項を記録するものとする。

第三章 年金給付

第一節 通則

第十五条 年金給付の種類(以下「年金給付」という。)は、次のとおりとする。

一 老齢年金

二 障害年金

三 母子年金、遺児年金及び寡婦年金(裁判)

第十六条 年金給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

(端数処理) 第十七条 年金給付を受ける権利を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支払期月) 第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が滅した日の属する月の翌月から始めるものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日の間に同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたとき、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日の間に同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

る。母子年金の受給権者が死亡したことにより、第四十七条第一項の規定による遺児年金の支給の停止が解除される場合において、その死亡した者に支給すべき母子年金まだその者に支給しなかつたものがあるときも、同様とする。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項の母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

3 年金の当該減額すべきあつた部分についても、同様とする。

(損害賠償請求権)

第十九条 政府は、廃疾若しくは死亡又はこれら直接の原因となる事故が第三者の行為によつて生じた場合は、その年金給付を減額すべきである。

2 前項の場合において、年金給付をしたときは、その年金給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対する損害賠償を請求する権を取

得する。

3 前項の場合において、受給権者が第三者に対する損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、年金給付を行つた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、年金給付をしたときは、その年金給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対する損害賠償を請求する権を取

得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者に対する損害賠償を請求する権を取

得する。

3 前項の場合において、受給権者が第三者に対する損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、年金給付を行つた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、年金給付をしたときは、その年金給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対する損害賠償を請求する権を取

得する。

(公課の禁止)

第二十五条 租税その他の公課は、年金給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができる。ただし、老齢年金(第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く。)については、この限りでない。

第二節 老齢年金

(支給要件)

第二十六条 老齢年金は、次の各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

一 保険料納付済期間(納付された保険料(第九十六条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。以下同じ。)とを合算した期間が、二十五年以上である。

保険料納付済期間	年 金 額
二五年以上三六年未満	二四、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	二五、二一〇円
二七年以上二八年未満	二六、四〇〇円
二八年以上二九年未満	二七、六〇〇円
二九年以上三〇年未満	二八、八〇〇円
三十年以上三一年未満	三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年未満	三一、二一〇円
三二年以上三三年未満	三一、四〇〇円
三三年以上三四年未満	三三、六〇〇円
三四年以上三五年未満	三四、八〇〇円
三五年以上三六年未満	三六、〇〇〇円

(支給の延期)
第二十八条 第二十六条各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達する前にあらかじめ厚生大臣に老齢年金受給延期の申出をしたとき

は、同条の規定にかかわらず、それが六十五歳に達した場合においても、老齢年金を支給しない。ただし、その者が六十五歳に達した時に他の年金給付の受給権者である。

二 前号に該当しない者であつて、保険料納付済期間が十年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間(第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。以下同じ。)とを合算した期間が、二十五年以上である。

(年金額)
第二十七条 前条第一号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年 金 額
一〇年以上一二年未満	一一、〇〇〇円
一一年以上一二年未満	一一、六〇〇円
一二年以上二三年未満	一三、二一〇円
一三年以上二四年未満	一三、八〇〇円
一四年以上二五年未満	一四、四〇〇円
一五年以上二六年未満	一五、〇〇〇円
一六年以上二七年未満	一五、六〇〇円
一七年以上二八年未満	一六、二〇〇円
一八年以上二九年未満	一六、八〇〇円
一九年以上二一〇年未満	一七、四〇〇円
二〇年以上二一年未満	一八、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	一九、二〇〇円
二二年以上二三年未満	二〇、四〇〇円
二三年以上二四年未満	二一、六〇〇円
二四年以上二五年未満	二二、八〇〇円

2 前条第一号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年 金 額
三六年以上三七年未満	三七、一〇〇円
三七年以上三八年未満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年未満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年未満	四〇、八〇〇円
四〇年	四二、〇〇〇円

るときは、この限りでない。

2 前項の申出をした者は、いつでも、将来に向つてその申出を撤回することができる。

3 第一項の申出をした者に対する措置は、その者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、老齢年金を支給する。

4 第一項の申出を撤回したとき。三 他の年金給付の受給権者となつたとき。

三 第一項の申出をした者に支給する老齢年金の額は、前条の規定にかかるわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。ただし、その者が六十六歳に達する前に老齢年金が支給されることとなつたときは、この限りでない。

(失権)

第三節 障害年金

(支給要件)
第三十条 障害年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾患(以下「傷病」という。)がなおつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廃疾認定期」という。)において、その傷病により別表に定める程度の廃疾の状態にあるときに、その者に支給する。

一 当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日の属する月の前月まで被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上で

イ 初診日の属する月の前月まで被保険者期間に係る保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めるこ

ト。初診日の属する月前における直近の基準月(一月、四月、七月及び十月をいう。以下同じ。)の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月を経ていること。

ハ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。二 初診日において被保険者であつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

(併給の調整)
第三十一条 障害年金の受給権者に対する対してさらに障害年金を支給すべ

き事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第三十六条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかるは、前条第二項の規定にかかるはず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

(年金額)
第三十三条 障害年金の額は、初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

2 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給する障害年金額の改定)	2 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給する障害年金額の改定)
第三十四条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その廃疾の程度を診査し、その程度が従前の程度を増進した場合において、死亡の前日において次の各号のいずれかに該当するときは、同項に定める額に六千円を加算した額とする。	第三十五条 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。
第三十五条 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。	第三十六条 障害年金は、その受給権者が当該傷病について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)又は國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第五十号)の規定による障害補償費その他政令で定む。(以下同じ。)の規定による障害補償(労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号))の規定による障害補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。
第三十六条 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。	第三十七条 母子年金は、夫が死亡した場合において、死亡の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した被保険者の妻が、夫の死亡の当时、夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるもの(夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくすると認めることとは、障害年金の額を改定することができる。
第三十七条 母子年金は、夫が死亡した場合において、死亡の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した被保険者の妻が、夫の死亡の当时、夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるもの(夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくすると認めることとは、障害年金の額を改定することができる。	第三十八条 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定

が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(失権)

第三十九条 第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

第三十条 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間

年 金 額

二六年未満	一四〇〇〇円
二六年以上二七年未満	一五二一〇〇円
二七年以上二八年未満	一六四〇〇円
二八年以上二九年未満	一七六〇〇円
二九年以上三十一年未満	一八八八〇〇円
三十一年以上三一年未満	二〇〇〇〇円
三一年以上三二年未満	二一九〇〇円
三二年以上三三年未満	二三九〇〇円
三三年以上三四年未満	二五九〇〇円
三四年以上三五年未満	二七九〇〇円
三五年以上三六年未満	二九九〇〇円
三六年以上三七年未満	三一九〇〇円
三七年以上三八年未満	三三九〇〇円
三八年以上三九年未満	三五九〇〇円
三九年以上四〇年未満	三七九〇〇円
四〇年	三九九〇〇円
	四一九〇〇〇円

第一款 母子年金

(支給要件)
金及び寡婦年金

第三十八条 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定

が行わ

れた

る

日

か

ら

始

め

る

も

の

と

す

る

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

一 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の一以上を占めること。

2
夫の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持していた子とみなされし、妻は、夫の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

3 第一項の規定によりその額が加算する。
4 2 条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額とする。

七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

(失権)

第四十条 母子年金の受給権は、母給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき。

三 直系姻族以外の者の養子となつたとき。

(支給要件) 第四十二条 遺児年金は、次の要件に該当する父又は母が死亡した場合において、その者の子であつて、父又は母の死亡の当时父又は母によつて生計を維持し、かつ、十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廢疾の状態にあるものがあるときに、その者に支給する。ただし、父又は母の死亡の当时その子と生計を同じくするその子の母又は父があるときは、この限りでない。

七 別表に定める廃疾の状態に生じる子について、その事情がやむを得ないとき。ただし、その子が二十歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

(失権)

第四十条 母子年金の受給権は、
給権者が次の各号のいずれかに該
当するに至つたときは、消滅す
る。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。
- 三 直系姻族以外の者の養子とな
つたとき。

(支給停止)

第四十一条 母子年金は、当該夫の死
亡について、労働基準法又は國
家公務員災害補償法の規定によ
りて消滅するほか、子が二十
歳であるときは同時に又は時を
異にしてそのすべての子が、前条
第三項各号のいずれかに該当する
に至つたときは、消滅する。

その支給を停止する。

2 母子年金は、当該夫の死亡につい
て、公的年金各法に基く年金たる
給付(その全額につき支給を停止さ
れているものを除く)を受けるこ
とができる者があるときは、そ
の間、その額の三分の一に相当す
る部分の支給を停止する。

(支給要件) 第二款 遺児年金
第四十二条 遺児年金は、次の要件に該当する父又は母が死亡した場合において、その者の子であつて、父又は母の死亡の当时父又は母によつて生計を維持し、かつ、十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるものがあるときには、その者に支給する。ただし、父又は母の死亡の当时その子と生計を同じくするその子の母又は父があるときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次の一いずれかに該当したこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めるこ

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいづれかに該当していること。

第三十九条 母子年金の額は、妻が
母子年金の受給権を取得した当時

第三十七条第一項に規定する要件

昭和三十四年四月八日 參議院會議錄第二十五号 国民年金法案

かづた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

き続^キき別表^{べっぴょう}に定める廢疾^{はいしつ}の状態^{じょうたい}にあるときを除く。

て、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないとき所在が一年以上明らかなとき他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのまつて、そり支給を停止する。

十六条各号のいずれかに該当したこと。

年	金額
死亡日の属する月の前月までの被保 險者期間に係る死亡日のおけ る保險料納付済期間	三十一年未満
三十一年以上三一年未満	三〇年未満
三一年以上三二年未満	三〇年以上三一年未満
三二年以上三年未満	三一年以上三二年未満
三三年以上三四年未満	三二年以上三年未満
三四年以上三五年未満	三三年以上三四年未満
三四年以上三六年未満	三四年以上三五年未満
三五年以上三七年未満	三四年以上三六年未満
三六年以上三七年未満	三五年以上三六年未満
三七年以上三八年未満	三六年以上三七年未満
三八年以上三九年未満	三七年以上三八年未満
三九年以上四〇年未満	三八年以上三九年未満
四〇年	三九年以上四〇年未満
一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円

失權

文獻

四

文獻卷

四

第四十四条 遺児年金の額は、当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

前項の場合において、遺児年金の受給権を有する子の数が減じたときは、その減じた日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定

(失権) 第四十五条 遺児年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。
二 婚姻をしたとき。
三 養子となつたとき。
四 離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつたとき。
五 母又は父と生計を同じくするに至つたとき。
六 十八歳に達したとき。ただし、父又は母の死亡の時から引

規定による支給の停止は行われず、また、その母子年金が第六十五条第三項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額（当該遺児年金の受給権者が一人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額）の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行うものとする。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日ににおいて六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二

第五節 特例による老齢年金及び
金、障害年金及び
母子年金

(老齢援護年金の支給要件)

第五十三条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえる者が七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

者については、第十条及び第二十
六条各号(第二十八条第一項、第
三十条、第四十二条、第四十九条
第一項及び第九十九条第一項の規
定)。

定を適用する場合を含む。)中「二
十五年」とあるのは、それぞれ同
表の下欄のように読み替えるもの
とする。

大正五年三月三十一日以前に生まれた者	(四十五歳をこえる者)	十年
大正六年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十歳をこえない者)	十一年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十歳をこえない者)	十二年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十歳をこえない者)	十三年
大正八年四月一日から大正九年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四十歳をこえない者)	十四年
大正九年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、三十九歳をこえない者)	十五年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、三十八歳をこえない者)	十六年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十七歳をこえない者)	十七年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十六歳をこえない者)	十八年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十五歳をこえない者)	十九年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえ、三十四歳をこえない者)	二十年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十三歳をこえない者)	二十一年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十一歳をこえない者)	二十二年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十歳をこえ、二十九歳をこえない者)	二十四年
昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十九歳をこえ、二十八歳をこえない者)	

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日以前に生れた者は(昭和三十六年四月一日において三十五歳をこえる者)であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えるため第二十六条第一号又は第二号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上	九六〇〇円
一一年未満	九〇〇〇円
一二年未満	八四〇〇円
一二年以上	一〇〇〇〇円
一三年未満	一〇〇〇〇円
一四年未満	一〇〇〇〇円
一五年未満	一〇〇〇〇円
一五年以上	一四〇〇〇円
一六年未満	一三〇〇〇円
一七年未満	一二〇〇〇円
一八年未満	一一〇〇〇円
一九年未満	一〇〇〇〇円
二〇年未満	九〇〇〇円
二一年未満	八〇〇〇円
二二年未満	七〇〇〇円
二三年未満	六〇〇〇円
二四年未満	五〇〇〇円
二五年未満	四〇〇〇円

(老齢年金の額についての特例)
第七十七条 大正十五年三月三十一
日以前に生まれた者(昭和三十六
年四月一日において三十五歳をこ
える者)であつて、前条の規定に

より老齢年金の受給資格期間が読み替えるため第二十六条第一号又は第二号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞ次の表の下欄に定める額とする。

年月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において三十五歳をこえる者)であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えるため第二十六条第一号又は第二号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞ次の表の下欄に定める額とする。

明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえ、五年をこえない者)
明治四十五年四月一日から大正二年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四年をこえない者)
明治四十五年四月一日から大正三年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四年をこえない者)
大正二年四月一日から大正三年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四年をこえない者)
大正三年四月一日から大正五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四年をこえない者)
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四年をこえない者)
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四年をこえない者)
大正十一年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四年をこえない者)

前項に規定する者のうち保険料納付済期間が十四年未満である者について、その者が七十歳に達するまでの間に支給する老齢年金の額は、同項の規定にかかるらず、その保険料納付済期間に応じて、それぞ次の表の下欄に定める額とする。
(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)
(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)
(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)
(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上	九六〇〇円
一一年未満	九〇〇〇円
一二年未満	八四〇〇円
一二年以上	一〇〇〇〇円
一三年未満	九〇〇〇円
一四年未満	八〇〇〇円
一五年未満	七〇〇〇円
一六年未満	六〇〇〇円
一七年未満	五〇〇〇円
一八年未満	四〇〇〇円
一九年未満	三〇〇〇円
二〇年未満	二〇〇〇円
二一年未満	一九〇〇円
二二年未満	一八〇〇円
二三年未満	一七〇〇円
二四年未満	一六〇〇円
二五年未満	一五〇〇円

保険料納付済期間	年金額
二二年以上	一九〇〇円
二三年未満	一八〇〇円
二四年以上	一七〇〇円
二五年未満	一六〇〇円
二六年未満	一五〇〇円
二七年未満	一四〇〇円
二八年未満	一三〇〇円
二九年未満	一二〇〇円
二〇年未満	一〇〇〇円
二一年未満	九〇〇〇円
二二年未満	八〇〇〇円
二三年未満	七〇〇〇円
二四年未満	六〇〇〇円
二五年未満	五〇〇〇円

二二年以上	一九〇〇円
二三年未満	一八〇〇円
二四年以上	一七〇〇円
二五年未満	一六〇〇円
二六年未満	一五〇〇円
二七年未満	一四〇〇円
二八年未満	一三〇〇円
二九年未満	一二〇〇円
二〇年未満	一〇〇〇円
二一年未満	九〇〇〇円
二二年未満	八〇〇〇円
二三年未満	七〇〇〇円
二四年未満	六〇〇〇円
二五年未満	五〇〇〇円

二二年以上	一九〇〇円
二三年未満	一八〇〇円
二四年以上	一七〇〇円
二五年未満	一六〇〇円
二六年未満	一五〇〇円
二七年未満	一四〇〇円
二八年未満	一三〇〇円
二九年未満	一二〇〇円
二〇年未満	一〇〇〇円
二一年未満	九〇〇〇円
二二年未満	八〇〇〇円
二三年未満	七〇〇〇円
二四年未満	六〇〇〇円
二五年未満	五〇〇〇円

二二年以上	一九〇〇円
二三年未満	一八〇〇円
二四年以上	一七〇〇円
二五年未満	一六〇〇円
二六年未満	一五〇〇円
二七年未満	一四〇〇円
二八年未満	一三〇〇円
二九年未満	一二〇〇円
二〇年未満	一〇〇〇円
二一年未満	九〇〇〇円
二二年未満	八〇〇〇円
二三年未満	七〇〇〇円
二四年未満	六〇〇〇円
二五年未満	五〇〇〇円

二二年以上	一九〇〇円
二三年未満	一八〇〇円
二四年以上	一七〇〇円
二五年未満	一六〇〇円
二六年未満	一五〇〇円
二七年未満	一四〇〇円
二八年未満	一三〇〇円
二九年未満	一二〇〇円
二〇年未満	一〇〇〇円
二一年未満	九〇〇〇円
二二年未満	八〇〇〇円
二三年未満	七〇〇〇円
二四年未満	六〇〇〇円
二五年未満	五〇〇〇円

二二年以上	一九〇〇円
二三年未満	一八〇〇円
二四年以上	一七〇〇円
二五年未満	一六〇〇円
二六年未満	一五〇〇円
二七年未満	一四〇〇円
二八年未満	一三〇〇円
二九年未満	一二〇〇円
二〇年未満	一〇〇〇円
二一年未満	九〇〇〇円
二二年未満	八〇〇〇円
二三年未満	七〇〇〇円
二四年未満	六〇〇〇円
二五年未満	五〇〇〇円

二二年以上	一九〇〇円
二三年未満	一八〇〇円
二四年以上	一七〇〇円
二五年未満	一六〇〇円
二六年未満	一五〇〇円
二七年未満	一四〇〇円
二八年未満	一三〇〇円
二九年未満	一二〇〇円
二〇年未満	一〇〇〇円
二一年未満	九〇〇〇円
二二年未満	八〇〇〇円
二三年未満	七〇〇〇円
二四年未満	六〇〇〇円
二五年未満	五〇〇〇円

大正三十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十歳をこえない者)	十三年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十六歳をこえない者)	十四年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十五歳をこえない者)	十五年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十三歳をこえない者)	十六年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者)	十七年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十一歳をこえない者)	十八年
昭和四年四月一日から昭和六年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十歳をこえ、三十二歳をこえない者)	十九年
昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十八歳をこえ、二十九歳をこえない者)	二十年
昭和九年四月一日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十七歳をこえ、二十六歳をこえない者)	二十二年
昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十六歳をこえ、二十五歳をこえない者)	二十三年
昭和十一年四月一日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十五歳をこえ、二十四歳をこえない者)	二十四年
昭和十二年四月一日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十四歳をこえ、二十三歳をこえない者)	二十五年
昭和十三年四月一日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十二歳をこえ、二十歳をこえない者)	二十六年
昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十一歳をこえ、二歳をこえない者)	二十七年
昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者	二十九年	

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

(障害援護年金及び母子援護年金の受給資格期間についての特例)

第七十九条 昭和十六年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳に達した後の期間)とあり、第六十一条第一項第二号中「その者が二十歳に達した後の期間」とある

一項第一項第二号中「その妻が二十歳に達した後の期間」とあるのは、「昭和三十六年四月一日以後の期間」と読み替えるものとする。

第二節 援護年金の特別支給

(老齢援護年金の特別支給)

第八十条 明治二十二年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳以上である者)には、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、昭和三十四年十一月一日において七十歳以上である者は、第五十三条第一項援護年金を支給する。

2 明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳未満である者)には、第五十三条第一項援護年金を支給する。ただし、初診日において二十歳未満であった者は、初診日において五十歳をこえる者であつて、初診日が昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなかつた者については、この限りでない。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)が七十歳以上であつた者を除く。が、そのなおつた日において、当該傷病により別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の老齢援護年金を支給する。ただし、その者が老齢年金の受給権者であるときは、この限りでない。

(障害援護年金の特別支給)

第八十一条 昭和十四年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において二十歳以上で

ある者)が、昭和三十四年十一月一日以前になおつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者)が、昭和三十四

年十一月一日において、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡)の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)の生計を維持するときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系姻族以外の者の養子となつているとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 妻によつて生計を維持する子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をして、又は養子となつた場合に限る)。

4 昭和三十四年十一月一日以後昭和三十六年三月三十一日以前に夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した二十歳以上六十歳未満である妻が、夫の死亡の当時夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡)の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その

者に同条の母子援護年金を支給す

3

明治四十四年三月三十一日以前に生まれた妻（昭和三十六年四月一日において五十歳を越える者）であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫が死亡し、夫の死亡の当时夫によつて生計を維持したもの

育終了前のもの（夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときも、

当該夫又は妻の妻であつて義務教

育終了前のもの（夫の死亡の当时

夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときも、

前項と同様とする。ただし、当該

夫の死亡について第三十七条又は

第六十一条第一項の規定により母

子年金の受給権を取得すべきとき

4 第三十七条第二項の規定は、前

三項の場合に準用する。

（裁定に関する特例）

第八十三条 前三条の規定により支

給する援護年金の受給権の裁定

は、第十六条の規定にかかわらず、受給権者の請求に基いて、都

道府県知事が行うものとする。

2 前三条の規定により援護年金の

受給権を取得した者が第六十五条

第一項第一号に該当するときは、

引き続きこれに該当する、その

者は、前項の請求をすこしで

第三項の規定に該当するときは、

この限りでない。

第五章 福祉施設

第八十四条 政府は、被保険者、被

保険者であつた者及び受給権者の

福祉を増進するため、必要な施設

をすることができる。

第六章 費用

（国庫負担）

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、当該年度において納付された保険料の総額の二分の一に相当する額を負担する。

2 国庫は、援護年金の給付に要する費用を負担する。

3 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基く命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

（保険料）

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、被保険者が三十

五歳に達する日の属する月の前月

までは一月につき百円、被保険者

が三十五歳に達した日の属する月

以後は一月につき百五十円とする。

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帶して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帶して納付する義務を負う。

4 第八十九条 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月前ににおける直近の基準月からその指定する月までに該当する日を属する月に該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料を、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することができる。

5 第二百二十六号に定める障害者であつて、年間の所得が十三万円以下の所得があるとき。

6 地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が十三万円以下の所得があるとき。

7 その他の保険料を納付することを要しない。

8 その他の保険料を納付することを要しない。

9 その他の保険料を納付することを要しない。

10 その他の保険料を納付することを要しない。

11 その他の保険料を納付することを要しない。

12 その他の保険料を納付することを要しない。

13 その他の保険料を納付することを要しない。

14 その他の保険料を納付することを要しない。

15 その他の保険料を納付することを要しない。

16 その他の保険料を納付することを要しない。

17 その他の保険料を納付することを要しない。

18 その他の保険料を納付することを要しない。

19 その他の保険料を納付することを要しない。

20 その他の保険料を納付することを要しない。

21 その他の保険料を納付することを要しない。

22 その他の保険料を納付することを要しない。

23 その他の保険料を納付することを要しない。

24 その他の保険料を納付することを要しない。

25 その他の保険料を納付することを要しない。

26 その他の保険料を納付することを要しない。

27 その他の保険料を納付することを要しない。

28 その他の保険料を納付することを要しない。

29 その他の保険料を納付することを要しない。

30 その他の保険料を納付することを要しない。

31 その他の保険料を納付することを要しない。

32 その他の保険料を納付することを要しない。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、年間の所得が十三万円以下の所得があるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が十三万円以下の所得があるとき。

五 その他の保険料を納付することを要しない。

六 その他の保険料を納付することを要しない。

七 その他の保険料を納付することを要しない。

八 その他の保険料を納付することを要しない。

九 その他の保険料を納付することを要しない。

十 その他の保険料を納付することを要しない。

十一 その他の保険料を納付することを要しない。

十二 その他の保険料を納付することを要しない。

十三 その他の保険料を納付することを要しない。

十四 その他の保険料を納付することを要しない。

十五 その他の保険料を納付することを要しない。

十六 その他の保険料を納付することを要しない。

十七 その他の保険料を納付することを要しない。

十八 その他の保険料を納付することを要しない。

十九 その他の保険料を納付することを要しない。

二十 その他の保険料を納付することを要しない。

二十一 その他の保険料を納付することを要しない。

二十二 その他の保険料を納付することを要しない。

二十三 その他の保険料を納付することを要しない。

二十四 その他の保険料を納付することを要しない。

二十五 その他の保険料を納付することを要しない。

二十六 その他の保険料を納付することを要しない。

二十七 その他の保険料を納付することを要しない。

二十八 その他の保険料を納付することを要しない。

二十九 その他の保険料を納付することを要しない。

三十 その他の保険料を納付することを要しない。

三十一 その他の保険料を納付することを要しない。

には、国民年金印紙による納付の方法によることができない。

3 国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、納期限までにこれを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによって行うものとする。

（保険料の前納）

第九十三条 被保険者は、都道府県知事の承認を受けて、都道府県の保険料を前納することができる。

（保険料の前納）

第九十三条 被保険者は、都道府県

の検認を受けることによつても、行うことができる。この場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者は、都道府県
知事の承認を受け、第八十九条又
は第九十条の規定により納付する
ことを要しないものとされた保険
料（承認の日の属する月前十年以
内的期間に係るものに限る。）の全
部又は一部につき、これに相当す
る額を追納することができる。こ
の場合において、その一部につき
追納をするときは、追納は、さき
に経過した月の分から順次に行う

2 前項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、
3 たるものとみなす。
3 前二項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追
納につき、必要な事項は、次各と

第九十五条 保険料その他この法律
の規定による徴収金は、この法律
に別段の規定があるものを除くほ
か、国税徴収の例によつて徴収す
る。

（督促及び滞納処分）
第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。
2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対し、督促状を発す。

第九十七条前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、徴収金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

延津金

する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充當し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

(延滞金)

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、徴収金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金額を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

市町村は、前項の規定による处分の請求を受けたときは、市町村に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

して十日以上を経過した日でなければならぬ。

(保険料の還付)
第九十九条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえ、かつ、保険料納付済期間が三〇年以上である者が六十五歳に達したときは、百五十円にその者の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額から五千四百円を控除した額をその者に還付する。ただし、それが第二十六条各号のいずれかに該当するとき、又は障害年金若しくは母子年金の受給権者であるとき、若しくは受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

2 第二十三条の規定は前項の保険料の還付について、第七十八条の規定は同項の保険料免除期間又は

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、一切捨てる。
(先取特権)

3 は、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴取金額を控除した金額による。

4 延滞金を計算するに当り、徴取金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 暫保状に指定した期限までに徴取金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十五円未満であるときは、延滞金

審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査の請求をした日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第八章 雜則

第一百二条 年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日(第八十三条第二項の規定に該当する場合においては、その権利につき裁判の請求をすることができるこ

かつた場合に脱退手当金を支払うものとする。

2 第百条 被保険者は、別に法律の定めるところにより、この法律によると保険料にあわせて、附加保険料を払い込むことができる。
前項の附加保険料を払い込んだ者に対しては、老齢年金にあわせて附加年金を支払い、又はその者に附加保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間について、それを準用する。

(戸籍事項の無料証明)
第百四条 市町村長地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。は、厚生大臣若しくは都道府県知事又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に對して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は母子年金者の支給若しくはその額の加算の要

(期間の計算)
第三十二条の規定を適用しない。

し、保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法第五十三条の規定にかかわらず、時効中斷の効力を有する。
4 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第

ととなつた日)から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。
2 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利(第九十九条の規定による還付金を受ける権利を含む)は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
3 前二項の時効の中斷、停止その他の事項に関しては、民法の時効

件に該当する子の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(届出等)

第百五条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、第十二条第一項に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を届け出なければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について適用する。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事に対し、厚生省令の定める事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

(被保険者に関する調査)

第百六条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、被保険者に対する支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給権者に質問させることができる。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事に対し、厚生省令の定める事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

(受給権者に関する調査)

第百七条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、被保険者に対する支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給権者に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、障害年金の受給権者、別表に定める程度の廢疾の状態にあることにより遺児年金の受給権を有し、若しくは母子年金が支給され、若しくはその額が加算されている子又は疾病、負傷若しくは廢疾の状態にあることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子援護年金の支給が停止されていない子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれら者の廃疾、疾病若しくは負傷の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

(資料の提供等)

第百八条 厚生大臣又は都道府県知事は、年金給付又は保険料に関する処分に關し、当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行ふ当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(年金給付の支払)

第百九条 年金給付の支払に關する事務は、通信大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の支払に必要な資金を通信大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)

第百十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第九章 刽則

第百十一条 假りその他不正な手段により年金給付を受けた者は、三年以下以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

2 第百十五条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者による第十二条第二項において準用する第百五条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主に限り、同条第一項の規定により年金給付を受けた者には、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。ただし、第二章、第七十四条、第七十五条及び附則第四条から附則第八

二 第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

三 第百六条第一項の規定により国民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

(被保険者に関する経過措置)

第百十三条 第十二条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者は、五千円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときは、この限りでない。

2 厚生大臣は、前項の規定に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

(援護年金の裁定の請求等に関する経過措置)

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第百十五条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者。ただし、同条第二項において準用する第十二条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。

2 第百十五条第一項、第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定に該当すべき者は、昭和三十四年十一月一日以前においても、同日にこれらの規定に該当することを条件として、当該援護年金について受給権の裁定の請求の手続をとることができる。

3 昭和三十五年における援護年金の支払については、第六十八条中「一月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

(被保険者年金各法の被保険者等に関する当分の間の取扱)

第四条 第七条第二項各号に掲げる者に關しては、同条第三項に規定する法律が制定施行されるまでの

支給状況につき、郵便局その他の官公署、被用者年金各法に定める組合(厚生年金保険法附則第二十一条同じ)若しくは國家公務員共済組合連合会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 第百九条 年金給付の支払に關する事務は、通信大臣が取り扱うものとする。

3 第百六条第一項の規定により国民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

(被保険者に関する経過措置)

第十二条 昭和三十五年十月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間ににおいて被保険者であつた者について、年金給付に関する規定を適用する場合においては、その者は、その期間、被保険者でなかつたものとみなす。

3 第百三条 第十二条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者は、五千円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときは、この限りでない。

2 第百十五条第一項の規定に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

3 第百十五条第一項又は第八十二条第一項の規定に該当すべき者は、昭和三十四年十一月一日以前においても、同日にこれらの規定に該当することを条件として、当該援護年金について受給権の裁定の請求の手続をとることができる。

2 第八十二条第一項、第八十三条第一項又は第八十二条第一項の規定による援護年金の支給は、昭和三十四年十一月から始めるものとする。

3 昭和三十五年における援護年金の支払については、第六十八条中「一月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

申し述べました通り、年金給付の経過的または補完的特例として、拠出制年金を受け得ない者に対し、老齢、障害、母子の三種類の援護年金を設けられて いるのであります。

老齢接護年金は、制度発足のときすでに五十五才以上である者、五十才以上で五十五才未満で、任意加入の道を選ばなかつた者、または将来にわたつて保険料の負担能力が乏しいため、拠出制の老齢年金を受けるに必要な保険料を納付を行ひ得なかつた者に対し、七十才から一万三千円を支給いたします。

障害援護年金は、制度の発足のとき二十才以上の者であつて、すでに両手とか兩足を失つた程度の廢疾の状態にある者、または保険料の負担能力が乏しいか、または二十才未満でこれと同程度の廢疾になることにより、拠出制の障害年金を受けるに必要な保険料の納付を行い得なかつた者に対して、一万八千円を支給いたします。

また母子援護年金は、制度発足時すでに夫と死別して十六才未満の子を扶養している者、または保険料の負担能力が乏しいため、拠出制の母子年金を受けるに必要な保険料の納付を行い得として夫と死別し、十六才未満の子を扶養している者で、いずれも二十五才以上の子のない場合に一万二千円を支給いたします。なお子が一人以上あるときは、第二子以降の子一人につき一千四百円を加算いたすことになります。

これらの援護年金はすべて国財源から支出するものでありまして、すでに現行公的年金制度による年金を受けている者や、一定額以上の所得のある

次に、年金財政の運営方式として、は積立方式をとり、拠出制年金の類は、国民の生活水準その他の諸事情における著しい変動に応じて調整せらるべき、保険料の額も、将来にわたつて年金財政の均衡を保つため、少くとも五年ごとに所要の調整を加えるべく規定せられているのであります。

また国庫は毎年度の保険料収入總額の二分の一相当額を負担し、援護年金の給付に要する費用並びに国民年金事業の事務費の全額を負担すべく規定せられてゐるのであります。

最後に、本法律案の施行期日は昭和三十四年十一月一日でありまして、援護年金すなわち無撲出制年金の支給は同日より開始せられますが、拠出制年金に關して、被保険者の資格の届出に関する規定は昭和三十五年十月一日から、保険料の徵収に関する規定は昭和三十六年四月一日から施行せられるのであります。

以上が本法律案の概要であります。

当委員会におきましては、二月十三日予備審査のため本法律案を付託せられましたので、まず坂田厚生大臣から提案理由の説明を聞き、さらに政府委員の細部説明を求め、質疑については、本法律案と同日に予備審査のため当委員会に付託せられました衆議院議員八木一男君外十四名提出にかかる然第十七号国民年金法案及び衆第二十六号国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案を一括して、各法律案を比較検討しつつ予備審査を行なつたのであります。

次いで本法律案は衆議院より当院に付送せられ、三月二十四日当委員会にて付託せられましたので、その後四回にわたり委員会を開き、内閣総理大臣、大蔵、厚生、労働、郵政各大臣並びに政府委員との間に、きわめて熱心な質疑応答がなされたのであります。

またその間において、参考人として衆議院議員八木一男君の意見を聞き、四月四日には名古屋市に柴田、木下、竹中の各委員、同日仙台市に谷口、坂本市の各委員が派遣せられ、それぞれ兩市において地方聴聞会を開催し、各六名の方々から広く各界の意見を聴取ったのであります。

次いで四月六日には当委員会において公聴会を開催し、学識者、関係方面代表者等七名の公述人から、本法律案に対する意見の陳述を求めたのであります。

公聴会及び地方聴聞会における公述人の方々は、いずれも本法律案に対し深き関心を示され、それぞれの立場からきわめて貴重なる意見を陳述せられましたので、当委員会における本法律案の審議に当たり有意義なる参考となつたのであります。

当委員会における質疑応答のおもなるものを申し上げますと、

料によって調査の結果、この程度の負担は無理ではないと認めた。年金額については、財政上の都合等もあってこの程度に定めざるを得なかつた、との答弁がありました。

国民年金の財政を積み立て方式にすることとは、わが国のように物価変動の激しい国においては不適当ではないか、無拠出制を原則として、賦課方法によるか、少くともこれを併用して、年金の支給額を増加すべきではないかとの質問に対しましては、わが国の物価の趨勢は、戦時のような特殊な場合を除いては、他の各国に比べて特に変動が著しいとは認められない。老齢人口の激増しつつあるわが国において無拠出制の国民年金を実施するときは、将来の国家財政に重大な負担を課すこととなつて適当でない、との答弁がありました。

将来、貨幣価値が著しく変動した場合において、年金額や保険料をどのように調整するのかとの質問に対してもは、貨幣価値が著しく変動した場合において、これをすべて被保険者の負担において調整すべきでなく、強制適用の建前からいっても、国の責任において調整処理すべきものと考える。もちろん、その後において被保険者の負担可能の限度において保険料の調整引き上げ等を行う場合はあり得る、との答弁がありました。

拠出制年金についてはその年金額を調整する規定があるが、無拠出制年金についても、将来物価に著しい変動のあった場合、同様の調整を行わないのかとの質問に対しては、無拠出制年金額は、その金額が国費により支弁せられるもので、その時の必要により、国の

財政状況に基いて調整が行われること、は当然である。これは恩給、生活保護、児童福祉等における場合と同様の取扱いである、との答弁がありました。

生活保護法による被保護者に対して、援護年金が支給せられた場合について、本法律案に明確な規定がないために、せつかく支給せられた援護年金も、収入認定の対象となり、被保護者にとっては何ら実益がないことになるのではないかとの質問に対しましては、別に規定を改正して、援護年金支給の効果をあけるよう措置する旨の答弁がありました。

その他の委員会における質疑の詳細並びに公聴会及び地方公聴会の状況等につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて本日質疑を終了しましたところ、本法律案について、自由民主党の勝俣委員より修正案が提出せられ、その趣旨の説明がありました。

修正案の要旨は、無拠出年金の名称について、「援護年金」を「福祉年金」に改め、これに伴い「老齢援護年金」を「老齢福祉年金」に、「障害援護年金」を「障害福祉年金」に、「母子援護年金」を「母子福祉年金」に、それを改めるものであります。

次いで、以上の修正案及び修正部分を除く衆議院送付案を一括して討論に入りましたところ、社会党を代表して坂本委員より、政府原案並びに修正案に対して反対の意見が述べられました。その要旨は、第一に、原案は完全積み立て方式をとっているが、これは形式主義にとらわれたもので、社会保障の精神に沿うものでない。四十年後

における三千五百円の年金額は無価値にひどい。第二に、積立金は巨額に達する見込みであるが、その管理運用については、とかく大企業に向けられるおそれがあり、国民の福祉のため遅延運用せられるよう監視する必要がある。第三に、四十年の拠出期間は長きに過ぎて、国民大衆は国民年金に魅力を感じない。第四に、将来の物価変動に際し、国の責任においていかなる調整を行うか、明確に規定されていない。また、主婦を任意加入にして、強制適用の対象から除外しているのは、妻の独立的地位を無視しているものである。

掛け続けて、四十五年後三干五百円をもらつたとして、四十五年後の二千五百円が、「この法律の第一条にうたつてある「日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、麻疾又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帶によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」という大方針にふさわしい金額で三十年、四十年にわたる経済変動を振り返つてみれば、あまりにも明瞭にござりますが、これとても決して十分であるとは言えませんが、社会党が念願する世界平和が達成され、予期の経済安定が実現したとすれば、一応妥当な金額であります。

きをもめて微温的な表現がとられておりります。なぜ経済変動に対応してスライドするとか調整するといふようないふつきらした表現を故意に避けているのか。私どもは、戦前、政府が鳴りも入りで宣伝した郵便年金が、経済変動によってひとたまりもなく破滅し、国民に莫大な損害を与えた歴然たる事実を経験してきておりますゆえに、特にこの点を重視し、委員会においても政府の参考と善処を促したのであります。国民の中には、本年末から給付される予定の新拠出の援護年金のことばかりを考え、ぜひこの法案の早期成立を望むとの声のあることは事実であります。それは、ただでもらえるのであるから、たとえ五百円であろうと一千円であろうと、とにかく早くもらいたいといふ、貧しさゆえのきわめて素朴な願望であります。もし国民大衆が、拠出年金について、私が今述べましたような、四十五年後の経済状況、その間ににおける貨幣価値の変化等に対する政府の責任ある方策が、法文上に明記されていないことを知つて參りますならば、百人が百人、もうまづびらだと、口をそろえて反対の意思を表明するでありますよう。

等を受けることができないことを考える
ますと、労働者の配偶者をこそ強制的
に包含しておかねばならないと考える
のであります。本法案において故意
に労働者の配偶者を除外している点、
まさに精神分裂的立法といわねばなり
ません。

次に、障害並びに遺族年金について
みますれば、社会党案では、いついか
なる人に障害、死亡等不測の事故が
起つても、直ちに年金の給付が開始さ
れるのに反し、本案におきましては、そ
れぞれ一定期間保険金を掛けた者でな
ければ給付の対象とならないのであり
ます。障害とか死亡のごときは、多く
の場合突如として起ることが多く、し
かも一たん発生すれば、以後の生活に
は根本的に重大な変化をきたすもので
あり、それゆえにこそ年金制度制定の
要があり、意義があるのでありますの
に、この点に關し政府がきわめて冷酷
な商業的態度で臨んでいるのはまことに
に遺憾であります。さらに、障害年金
において私どもの最も理解に苦しむと
ころは、給付の範囲を外部疾患に限定
して、内部疾患あるいは精神障害を全
部除外している点であります。内部疾
患や精神障害のゆえに一家の生活に大
きな支障をきたしている事実と、外部
疾患の場合との間には、その度合いに
おいて何ら選ぶところはございません
。しかるに、いかなる根拠によつて
内部疾患、精神障害を除外したが、全
くでたらめな御都合主義といわなければ
なりません。

すなわち、公的年金はそのままに継続し、これと並行して国民年金を置くか、あるいは、既存のものはこの際で生きるだけ整理統合するか、さらに、その場合、各年金との調整をどのようにするかは、きわめて重要な問題であり、社会保障制度審議会においても最も慎重に論ぜられたところであります。私どもの案では、既得権、期待権の尊重に十分の配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、中途で制度が変る場合や、中途で職を変える人たちの利益を完全に保護する措置を講じております。しかるに政府が、各年金制度間の調整の困難性の前にぼう然自失し、手をこまねいて何らなすどころを知らず、いたずらに問題の解決を回避している態度は、単に無能であるばかりでなく、無責任のそしりをもあわせて受けなければならぬと言わなければなりません。

が、この名称を見ただけで、政府与党の教員恩恵の思想がはっきりと浮きぼりにされておりまして、いわゆる所得保障や防貧政策を織り込んだ社会厚生の性格は、露ほどもかがわれないのです。あります。が、政府与党においても、この世論の前には抵抗できず、援助を申し出たのは、ただこの一点だけであること、その不誠意を物語つて余ります。あると言わなければなりません。

さらに、福祉年金における給付内容に至っては、全く申しわけ的すぎません。老齢福祉年金は、月千円、七十五才開始、社会党案では、月千円で六千円で六十五才から倍額の二千円であります。また、母子福祉年金においては、政府案では月千円、社会党案では三千円、第二子からは、政府案では加算月額二百円、社会党案では六百円となつております。また、社会党案では、おばあさんが孫を育てる場合、お姉さんが妹を育てる場合等にも適用できるようになつておりますが、政府案では、このよくな点が全く無視されています。政府案の福利年金を通じて最も大きな欠陥は、給付条件として、きびしい所得制限を設けていることになります。社会党案にも、もちろん所得制限はあるにはあります

が、その線の引きどころが、低所得者に対する所得保障という立場に立つております。このきびしい所得制限にかかると、子供は十六才以下であることとか、二十一十五才以上の子供がいてはいけない

こういう二重三重の制限があります。これらの点をつぶさに調べて参りますと、一体この法案は、老人や母子家庭の対象からはずかといふ点に最大の努力が払われているという矛盾が、法案そのものの中に含まれていることを知るのです。しかし、政府案が最もその冷酷性を露呈しているのは、その身体障害者補助年金において、給付の対象が一級障害だけに限定されている点であります。諸君はすでに、二級、三級の障害がどれくらい気の毒なものであるか、よく御承知だと思いますが、今、試みに、二級の障害で、誰にもわかりやすい、二の例を申し上げますと、平衡機能に著しい障害があるて、ふらふらして立ってはおられない、あるいはまっすぐに歩くことのできない、いわゆる「よろくな者」、両手の指が全部ない者、一部ない者、両足の指が全部ない者、一方の足を足関節の上で切断している者等でございます。このようなひどい障害者は、労働力を持たないどころか、日常生活にさえ極度の不自由を余儀なくされている、ほんとうに氣の毒な人たちです。この人たちを年金の対象から除外するのであれば、一体、年金の意義がどこにあるのかと詰問したくなるのです。社会党案では、一級から三級までを年金給付の対象とし、それぞれ月額四千円、三千円、二千円としておりますが、政府案では、わずかに二級者が千五百円だけ、二級以下は全然相手にされておりません。まことに冷酷非道です。このよくな岸政府のもののお考え方は、人道上からいつても断

じて許すべきではないと思うのであります。(拍手)

第六に、年金と生活保護との関係について述べます。生活保護法自体に矛盾があり、その生活費算定の基準が無方法に低く、お金持階級の飼い犬の費用にも及ばぬものであることは、しばしば指摘されたところであります。政府案を表から見ますと、確かに被保護者にも年金が給付されることになつておりますが、裏の方からのぞきますと、その年金が収入として認定されまつから、政府は最も生活力の乏しい被保護者をば年金制度から除外したことになるのでありますまして、このようにして、一とたび被保護者となつたが最後、一生涯この階層から足が洗えないことになつてしまふのであります。ちょうど、一たび泥沼に入つたら絶対に浮かび上ることのできなかつた春鳴婦に似通つた姿を、岸政府は貧困階層に最もしいておるのであります。政治の貧困でなく、政治の悪と言わなければなりません。委員会での追及に対し、総理並びに厚生大臣は、老齢加算等の方法で援護年金に見合ひ措置をとる旨の答弁をされたのであります。岸首相にしばしばだまさされた経験を持つわれわれは、これをすなおに信用することはなかなができないのであります。

最後に、私は年金運営上最も重要な点について言及いたします。いよいよ抛出制年金が発足いたしますと、国民党から莫大な金が、政府の手元に集まつて参ります。推計によりますと、その積立金の額は、昭和四十年には二千三百三十一億、昭和五十五年には実に一兆三千五百七十億余に上るのであります。従来この種の金は資金運用部

よつて運用されてきておりますし、この年金の場合も、積立金の相当部分が資金運用部にまかされることになると思われますが、私は従来の資金運用部の投融資のやり方に大きな不満を持つものであります。資金運用部資金が郵便貯金、簡易保険、郵便年金、厚生年金等であつて、そのほとんど全部が大衆の零細なふところから出たものでありますのにかかわらず、投融資の状況を見ますと、その大きな部分が独占資本家や大企業に融資され、いまだかつて国民大衆の福利増進のために使われたことを聞きません。さらに、私の最も奇怪千万に存じますのは、委員会での質問に対する政府の答弁中、積立金の一部を経済変動に対し抵抗力の強い株式購入に充てるつもりであるとの発言があつたことであります。これはまさに容易ならぬ妄想であります。もし、このような莫大な資金をもつて、しかも、かかる公けの金をもつて株式に手を染めるようなことがあります。もしくは財界に、さらに一般大衆投資家に及ぼす影響は、はかり知るべからざるものがあります。まことに狂気のさとと言うべきであります。このような政府にこのよしな真大な資金をまかせたら、一体何をやり出すかわかつたものではないといひ、大きな不安と不信とを抱かざるを得ません。言うまでもなく、大衆のふところから出された金は、大衆の幸福のために使わなくてはなりません。一部富裕階級の利益のために融資されることきは、本末転倒もはなはだしく、断して許すべきではないであります。

以上、私は衆議院において否決されたが、わが党案と比較しながら、政府案のいかにすさんであり、いかに無責任であり、いかに非良心的であるかを指摘いたしたのであります。正しいもの、すぐれたものが認められずして、誤まられるもの、怪しげなものがはびこることは、国民大衆のためにまことに嘆かわしい次第であります。(拍手)もちろん本案といえども、かつて自民党が強行した教育二法案、あるいはスト規制法、さらには数日前、理不尽にも中間報告をもつて押し切った最低賃金法のとき天下の悪法に比べれば、多少でも社会保障の一一大支柱である国民年金に一步を染めた点で、恕すべき点なきにしまあらずと思ひますが、たとえ衆議院において否決されたとはいえ、わが党の国民年金法案は歴として国民大衆のために余光を放つております。どうか良識ある参議院の同僚諸君が、党派を越えて、眞に国民の負託にこだえる意味において、わが社会党案に他日を期し、満場一致、政府提案の国民年金法案を否決されんことを切望して、反対の討論を終ります。(拍手)

生制度、生活保護制度及び医療保険制度を内容とする施策の充実であつたのであります。一方、老齢、身体障害者、母子世帯等の所得保障を内容とする年金制度の部門におきましては、医療保障とともに社会保障制度の一大部門であります。

〔議長退席、副議長着席〕

いわば車の両輪のことであるべきものであるのであります。現在に至るまで、ほとんどその進展を見るに至らず、わざかに国民の一部を対象とする厚生年金保険、恩給等の制度があるのみにすぎないのであります。国民の大半を占める農民、商工業者、零細企業の被用者などは、いまだに年金制度から取り残されたままになつてゐる状態であります。このような現状からいたしまして、広く国民の間において国民年金制度を創設すべしとの要望が近年とみに高まつて参りましたことは、じշく当然のことであります。わが自由民主党におきましても、このような国民の要望にこたえて、かねてから、これをわが党の重要な公約の一つとして掲げ、一日も早く国民年金制度を実現すべく努力して参つたのであります。が、特に昨年六月には、わが党内に国民年金実施対策特別委員会を設け、鏡意、制度の要綱につき検討を進めて参り、同十二月にはその成案を得て世に問うに至つたのであります。今回、政府が提出いたしました国民年金法案は、わが党の国民年金制度要綱を基礎といたしまして、これを細部にわたり技術的な検討を加えた結果の所産でありまして、国民年金制度実現を強く要

Digitized by srujanika@gmail.com

総理府設置法の一部を改正する法律
総理府設置法の一部を改正する法律

第百二十七条号の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中科学技術会議の項の次に次のように加える。

総理府設置法(昭和二十四年法律
第二百二十七号)の一部を次のように改
正する。

第十五条第一項の表中科学技術会議の項の次に次のように加える。

皇居造営審議会	訴願制度調査会	固定資産評価制度調査会	税制調査会	産業災害防止対策審議会
内閣総理大臣の諸間に応じて皇居造営に 関する重要事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諸間に応じて訴願制度改 正に関する重要事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諸間に応じて固定資産税 その他の租税の課税の基礎となるべき固定 資産の評価の制度に関する重要事項を調査 審議すること。	内閣総理大臣の諸間に応じて租税制度改 正に関する重要事項を調査審議すること。	内閣総理大臣の諸間に応じて産業災害防 止対策に関する重要事項を調査審議すること。

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年四月七日

衆議院議長 加藤鎌五郎
参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は參議院修正)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律
(一般職の職員の給与に関する法律
の一部改正)

一般職の職員の給与に関する法律
(一般職の職員の給与に関する法律
の一部改正)

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級		8等級		
	俸給月額	俸月	俸給額	昇給期間	俸月	俸給額	昇給期間	俸月	俸給額	昇給期間	俸月	俸給額	昇給期間	俸月	俸給額	昇給期間	
1	60,360	44,230	円12	31,770	12	21,300	12	16,370	12	12,680	12	10,680	12	6,830	12	6,830	12
2	62,870	46,540	12	33,550	12	22,460	12	17,310	12	13,530	12	11,210	12	7,040	12	7,040	12
3	65,390	48,840	12	35,330	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	11,950	12	7,360	12	7,360	12
4	67,900	51,150	12	37,110	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,780	12	7,780	12
5	70,410	53,450	12	38,890	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,200	12	8,200	12
6	72,920	55,750	12	40,670	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,020	12	9,020	12
7	75,440	58,060	12	42,450	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,850	12	9,850	12
8	78,580	60,360	15	44,230	12	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,680	12	10,680	12
9	81,720	62,870	21	46,540	15	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,210	12	11,210	12
10		65,390	24	48,840	21	33,550	12	26,220	15	21,300	12	18,260	12	11,950	12	11,950	12
11		67,900		51,150	24	35,330	12	27,480	18	22,460	18	19,210	15	12,680	15	12,680	15
12				53,450		37,110	18	28,840	21	23,710	18	20,260	18	13,530	18	13,530	18
13						38,890	21	30,310	24	24,970	21	21,300	21	14,470	21	14,470	21
14						40,670	24	31,770		26,220	24	22,460	24	15,420	24	15,420	24
15						42,450				27,480		23,710		16,370			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

昭和三十四年四月八日

参議院会議録第二十五号 総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

八二二

口 行政職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級			
	俸給月額	昇期	給間	俸給月額	昇期	給間	俸給月額	昇期	給間	俸給月額	昇期	給間
1	17,510	円	月	9	12,490	円	月	9	10,080	円	月	9
2	18,040		9		13,120		9		10,600		9	
3	18,570		9		13,750		9		11,230		9	
4	19,100		9		14,370		9		11,860		9	
5	19,630		9		15,000		9		12,490		9	
6	20,260		9		15,630		9		13,120		9	
7	20,880		9		16,260		9		13,750		9	
8	21,510		9		16,890		9		14,370		9	
9	22,140		9		17,510		9		15,000		9	
10	22,770		9		18,040		9		15,630		9	
11	23,400		9		18,570		9		16,260		12	
12	24,030		9		19,100		9		16,890		12	
13	24,650		12		19,630		9		17,510		12	
14	25,280		12		20,260		9		18,040		12	
15	25,910		12		20,880		12		18,570		15	
16	26,540		12		21,510		12		19,100		15	
17	27,170		15		22,140		12		19,630		15	
18	27,800		15		22,770		12		20,260		15	
19	28,420		15		23,400		15		20,880		15	
20	29,050		15		24,030		15		21,510		15	
21	29,680		15		24,650		15		22,140		15	
22	30,310		15		25,280		15		22,770		18	
23	30,940		15		25,910		15		23,400		18	
24	31,560		18		26,540		18		24,030		18	
25	32,190		18		27,170		18		24,650		18	
26	32,820				27,800				25,280			
27										20,260		
28										20,880		
29										21,510		
30											17,510	
31											18,040	
32											18,570	
33											19,100	
											19,630	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 認理府設置法の一部を改正する法律案外五件

別表第二 稅務職俸給表

號 俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間												
1	38,890	12	31,770	12	28,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,460	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,990	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,510	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,030	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,760	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,490	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,320	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,150	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	12,680	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	13,530	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	15	14,470	15
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	15,420	21
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	16,370	24
14							35,330		28,840	24	24,970	24	17,310	
15									30,310		26,220			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

號 俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間												
1	38,890	12	31,770	12	28,710	12	16,370	12	12,150	12	9,450	12	8,090	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	17,310	12	12,680	12	10,280	12	8,510	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	8,930	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	19,210	12	14,470	12	12,150	12	9,450	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,280	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	22,460	12	17,310	12	14,470	12	12,150	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	12
9			46,540	24	35,330	12	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	12
10			48,840		37,110	18	26,220	12	20,260	12	17,310	12	14,470	12
11					38,890	21	27,480	12	21,300	12	18,260	12	15,420	12
12					40,670	24	28,840	15	22,460	18	19,210	12	16,370	12
13					42,450		30,310	18	23,710	18	20,260	12	17,310	12
14					44,230		31,770	21	24,970	21	21,300	18	18,260	12
15					46,540	24	26,220	21	22,460	18	19,210	12		
16							35,330		27,480	24	24,710	21	20,260	12
17									28,840	24	24,970	21	21,300	18
18									30,310		26,220	24	22,460	21
19											27,480	24	23,710	21
20											28,840		24,970	24
21													26,220	24
22													27,480	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入団警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級		8等級		
	俸 給 月 額	昇 給 期 間															
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,780	12	6,230	12	
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	8,200	12	6,530	12	
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,820	12	6,940	12	
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,450	12	7,360	12	
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	10,280	12	7,780	12	
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	11,210	12	8,200	12	
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	12,150	12	8,820	12	
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,680	12	9,450	12	
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	13,530	12	10,280	12	
10			48,840	18	37,110	15	28,840	15	23,710	12	20,260	12	14,470	12	11,210	12	
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	18	15,420	12	12,150	12	
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	16,370	15	12,680	12	
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	17,310	15	13,530	12	
14							35,330		28,840	21	24,970	21	18,260	18	14,470	15	
15									30,310	24	26,220	24	19,210	18	15,420	18	
16										31,770		27,480	24	20,260	18	16,370	21
17											28,840		21,300	21	17,310	21	
18												22,460		18,260	24		
19												23,710		19,210	24		
20												24,970		20,260			

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級	
	俸 給 月 額	昇 給 期 間								
1	34,180	12	23,920	12	17,740	12	13,400	12	8,200	12
2	35,860	12	25,390	12	18,890	12	14,150	12	8,820	12
3	37,530	12	26,850	12	20,150	12	15,000	12	9,450	12
4	39,210	12	28,320	12	21,410	12	15,840	12	10,080	12
5	40,880	12	29,780	12	22,660	12	16,790	12	11,120	12
6	42,560	12	31,250	12	23,920	12	17,740	12	12,260	12
7	44,230	12	32,720	12	25,390	12	18,890	12	13,400	12
8	45,910	12	34,180	12	26,850	12	20,150	12	14,150	12
9	47,580	12	35,860	12	28,320	12	21,410	12	15,000	12
10	49,260	15	37,530	12	29,780	12	22,660	15	15,840	12
11	50,940	21	39,210	12	31,250	15	23,920	18	16,790	15
12	52,610	24	40,880	18	32,720	18	25,390	18	17,740	18
13	54,290	24	42,560	21	34,180	21	26,850	18	18,890	18
14	55,960		44,230		35,860	24	28,320	21	20,150	18
15			45,910		37,530		29,780	24	21,410	18
16							31,250		22,660	18
17									23,920	21
18									25,390	24
19									26,850	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和二十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

ロ 海事職俸給表(二)

職務等級 号俸	1等級			2等級			3等級			4等級		
	俸給月額	昇給期	給間									
1	17,840	12	月	12,800	12	月	9,030	12	月	6,330	12	月
2	18,790	12		13,850	12		9,660	12		6,730	12	
3	19,730	12		14,900	12		10,290	12		7,150	12	
4	20,780	12		15,940	12		11,130	12		7,570	12	
5	21,830	12		16,890	12		11,970	12		7,990	12	
6	22,870	12		17,840	12		12,800	12		8,410	12	
7	23,920	12		18,790	12		13,850	12		9,030	12	
8	24,970	15		19,730	12		14,900	12		9,660	12	
9	26,020	15		20,780	12		15,940	12		10,290	12	
10	27,060	18		21,830	12		16,890	12		11,130	12	
11	28,110	18		22,870	15		17,840	15		11,970	12	
12	29,160	18		23,920	18		18,790	18		12,800	12	
13	30,200	18		24,970	18		19,730	18		13,850	12	
14	31,250	18		26,020	18		20,780	18		14,900	15	
15	32,300	21		27,060	21		21,830	18		15,940	18	
16	33,340	21		28,110	21		22,870	21		16,890	18	
17	34,390	24		29,160	24		23,920	21		17,840	21	
18	35,440	24		30,200	24		24,970	24		18,790	21	
19	36,490						26,020	24		19,730	24	
20							27,060			20,780	24	
21										21,830		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表
イ 教育職俸給表(一)

職務等級 号俸	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級			6等級		
	俸給月額	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	給間	俸給月額	昇給期間	給間									
1	60,360	31,460	12	20,360	12	月	16,790	12	月	11,310	12	月	8,200	12	月			
2	62,870	33,140	12	21,830	12		17,950	12		12,060	12		8,820	12				
3	65,390	34,810	12	23,290	12		19,100	12		13,000	12		9,650	12				
4	67,900	36,490	12	24,760	12		20,360	12		13,950	12		10,480	12				
5	70,410	38,160	12	26,430	12		21,830	12		14,900	12		11,310	12				
6	72,920	39,840	12	28,110	12		23,290	12		15,840	12		12,060	12				
7	75,440	41,510	12	29,780	12		24,760	12		16,790	12		13,000	12				
8	78,580	43,190	12	31,460	12		26,430	12		17,950	12		13,950	12				
9	81,720	44,860	12	33,140	12		28,110	15		19,100	15		14,900	12				
10		46,540	12	34,810	12		29,780	15		20,360	15		15,840	12				
11		48,210	12	36,490	12		31,460	15		21,830	15		16,790	12				
12		49,890	12	38,160	15		33,140	15		23,290	15		17,950	12				
13		51,980	12	39,840	15		34,810	15		24,760	18		19,100	15				
14		54,080	15	41,510	15		36,490	15		26,430	18		20,360	18				
15		56,170	15	43,190	15		38,160	15		28,110	18		21,830	18				
16		58,270	15	44,860	18		39,840	15		29,780	18		23,290	18				
17		60,360	18	46,540	21		41,510	15		31,460	21		24,760	21				
18		62,870	21	48,210	21		43,190	18		33,140	21		26,430	21				
19		65,390	24	49,890	24		44,860	21		34,810	24		28,110	24				
20		67,900		51,980			46,540	24		36,490	24		29,780	24				
21							48,210	24		38,160			31,460					
22							49,890											

備考 (一) この表は、大学及び専科大学並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。
 (三) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。
 (四) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

口 教育職俸給表(二)

号俸 職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	27,060	12	11,310	12	7,360	12
2	28,320	12	12,060	12	7,780	12
3	29,580	12	13,000	12	8,200	12
4	30,830	12	13,950	12	8,820	12
5	32,090	12	14,900	12	9,650	12
6	33,340	12	15,840	12	10,480	12
7	34,920	12	16,790	12	11,310	12
8	36,490	12	17,740	12	12,060	12
9	38,060	12	18,690	12	13,000	12
10	39,630	12	19,730	12	13,950	12
11	41,200	12	20,780	12	14,900	12
12	42,770	12	21,830	12	15,840	12
13	44,340	12	22,870	12	16,790	12
14	45,910	12	23,920	12	17,740	12
15	47,480	12	24,970	12	18,690	12
16	49,050	18	26,020	12	19,730	12
17	50,620	21	27,060	12	20,780	12
18	52,190	21	28,320	12	21,830	12
19	53,760	24	29,580	12	22,870	15
20	55,330		30,830	12	23,920	18
21			32,090	12	24,970	18
22			33,340	12	26,020	18
23			34,920	12	27,060	24
24			36,490	15	28,320	24
25			38,060	15	29,580	
26			39,630	15		
27			41,200	15		
28			42,770	18		
29			44,340	21		
30			45,910	21		
31			47,480	24		
32			49,050			

備考 この表は、専科大学及び高等学校並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

八 教育職俸給表(三)

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	21,300	12	8,820	12	7,360	12
2	22,350	12	9,650	12	7,780	12
3	23,400	12	10,480	12	8,200	12
4	24,440	12	11,310	12	8,820	12
5	25,490	12	11,950	12	9,650	12
6	26,540	12	12,680	12	10,480	12
7	27,690	12	13,530	12	11,310	12
8	28,950	12	14,470	12	11,950	12
9	30,200	12	15,420	12	12,680	12
10	31,460	12	16,370	12	13,530	12
11	32,720	12	17,310	12	14,470	12
12	33,970	12	18,260	12	15,420	12
13	35,230	12	19,210	12	16,370	12
14	36,490	12	20,260	12	17,310	12
15	37,740	12	21,300	12	18,260	12
16	39,000	12	22,350	12	19,210	18
17	40,570	12	23,400	12	20,260	18
18	42,140	15	24,440	12	21,300	21
19	43,710	18	25,490	12	22,350	21
20	45,280	21	26,540	12	23,400	24
21	46,850	21	27,690	12	24,440	
22	48,420	24	28,950	12		
23	49,990		30,200	15		
24			31,460	15		
25			32,720	15		
26			33,970	15		
27			35,230	15		
28			36,490	15		
29			37,740	18		
30			49,000	21		
31			40,570	21		
32			42,140	24		
33			43,710			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

別表第六 研究職俸給表

号 俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	60,360	38,890	12	27,480	12	19,210	12	12,150	12	10,880	12	6,830	12	
2	62,870	40,670	12	28,840	12	20,260	12	12,780	12	11,410	12	7,940	12	
3	65,390	42,450	12	30,310	12	21,300	12	13,630	12	12,150	12	7,360	12	
4	67,900	44,230	12	31,770	12	22,460	12	14,470	12	12,780	12	7,780	12	
5	70,410	46,540	12	33,550	12	23,710	12	15,420	12	13,630	12	8,200	12	
6	72,920	48,840	12	35,330	12	24,970	12	16,370	12	14,470	12	9,020	12	
7	75,440	51,150	12	37,110	12	26,220	12	17,310	12	15,420	12	9,950	12	
8	78,580	53,450	12	38,890	12	27,480	12	18,260	12	16,370	12	10,880	12	
9	81,720	55,750	15	40,670	12	28,840	12	19,210	12	17,310	12	11,410	12	
10		58,060	21	42,450	12	30,310	12	20,260	12	18,260	12	12,150	12	
11		60,360	24	44,230	12	31,770	12	21,300	12	19,210	12	12,780	15	
12		62,870		46,540	15	33,550	12	22,460	12	20,260	12	13,630	18	
13				48,840	21	35,330	12	23,710	12	21,300	12	14,470	21	
14				51,150	24	37,110	15	24,970	12	22,460	18	15,420	24	
15				53,450		38,890	18	26,220	12	23,710	18	16,370		
16						40,670	18	27,480	12	24,970	18			
17						42,450	18	28,840	12	26,220	21			
18						44,230	24	30,310	12	27,480	21			
19						46,540	24	31,770	18	28,840	24			
20						48,840		33,550	18	30,310	24			
21								35,330	21	31,770				
22								37,110	24					
23								38,890	24					
24								40,670						

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

号 俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	
1	60,360	39,840	12	28,110	12	19,200	12	12,560	12		
2	62,870	41,510	12	29,780	12	20,360	12	13,600	12		
3	65,390	43,190	12	31,460	12	21,830	12	14,450	12		
4	67,900	44,860	12	33,140	12	23,290	12	15,300	12		
5	70,410	46,540	12	34,810	12	24,760	12	16,140	12		
6	72,920	48,210	12	36,490	12	26,430	12	16,990	12		
7	75,440	49,890	12	38,160	12	28,110	12	18,050	12		
8	78,580	51,580	12	39,840	12	29,780	12	19,200	12		
9	81,720	54,080	12	41,510	12	31,460	12	20,360	12		
10		56,170	15	43,190	12	33,140	12	21,830	12		
11		58,270	21	44,860	18	34,810	12	23,290	12		
12		60,360	24	46,540	18	36,490	15	24,760	12		
13				48,210	18	38,160	15	26,430	12		
14				49,890	21	39,840	18	28,110	15		
15				51,580	24	41,510	18	29,780	15		
16				54,080		43,190	18	31,460	15		
17						44,860	21	33,140	15		
18						46,540	24	34,810	15		
19						48,210		36,490	18		
20								38,160	21		
21								39,840			
22								41,150	24		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級	
	俸給月額	昇給期間										
1	35,330	12	24,970	12	14,470	12	10,680	12	8,200	12	7,040	12
2	37,110	12	26,220	12	15,420	12	11,210	12	9,020	12	7,360	12
3	38,890	12	27,480	12	16,370	12	11,950	12	9,850	12	7,780	12
4	40,670	12	28,840	12	17,310	12	12,680	12	10,680	12	8,200	12
5	42,450	12	30,310	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	9,020	12
6	44,230	18	31,770	12	19,210	12	14,470	12	11,950	12	9,850	12
7	46,540	21	33,550	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,680	12
8	48,840	24	35,330	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	15
9	51,150	24	37,110	18	22,460	12	17,310	12	14,470	12	11,950	21
10	53,450	24	38,890	21	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	24
11					40,670	24	24,970	12	19,210	12	16,370	12
12					42,450	24	26,220	12	20,260	12	17,310	12
13					44,230		27,480	15	21,300	12	18,260	12
14							28,840	18	22,460	18	19,210	18
15							30,310	18	23,710	18	20,260	21
16							31,770	21	24,970	21	21,300	21
17							33,550	24	26,220	21	22,460	24
18							35,330		27,480	24	23,710	24
19									28,840	24	24,970	
20									30,310			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	19,420	12	14,580	12	10,070	12	7,470	12
2	20,470	12	15,630	12	10,590	12	8,090	12
3	21,510	12	16,580	12	11,230	12	8,710	12
4	22,560	12	17,520	12	11,970	12	9,340	12
5	23,610	12	18,470	12	12,800	12	10,070	12
6	24,650	12	19,420	12	13,640	12	10,590	12
7	25,700	12	20,470	12	14,580	12	11,230	12
8	26,750	12	21,510	12	15,630	12	11,970	12
9	28,000	12	22,560	12	16,580	12	12,800	12
10	29,260	18	23,610	12	17,520	12	13,640	15
11	30,520	18	24,650	18	18,470	18	14,580	18
12	31,770	21	25,700	18	19,420	21	15,630	21
13	33,030	21	26,750	21	20,470	24	16,580	24
14	34,290	24	28,000	21	21,510	24	17,520	24
15	35,540	24	29,260	24	22,560		18,470	
16	36,800		30,520	24				
17			31,770					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部改正)の一部を次のように改正する。

附則第六項前段「職員」の下に「(附則第二十項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が「級地」とされていた地域に在勤するものを除く。)」を加え、同項後段を削る。

附則第十七項中「前項前段」を「前項」に、「百分の二十」を「百分の十五」に、「百分の十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、「級地」である場合にあつては百分の五」を削る。

附則第十八項中「附則第十六項前段」を附則第十六項に改める。

附則第十九項中「附則第十六項前段」を附則第十六項には、「その者が受ける調整額の月額」を

「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」に改める。

附則第二十項を削り、附則第二十一項中「附則第十七項」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第号)の規定による改正前の附則第十七項」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の月額」を「これらの規定による暫定手当の月額」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の額」を「附則第十七項から前項までの規定による暫定手当の額」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第二十二項から附則第四十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

○公布の日から施行し、
(適用)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

2 (昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)別表第一から別表第七までに掲げる俸給表(以下「俸給表」という。)の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間ににおける適用については、俸給表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表第一から附則別表第七までに定めるところによつてそれぞれ読み替えるものとする。

(俸給表の改正に伴う措置)

3 (昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において法第六条の二後段若しくは第八条第

八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4 諸項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

(給与の内訳)

5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日から同年三月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内訳とみなす。

(暫定手当の特例)

6 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)附則第十九項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間ににおける適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一 行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。)の読み替え表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,830	6,500	19,210	18,300	44,230	42,200
7,040	6,700	20,260	19,300	46,540	44,400
7,360	7,000	21,300	20,300	48,840	46,600
7,780	7,400	22,460	21,400	51,150	48,800
8,200	7,800	23,710	22,600	53,450	51,000
9,020	8,600	24,970	23,800	55,750	53,200
9,850	9,400	26,220	25,000	58,060	55,400
10,680	10,200	27,480	26,200	60,360	57,600
11,210	10,700	28,840	27,500	62,870	60,000
11,950	11,400	30,310	28,900	65,390	62,400
12,680	12,100	31,770	30,300	67,900	64,800
13,530	12,900	33,550	32,000	70,410	67,200
14,470	13,800	35,330	33,700	72,920	69,600
15,420	14,700	37,110	35,400	75,440	72,000
16,370	15,600	38,890	37,100	78,580	75,000
17,310	16,500	40,670	38,800	81,720	78,000
18,260	17,400	42,450	40,500		

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

附則別表第二 行政職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
5,600	5,300	11,230	10,700	22,140	21,100
5,700	5,400	11,860	11,300	22,770	21,700
5,810	5,500	12,490	11,900	23,400	22,300
5,910	5,600	13,120	12,500	24,030	22,900
6,120	5,800	13,750	13,100	24,650	23,500
6,320	6,000	14,370	13,700	25,280	24,100
6,530	6,200	15,000	14,300	25,910	24,700
6,730	6,400	15,630	14,900	26,540	25,300
6,940	6,600	16,260	15,500	27,170	25,900
7,250	6,900	16,890	16,100	27,800	26,500
7,570	7,200	17,510	16,700	28,420	27,100
7,880	7,500	18,040	17,200	29,050	27,700
8,200	7,800	18,570	17,700	29,680	28,300
8,610	8,200	19,100	18,200	30,310	28,900
9,030	8,600	19,630	18,700	30,940	29,500
9,560	9,100	20,260	19,300	31,560	30,100
10,080	9,600	20,880	19,900	32,190	30,700
10,600	10,100	21,510	20,500	32,820	31,300

附則別表第三 稅務職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,460	7,100
7,990	7,600
8,510	8,100
8,930	8,600
9,760	9,300
10,490	10,000
11,320	10,800
12,150	11,600

附則別表第四 公安職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,090	7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第五 公安職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,230	5,900
6,530	6,200
6,940	6,600
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
8,820	8,400
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第六 海事職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額の読み替える額

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,200	7,800	20,150	19,200	39,210	37,400
8,820	8,400	21,410	20,400	40,880	39,000
9,450	9,000	22,660	21,600	42,560	40,600
10,080	9,600	23,920	22,800	44,230	42,200
11,120	10,600	25,390	24,200	45,910	43,800
12,260	11,700	26,850	25,600	47,580	45,400
13,400	12,800	28,320	27,000	49,260	47,000
14,150	13,500	29,780	28,400	50,940	48,600
15,000	14,300	31,250	29,800	52,610	50,200
15,840	15,100	32,720	31,200	54,290	51,800
16,790	16,000	34,180	32,600	55,960	53,400
17,740	16,900	35,860	34,200		
18,890	18,000	37,530	35,800		

昭和三十四年四月八日 参議院会議録第二十五号 総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

附則別表第七 海事職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読み替える額

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,330	6,000	13,850	13,200	26,020	24,800
6,730	6,400	14,900	14,200	27,960	25,800
7,150	6,800	15,940	15,200	28,110	26,800
7,570	7,200	16,890	16,100	29,160	27,900
7,990	7,600	17,840	17,000	30,200	28,800
8,410	8,000	18,790	17,900	31,250	29,800
9,030	8,600	19,730	18,800	32,300	30,800
9,660	9,200	20,780	19,800	33,340	31,800
10,290	9,800	21,830	20,800	34,390	32,800
11,130	10,600	22,870	21,800	35,440	33,800
11,970	11,400	23,920	22,800	36,490	34,800
12,800	12,200	24,970	23,800		

昭和三十一年四月八日 参議院会議録第二十五号

総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

附則別表第八 教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第十二に掲げるものを除く。)の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,200	7,800	23,290	22,200	48,210	46,000
8,820	8,400	24,760	23,600	49,890	47,600
9,650	9,200	26,430	25,200	51,980	49,600
10,480	10,000	28,110	26,800	54,080	51,600
11,310	10,800	29,780	28,400	56,170	53,600
12,060	11,500	31,460	30,000	58,270	55,600
13,000	12,400	33,140	31,600	60,360	57,600
13,950	13,300	34,810	33,200	62,870	60,000
14,900	14,200	36,490	34,800	65,390	62,400
15,840	15,100	38,160	36,400	67,900	64,800
16,790	16,000	39,840	38,000	70,410	67,200
17,950	17,100	41,510	39,600	72,920	69,600
19,100	18,200	43,190	41,200	75,440	72,000
20,360	19,400	44,860	42,800	78,580	75,000
21,830	20,800	46,540	44,400	81,720	78,000

附則別表第九 教育職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360	7,000	18,690	17,800	34,920	33,300
7,780	7,400	19,730	18,800	36,490	34,800
8,200	7,800	20,780	19,800	38,060	36,300
8,820	8,400	21,830	20,800	39,630	37,800
9,650	9,200	22,870	21,800	41,200	39,300
10,480	10,000	23,920	22,800	42,770	40,800
11,310	10,800	24,970	23,800	44,340	42,300
12,060	11,500	26,020	24,800	45,910	43,800
13,000	12,400	27,060	25,800	47,480	45,300
13,950	13,300	28,320	27,000	49,050	46,800
14,900	14,200	29,580	28,200	50,620	48,300
15,840	15,100	30,830	29,400	52,190	49,800
16,790	16,000	32,090	30,600	53,760	51,300
17,740	16,900	33,340	31,800	55,330	52,800

附則別表第十 教育職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360	7,000	18,260	17,400	33,970	32,400
7,780	7,400	19,210	18,300	35,230	33,600
8,200	7,800	20,260	19,300	36,490	34,800
8,820	8,400	21,300	20,300	37,740	36,000
9,650	9,200	22,350	21,300	39,000	37,200
10,480	10,000	23,400	22,300	40,570	38,700
11,310	10,800	24,440	23,300	42,140	40,200
11,950	11,400	25,490	24,300	43,710	41,700
12,680	12,100	26,540	25,300	45,280	43,200
13,530	12,900	27,690	26,400	46,850	44,700
14,470	13,800	28,950	27,600	48,420	46,200
15,420	14,700	30,200	28,800	49,990	47,700
16,370	15,600	31,460	30,000		
17,310	16,500	32,720	31,200		

附則別表第十一 研究職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,830	6,500
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,950	9,500
10,880	10,400
11,410	10,900
12,150	11,600
12,780	12,200
13,630	13,000

附則別表第十二 医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち19,200円以下の額の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
12,560	12,000
13,600	13,000
14,450	13,800
15,300	14,600
16,140	15,400
16,990	16,200
18,050	17,200
19,200	18,300

昭和三十四年四月八日

總理府設置法の一部を改正する法律案外五件

參議院議長松野鶴平殿

する。
昭和三十四年四月七日

第一條第二十九号を次のように改める。

附則別表第十三 医療職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読み替表

俸給表の俸 給月額欄に 掲げる額	読み え る 替 額	俸給表の俸 給月額欄に 掲げる額	読み え る 替 額	俸給表の俸 給月額欄に 掲げる額	読み え る 替 額
円 7,470	7,100	円 15,630	円 14,900	円 26,750	円 25,500
8,090	7,700	16,580	15,800	28,000	26,700
8,710	8,300	17,520	16,700	29,260	27,900
9,340	8,900	18,470	17,600	30,520	29,100
10,070	9,600	19,420	18,500	31,770	30,300
10,590	10,100	20,470	19,500	33,030	31,500
11,230	10,700	21,510	20,500	34,290	32,700
11,970	11,400	22,560	21,500	35,540	33,900
12,800	12,200	23,610	22,500	36,800	35,100
13,640	13,000	24,650	23,500		
14,580	13,900	25,700	24,500		

別表第一

〔審査報告書は都合により追録なし〕

一条第二十九号の改正規定は、公布より昭和二十四年四月一日の日から施行〇する。

二十九　国家公務員法第二条第三項
三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第十五号に掲げる

から適用
一条第二十九号の改正規定は、公布
○して、昭和二十四年四月一日
の日から施行○する。

〔俸給額〕及び「俸給額」を「俸給月額」に改め、同条第二項中「俸給額」を「俸給月額」に改め、同条第四項中

「俸給月額」とあるのは「俸給額」と、「」を削る。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 加藤鐸五郎
參議院議長 松野鶴平殿

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第一條中「國家公務員等退職手部を次のように改正する。

「當暫定措置法」を「國家公務員等退職手当法」に改める。

第四条第三項中「三等空尉以上
の自衛官」の下に「(以下「幹部自衛
官」とす。)」と記載、「整合二項」

官」と「」を加え「俸給月額」を「俸給月額」に改める。

第三条第一項但書に列記以外の部
分中「俸給類」(參事官等及び事務官
等にあつては俸給月額、自衛官に
あつては俸給日額をいう。以下同)

千五百八十五円」に改め、同条第三項を次のよう改める。

第十九条第一項中「、その居住する日について」を削り、同条第

る。のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。」に改め

第十六条第二項中「勤務しない
つた日については」を「勤務しない
ときは」に、「勤務したものとみな
される日を除き、支給しない。」を
「勤務したものとみなされる場合

び事務官等の」を削り、同条第四項を削る。

第十一條の三中「俸給額」を「俸給月額」に改める。
第十二條第三項中「參事官等及

「「俸給用額」とあるのは「俸給額」と、「」を削る。
第十一条第一項中「事務次官、議長、参事官等及び事務官等」を「職員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず」を「前項の場合において」に、「俸給は、支給しない。」を「政令で定めるところにより、俸給を減額して支給する。」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前各項に定めるものを除く。

第十一条の三中「俸給額」を「俸給額」に改める。
第十二条第三項中「参事官等及び事務官等の」を削り、同条第四項を削る。
第十六条第二項中「勤務しながらつた日については」を「勤務しないときは」に、「勤務したものとみなされる日を除き、支給しない。」を「勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。」に改める。
第十八条第一項中「その居住する日にについて」を削り、同条第二項中「月額七十五円」を「月額二千五百八十五円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の營外手当は、陸曹等が勤務しないときは、政令で定めるところにより、減額して支給する。

第十八条の二第二項中「自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。）にあつては俸給、扶養手当及び營外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官にあつては俸給、扶養手当及び營外手当の月額の合計額の三十倍に相当する額」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官を除く。」にあつては、俸給及び營外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官にあつては、俸給及び營外手当の月額の合計額の三十倍に相当する額」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官を除く。」に改める。

第二十三条第二項中「参事官等及び事務官等」を「参事官等、事務官等及び幹部自衛官」に、「自衛官」を「陸曹等」に改める。

第二十七条第一項中「同法第四条第一項中確定した日」の属するに改める。

月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」という。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三月の給与期間」とを削る。

第二十八条第一項各号列記以外の部分中「俸給月額」の下に「（俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。以下本条において同じ。）を加え、同条第二項のただし書きを次のように改める。

ただし、その者の退職手当の額が国家公務員等退職手当法第五条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

第二十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 任用期間の定のある隊員のうち自衛隊法第三十六条第四項の規定により既に三回以上任用された者に対する前三項の規定の適用については、第一項中「百日」とあるのは「七十五日」と、第二項中「四日」とあるのは「三日」とする。

第二十九条第五項中「前項」を「第三項」に改め、同項ただし書きを次のように改める。

第二項たゞし書の規定は、
の場合について準用する。
第二十八条の二第一項中「國家
公務員等退職手当暫定措置法第一
条第二項」を「國家公務員等退職手
当法第八条第二項」に改め、同
条第二項中「國家公務員等退職手
当暫定措置法」を「國家公務員等
退職手当法」に改め、「同法第
三条第一項中「二十五日分」とあ
るのは「三十日分」とを削り、「一
十年以上」を「二十年以上二十五年
未満の期間」に改め、同条第三項
中「前条」の下に「又は第一項」を加
え、「國家公務員等退職手当暫定
措置法」を「國家公務員等退職手
当法」に改め、同条第四項中「國家公
務員等退職手当暫定措置法」を「國
家公務員等退職手当法」に改める。
第二十八条の三中「國家公務員
等退職手当暫定措置法」を「國家公
務員等退職手当法」に、「日額(そ
の者が自衛官として受けたいた最
終の俸給日額に満たないときは、
その最終の俸給日額)に三十を乗
じて得た額」を「俸給月額(その者
が自衛官として受けたいた最
終の俸給日額に満たないときは、
その最終の俸給日額)」に改め、
一日以前に自衛官又は旧保安隊
の保安官、旧警察予備隊の警察
官、旧警備隊の警備官若しくは旧
海上警備隊の海上警備官として退
職し、予備自衛官に採用された者
にあつては、その者が自衛官又は
旧保安隊の保安官、旧警察予備隊
の警察官、旧警備隊の警備官若し
くは旧海上警備隊の海上警備官と

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 等級 号	參事官等					
		1等級		2等級		3等級	
俸給月額	俸	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
円 90,000	1	50,380	12	36,150	12	19,700	12
	2	52,960	12	38,180	12	20,780	12
	3	55,580	12	40,210	12	21,860	12
	4	58,210	12	42,230	12	23,060	12
	5	60,830	12	44,260	12	24,240	12
	6	63,440	12	46,280	12	25,560	12
	7	66,070	12	48,310	12	26,980	12
	8	68,690	15	50,330	12	28,420	12
	9	71,550	21	52,960	15	29,840	12
	10	74,410	24	55,580	21	31,270	12
	11	77,270		58,210	24	32,820	12
	12			60,830		34,490	12
	13					36,150	12
	14					38,180	12
	15					40,210	12
	16					42,230	18
	17					44,260	21
	18					46,280	24
	19					48,310	

して受けていた最終の俸給日額を、三十を乗じて得た額をいふ。以下本項において同じ。」に満たないときは、その最終の俸給月額)に相当する額」に改める。

五十九条第二項に改め、同項を同条第一項とする。

昭和十四年四月八日

参議院会議録第二十五号 総理府設置法の一部を改正する法律案外五件

別表第二 白衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空		將將將		陸海空		將將將補補		1等陸佐 1等海佐 1等空佐		2等陸佐 2等海佐 2等空佐		3等陸佐 3等海佐 3等空佐		尉尉尉		1等陸海尉 1等空尉		2等陸海尉 2等空尉		
	甲		乙		俸給月額		俸給月額		昇給期間		俸給月額		俸給月額		昇給期間		俸給月額		昇給期間		
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1	73,800	56,720	12	48,180	12	39,040	12	32,940	12	28,060	12	23,480	12	19,520	12	16,320	12	13,130	12	11,450	12
2	77,460	59,470	12	50,320	12	41,170	12	34,770	12	29,580	12	25,010	12	20,430	12	17,230	12	14,210	12	12,070	12
3	81,120	62,210	12	52,450	12	43,310	12	36,900	12	31,110	12	26,530	12	21,350	12	18,150	12	15,320	12	13,130	12
4	85,090	64,960	12	54,590	12	45,440	12	39,040	12	32,940	12	28,060	12	22,260	12	19,520	12	16,320	12	14,210	12
5	88,720	67,700	12	56,720	12	48,180	12	41,170	12	34,770	12	29,580	12	23,480	12	20,430	12	17,230	12	15,320	12
6		70,750	12	59,470	12	50,320	12	43,310	12	36,900	12	31,110	12	25,010	12		12		12		12
7		73,800	18	62,210	15	52,450	12	45,440	12	39,040	12	32,940	12	26,530	12		12		12		12
8		77,460	21	64,960	18	54,590	15	48,180	15	41,170	15	34,770	18	28,060	18		18		18		18
9		81,120	24	67,700	21	56,720	21	50,320	21	43,310	21	36,900	18	29,580	18		18		18		18
10		85,090		70,750	24	59,470	24	52,450	24	45,440	24	39,040	21	31,110	21		21		21		21
11				73,800		62,210		54,590	24	48,180	24	41,170	24	32,940	21		21		21		21
12								56,720		50,320		43,310			36,900						
13																					
14																					

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の号俸は、総ときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹		2等陸曹 2等海曹 2等空曹		3等陸曹 3等海曹 3等空曹		陸士 海空士		長長 長長		1等陸士 1等海士 1等空士		2等陸士 2等海士 2等空士		3等陸士 3等海士 3等空士		俸給月額		俸給月額		
	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	俸 給 月	昇 給 期 間	
16,320	12	13,130	12	11,450	12	10,350	12	8,320	12	7,240	12	6,400	12	5,920							
17,230	12	14,210	12	12,070	12	11,450	12	9,270	12	7,730	12										
18,150	12	15,320	12	13,130	12	12,070	12	10,350	12	8,320											
19,520	12	16,470	12	14,210	12	13,130	15	11,450	15												
20,430	12	17,690	12	15,320	12	14,210	18	12,070													
21,350	12	19,060	12	16,470	12	15,320															
22,260	12	20,430	12	17,690	18																
23,480	18	21,810	18	19,060	18																
25,010	18	23,180	18	20,430	21																
26,530	21	24,550	21	21,810	24																
28,060	21	25,920	21	23,180																	
29,580	24	27,450	24																		
31,110	24	28,970	24																		
32,940		30,500																			

理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸を受けるに至つた時から長期間経過した

官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、航空手当、乗組手当、落成手当、下さん隊員手当、營外手当及び隔離手当等の規定に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日から十日以内に、遠地手当は、(同法第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の月十日までの間ににおいて支給する。

附則別表 参事官等の俸給替表

俸給表の俸 給月額欄に 掲げる額	読み替える 額	俸給表の俸 給月額欄に 掲げる額	読み替える 額	俸給表の俸 給月額欄に 掲げる額	読み替える 額
円 19,700	円 18,780	円 32,820	円 31,300	円 52,960	円 50,500
20,780	19,800	34,490	32,900	55,580	53,000
21,860	20,800	36,150	34,500	58,210	55,500
23,060	22,000	38,180	36,400	60,830	58,000
24,240	23,200	40,210	38,300	63,440	60,500
25,560	24,400	42,230	40,200	66,070	63,000
26,980	25,700	44,260	42,200	68,690	65,500
28,420	27,100	46,280	44,200	71,550	68,300
29,840	28,500	48,310	46,200	74,410	72,000
31,270	29,900	50,330	48,200	77,270	73,700

<p>12</p> <p>規定の例により計算して得た額に満たないときは、この限りでない。</p> <p>(給手の内扱)</p>
<p>123</p> <p>この法律の施行前に旧法の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日以前の期間に係る給手は、新法の規定による給手の内扱とみなす。</p> <p>(傷病手当金の支給に関する経過措置)</p> <p>この法律の施行の際 昭和三十四年四月一日こね、て 現に旧法第二十九条第二項の規定 により傷病手当金の支給を受けて</p>

いる者については、新法第二十九条の規定にかかわらず、なお從前置の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

大蔵省設置法（昭和十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

参議院議長松野龍平殿
大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律

第二十四条の表門司税關の項中「唐津市」の下に「伊万里市」を加え、同表長崎税關の項中「柳川市」の下に「筑後市、八女市、大川市」を加える。
第三十四条第四号中「じょう造」を「醸造」に改める。
第三十九条の次に次の一条を加える。

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

恩給法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。

衆議院議長 加藤鐸五郎
參議院議長 松野鶴平殿

國務大臣

内閣總理大臣

外務大臣

大藏大臣

文部大臣

厚生大臣

郵政大臣

建設大臣

國務大臣

岸信介君

藤山愛一郎君

橋本龍伍君

佐藤榮作君

寺尾道太君

遠藤三郎君

伊能繁次郎君

政府委員

内閣官房長官

赤城宗徳君

法制局長官

林修三君

人事院事務總局長

瀧本忠雄君

人事院事務總局給事長

松野頼三君

総理府総務長官

木島虎藏君

法務政務次官

竹内俊吉君

外務政務次官

佐野廣君

大藏政務次官

池田清志君

厚生政務次官

石坂繁君

農林政務次官

中川俊思君

通商產業政務次官

大島秀一君

政務次官

廣瀬正雄君

郵政政務次官

生田宏一君

労働政務次官

德安實藏君

昭和三十四年四月八日 參議院会議録第二十五号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
発行所
東京大蔵省印刷局
電話九段三一五
正規新宿区市ヶ谷本町一五